

令和 4（2022）年度

# 自己点検・評価報告書

（令和 5（2023）年度 大学評価申請用）



皇學館大学

## 目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	17
第4章 教育課程・学習成果	23
第5章 学生の受け入れ	39
第6章 教員・教員組織	49
第7章 学生支援	61
第8章 教育研究等環境	72
第9章 社会連携・社会貢献	83
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	94
第2節 財務	106
終章	110

## 序 章

### 序 章

#### 1. 本学の自己点検・評価の基本方針

本学の歴史は、明治15年4月に神宮祭主久邇宮朝彦親王の令達により、林崎文庫内に皇學館が創設されたことに始まる。明治33年2月には賀陽宮邦憲王より「令旨」を賜り、建学の精神として奉戴してきた。後に、本学は、内務省所管の官立専門学校、文部省所管の官立大学となるも、昭和20年発令の神道指令により翌年廃学となった。その後、昭和37年4月に私立大学として文学部2学科の体制で再興された。再興後、学部・学科の増設、改組改編等を経て、現在、3学部6学科2研究科を擁する大学となっている。

本学の「目的」は「皇學館大学学則」第1条に次のように明記している。

第1条 皇學館大学(以下「本学」という。)は、わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

この第1条の目的を達成するために、「皇學館大学学則」第2条において「自己点検及び評価」について以下のように定めている。

第2条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、皇學館大学自己点検・評価規程及び皇學館大学質保証・質向上委員会規程に定める。

なお、大学院についても、「皇學館大学大学院学則」第2条において「目的」を、第3条においてその目的を達成するために自己点検及び評価を行うことを明確に定めている。

第2条 本大学院は、神宮皇學館大學の建学の精神を継承して、わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

第3条 本大学院は、教育研究上の水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、皇學館大学自己点検・評価規程及び皇學館大学質保証・質向上委員会規程に定める。

本学の自己点検・評価の「範囲」「組織」は、「皇學館大学自己点検・評価規程」第2条・第3条において以下のように定めている。

第2条 自己点検・評価を実施する範囲は、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」をふまえた基本理念、教育研究及び管理運営の各分野とする。

第3条 自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置く。

- (1) 皇學館大学質保証・質向上委員会
- (2) 皇學館大学外部評価委員会

皇學館大学質保証・質向上委員会については「皇學館大学質保証・質向上委員会規程」、皇學館大学外部評価委員会については「皇學館大学外部評価委員会内規」においてその任務

## 序 章

等を明確に規定している。

このように、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、皇學館大学質保証・質向上委員会と皇學館大学外部評価委員会を中心に本学の自己点検・評価は実施されている。

### 2. 前回の認証評価結果に対する対応

前回（平成 28 年度受審）の大学基準協会による認証評価については、平成 26 年から約 2 年をかけ、点検・評価を実施し、「平成 27 年度（2015 年度）皇學館大学自己点検・評価報告書」を提出した。その結果、平成 29 年 3 月に「皇學館大学に対する大学評価（認証評価）結果」として、「評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は 2024（平成 36）年 3 月 31 日までとする」との評価結果を得た。その際の報告書、評価結果は、大学ホームページに公表している。

なお、この「皇學館大学に対する大学評価（認証評価）結果」では、「努力課題」として 9 項目、「改善勧告」として 1 項目が指摘された。それらの項目に対して、学長を中心とする教学運営会議が改善に取り組み、令和 2 年度に「改善報告書」を提出した。その結果、令和 3 年 3 月付で「改善報告書の検討結果」が示された。その中で、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」については「なし」であった。しかしながら、「改善が不十分な事項については、更なる改善を求める」とし、努力課題 1 項目が挙げられた。教育学研究科修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率が低かったことに対し、大学院奨学金制度の新設と授業料値下げを実施したが、十分な改善には至らなかった点が該当する。本学では「将来ビジョン 140・第 2 期中期行動計画 令和 2 年度～令和 6 年度」において大学院改革施策の一環として引き続き改善に取り組んでいる。

「皇學館大学に対する大学評価（認証評価）結果」で指摘を受けた「努力課題」9 項目のうち 6 項目は教育内容・方法・成果についてであった。本学では、それらの改善を進めていく過程で、各学科・研究科の自己点検・評価の PDCA サイクルと全学的な内部質保証システムの PDCA サイクルを連動させることの重要性を再認識することとなった。第 3 期に当たる今回の認証評価に向けて、あらためてこの 7 年間の軌跡を辿って、第 2 期からの進化を念頭に置いたうえで本報告書をまとめるに至った。

本学の内部質保証システムは第 2 期に作成した「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」を中心としている。令和 2 年度にこの実施要綱を大幅に見直し、令和 3 年度から第 3 期認証評価にふさわしい本学独自の内部質保証システムを充実させることとした。また、外部評価委員会からの意見やアドバイスを有効に活用する体制を整えた。

令和 4 年には本学は創立 140 周年・再興 60 周年という大きな節目を迎えた。この 7 年間は、本学の体制の形成と新たな展開が推進された時にあたった。

本報告書は、大学基準協会に提出するとともに、本学の今後に向けて、自ら改革・改善を行うための原動力と位置づけ、内部質保証の充実を図るものである。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

皇學館大学（以下、「本学」という。）は、「学校法人皇學館寄附行為」第3条に定められた法人設立の目的である「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従った学校教育を行い、神道の精神に則り、わが国の歴史・伝統に基づく文化を究明し、祖国を愛する心を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを目的とする」に則り設置された。この法人設立の目的を受けて、本学の理念・目的として「皇學館大学学則」（以下、「学則」という。）第1条に「皇學館大学は、わが国民の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする」と設定している（根拠資料1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】）。

わが国民の歴史と伝統に基づく文化を究明し、その結果を持って文化を次世代に伝え、さらに新たな時代を作り出していく糧をえることを目的としていることは、高等教育機関としてふさわしいと言え、大学として適切に理念・目的を設定していると評価する。また、神道の精神に則り、祖国愛の精神を教育培養する点で、本学の大学としての個性、特徴を十分に示していると評価する。

この目的に対して、平成28年度の公益財団法人大学基準協会による大学評価においては、「1900（明治33）年に神宮祭主の賀陽宮邦憲王から賜った令旨には「わが国の歴史に根差した道義と学問とを学び、実際の社会の中で実践して、文明の発展に貢献する」と述べられており、これを創設時の建学の精神として伊勢の神宮における長い神道研究の伝統を継承している」と評価されており、本学の理念・目的は適切に設定している（根拠資料1-3【ウェブ】）。

文学部における4学科（神道学科、国文学科、国史学科、コミュニケーション学科）、教育学部・教育学科、現代日本社会学部・現代日本社会学科の教育研究上の目的は、学則第3条の2に定められたとおりである（根拠資料1-2【ウェブ】）。

文学研究科、教育学研究科の目的は「皇學館大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第2条に、また文学研究科の3専攻（神道学専攻、国文学専攻、国史学専攻）と教育学研究科（教育学専攻）の教育研究上の目的は、同じく第4条に定められたとおりである（根拠資料1-4【ウェブ】）。

本学の各学部・学科、各研究科・専攻の教育研究上の目的は、大学の理念・目的と強く関連している。例えば、文学部の神道学科、国文学科、国史学科の3学科においては、本学の理念・目的のうち、特に、伝統的な日本文化や歴史についての教育研究を進めて人材育成することを教育研究上の目的としている。文学部・コミュニケーション学科においては、日本の文化や社会を広く発信し、英語教育や国際的なビジネス、こころと行動のメカニズムの解

## 第1章 理念・目的

明、情報社会に貢献する人材の育成を教育研究上の目的としている。また、教育学部・教育学科においては、教育課題の解決に向けて実践的に即応する能力を有する人材を育成することを教育研究上の目的としている。さらに、現代日本社会学部・現代日本社会学科においては、諸課題に対して、確固とした倫理観に基づき、主体的に、現代日本の特徴を理解し、洞察力、コミュニケーション力、実践力、応用力を駆使して、創造的に対処できる幅広い職業人の養成をすることを教育研究上の目的としている（根拠資料1-2【ウェブ】、1-5 pp. 8-24）。

研究科についても同様であり、皇學館大学大学院（以下、「本大学院」という。）の理念・目的を踏まえ、文学研究科においては特に伝統的な日本文化や歴史についてのさらなる高度な教育研究を進め、教育学研究科においてはとくに現代的な教育学的課題についてさらなる高度な教育研究を進めることを教育研究上の目的としている（根拠資料1-4【ウェブ】、1-5 pp. 291～297）。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部・学科、研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

**点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の理念・目的は、大学ホームページ「沿革・理念」に「建学の精神」という文章を掲載し（根拠資料1-6【ウェブ】）、また『大学案内』に「建学の精神」として学則第1条を掲載することで、社会に向けて明示している（根拠資料1-7 p. 83）。また学生に向けては、「学則」第1条を踏まえて平成17年に策定した「皇學館建学の精神」の「精神の基本」と「大学の目標」を『履修要項』に明示している（根拠資料1-5）。

学部・学科の教育研究上の目的も「学則」第3条の2に明示している（根拠資料1-2【ウェブ】）。研究科・専攻の教育研究上の目的も「大学院学則」第4条に明示している（根拠資料1-4【ウェブ】）。大学の理念・目的、また学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的を教職員・学生・社会に対して周知するために、履修要項や大学ホームページにおいて公表している（根拠資料1-5、1-6【ウェブ】）。

特に、学生に対しては、本学独自の科目である「皇学入門《神道と日本文化》」を設定し、全学生に対して、大学の成り立ちや歴史、建学の精神や大学の理念・目的について講じ、その周知、理解を促している（根拠資料1-8【ウェブ】）

また、現代日本社会学部においては、本学の建学の精神を踏まえて現代日本の課題にどの

## 第1章 理念・目的

ような姿勢で向き合うことが必要となるのかという学部長の講演をまとめた『現代日本社会学部が目指すもの』という叢書を本学出版部から刊行しており、毎年新入生に配付している（根拠資料 1-9）。

4年次卒業時に実施している「卒業時アンケート」の中で「建学の精神を理解し、卒業後に活かす力をつけることができましたか」という設問に対し、平成28年度から令和3年度の結果は、大学全体で68.6%～72.3%であった（根拠資料 1-10）。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

**点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

**評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定  
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定**

大学の理念・目的及びそれに基づく大学の将来を見据えた計画を実現するため、平成26年度に「皇學館大学140教育研究ビジョン～本学の歴史・伝統と地域志向～」(以下、「140教育ビジョン」という。)とそれを達成するための5カ年計画「将来ビジョン140・(第1期)中期行動計画 平成27年度～平成31年度」(以下、「(第1期)中期行動計画」という。)を策定した(根拠資料 1-11【ウェブ】)。平成31(令和元)年度には、「140教育ビジョン」のもと、「(第1期)中期行動計画」の振り返りを行い、更なる本学の教育と研究と学びの改革・充実に取り組むため、各行動計画を精査した上で、新たに5カ年計画「将来ビジョン140・第2期中期行動計画 令和2年度～6年度」(以下、「第2期中期行動計画」という。)を策定した(根拠資料 1-12【ウェブ】)。

「第2期中期行動計画」においては、各行動計画に執行責任者を配置し、執行責任者のもと各計画を遂行することとした。認証評価の結果等を踏まえ研究科では、「第2期中期行動計画」の策定にあたり、具体的施策としてI-(1)「全学的な教学マネジメントの確立」-⑨「大学院改革を進める」を設け、令和5年度カリキュラム改定に伴い魅力ある教育プログラムの構築をめざし令和6年度までを改善時期とした(根拠資料 1-12【ウェブ】)。学部においては、目的を実現していくため、「(第1期)中期行動計画」のI-(7)「教育課程の体系的整備」において、履修系統図・ナンバリング・3つのポリシーの見直し・科目間マトリックスの作成等が挙げられ、平成31(令和元)年度カリキュラム改定に併せて、完了している(根拠資料 1-11【ウェブ】)。「第2期中期行動計画」においても、I-(2)「学修者本位の教育課程及び教育方法への転換」、(3)「学修成果の可視化と情報公表の促進」、(4)「学修・体験プログラムの改善」において、具体的施策を示している(根拠資料 1-12【ウェブ】)。

このように、本学は、大学の理念・目的を実現するために、中期行動計画を策定し、その計画に基づいて、各学部・学科、研究科の目的を体系化、段階的に実施していくための具体

## 第1章 理念・目的

的施策を示し、その周知を行い、全学的な取り組みを実施している。

「第2期中期行動計画」の推進にあたり、計画に定められている具体的施策を達成するために、毎年事業計画を策定している。

また、上半期終了時点で部長会において事務部門を、教学運営会議において教学部門を中心に中間評価（振り返り）を行い、常勤理事会の承認を得ている。

年度末には下半期の事業結果を含め事業報告書として取り纏め、部長会・教学運営会議、常勤理事会の承認後、翌年度5月の理事会・評議員会の決議を得る。

事業報告書では、具体的施策の進捗状況自己評価、具体的施策を達成するための事業計画及び事業実績に対する自己評価を行っている。なお、事業実績報告書は、大学ホームページで公表している（根拠資料1-11【ウェブ】、1-12【ウェブ】、1-13【ウェブ】）。

以上のことから、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

### （2）長所・特色

本学は、建学の精神を踏まえ、「わが国民族の歴史と伝統に基づく文化を究明し、その結果を以て文化を次世代に伝え、さらに新たな時代を作り出していく糧をえること」を目的としており、特色の一つといえる。また、その目的を、文学部における4学科（神道学科、国文学科、国史学科、コミュニケーション学科）、教育学部・教育学科、現代日本社会学部・現代日本社会学科及び本大学院文学研究科、教育学研究科、それぞれの持つ学問的視点を結集するとともに、全学的な教学マネジメントを強力に推し進めることで、大学教育の「学び」の質保証を行うことをめざす、つまり、理念・目的の達成に向け、全学一体的に取り組んでいる点がもう一つの特色といえる。

その具体的な姿は、平成26年度に「（第1期）中期行動計画」を策定、全学一体的な取り組みによって概ね達成したこと、「第2期中期行動計画」を策定した内容に集約している。

### （3）問題点

学生に対して「建学の精神」を理解させる取り組みとしては、本学独自の科目である「皇学入門《神道と日本文化》」を設定し、全学生に対して、大学の成り立ちや歴史、建学の精神や大学の理念・目的について講じ、その周知、理解を促している。一方で卒業時アンケートにおいて建学の精神について問う項目については肯定的な意見は7割前後に留まっていることから、さらに改善が必要である。

### （4）全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づき、人材育成の目的など教育研究上の目的を適切に設定している。また、教職員・学生・社会に対して適切な方法で公表している。教育研究上の目的を実

## 第1章 理念・目的

現するために将来を見据え、「140 教育研究ビジョン」を適切に設定し、平成 27 年度からの「(第1期)中期行動計画」を遂行し、現在は「第2期中期行動計画」を明確に示して諸事業を実施している。

実施にあたっては、毎年度の事業計画に対する事業実績を点検・評価し、見直しを行っている。

以上のことから、本学の理念・目的は大学基準に照らして良好な状態にあると判断する。

### 第2章 内部質保証

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する大学の基本的な考え方は、「皇學館大学学則」第2条、及び「皇學館大学大学院学則」第3条に定め、教育研究の目的を達成するために、教育研究上の水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うこととしている。

その具体的な実施の考え方については、「皇學館大学自己点検・評価規程」第1条及び第2条、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」（以下、「内部質保証システム実施要綱」という。）第1条に規定し、大学ホームページに公表することで全教職員に共有している（根拠資料1-2【ウェブ】、1-4【ウェブ】、2-1【ウェブ】、2-2【ウェブ】）。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割や当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担については、「皇學館大学自己点検・評価規程」第3条に内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）として皇學館大学質保証・質向上委員会（以下、「質保証・質向上委員会」という。）を設置し、併せて客観的な点検・評価を受けるための皇學館大学外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）を設置することを定めている（根拠資料2-1【ウェブ】）。質保証・向上委員会の役割は、「皇學館大学質保証・質向上委員会規程」（以下、「質保証・質向上委員会規程」という。）第1条第2項において「委員会は、皇學館大学内部質保証システム実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条に定めるPDCAサイクルの自己点検・評価結果に基づき教育研究活動等又は管理運営等の状況の改善・向上支援に努める全学の内部質保証の推進を目的とする」と定め、以下の項目を審議することとしている。

- (1) 全学的なPDCAサイクルの評価基本方針、内部質保証システムの実施体制、実施方法及び点検・評価項目に関すること。
- (2) 皇學館大学内部質保証システム実施要綱（以下「実施要綱」という。）の進捗管理に関すること。
- (3) 皇學館大学外部評価委員会に関すること。
- (4) 実施要綱第3条に定めるPDCAサイクルの各実施責任者から提出された報告をもとに、全学的観点で行う自己点検・評価及び報告書作成に関すること。
- (5) 自己点検・評価結果に基づく改善及び向上支援に関すること。
- (6) その他内部質保証の推進に関すること。

## 第2章 内部質保証

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセス等）については、平成 31（令和元）年度に策定した「将来ビジョン 140・第 2 期中期行動計画 令和 2 年度～令和 6 年度」（以下、「第 2 期中期行動計画」という。）における重点事業 I～VI に基づき、毎年度の事業計画を立案して実施し、その実績を踏まえた事業報告において自己点検・評価を行うことにより、改善・向上に努めている（根拠資料 1-12【ウェブ】）。

また、「内部質保証システム実施要綱」に定める PDCA の点検・評価項目は、令和 3 年度より公益財団法人大学基準協会（以下、「（公財）大学基準協会」という。）の大学基準を採用している（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。

**点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。**

**評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備**

**評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成**

全学内部質保証推進組織として質保証・質向上委員会を設置している。当該委員会は、学長を委員長とする内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織で、内部質保証システムを効果的に運用するための評価方針や点検・評価項目を定めることの他に、取り纏め責任者から提出された自己点検・評価票（自己点検・評価結果）に対して、全学的観点で点検・評価し、各担当部局が行う改善・向上支援を行うことを任務としている（根拠資料 2-3【ウェブ】）。

質保証・質向上委員会は、①（以下、①～⑩は 10 頁の皇學館大学及び大学院における内部質保証体制図中の番号を示す。）学長の指示のもと、内部質保証 PDCA の基本方針及び点検・評価項目を定め、②「内部質保証システム実施要綱」による学部・学科、研究科その他の組織（以下「各部局」という。）への自己点検・評価を依頼している。各部局は、自己点検・評価票に定められた点検・評価項目により、各科教員会、研究科委員会及び関係する委員会等において自己点検・評価活動を行い、PDCA にあたることとなっている。③各部局は、前年度の取り組みについて、定められた点検・評価項目の「委員会の視点」ごとに根拠資料を明示した上で現状を確認し、点検・評価項目ごとに「効果の検証（効果が上がっている場合はその根拠）」と「改善・向上課題とその方策及び時期」を質保証・質向上委員会へ報告する。④質保証・質向上委員会は、各部局からの報告を確認し、基準ごとに各部局へ「質保証・質向上委員会における評価」（全学的観点でのコメント（改善・向上支援））をフィードバックする。各部局は、質保証・質向上委員会からのフィードバックに基づいて、長所の向上、短所の改善に努める。⑤各部局は、質保証・質向上委員会からのフィードバックに対する対応計画について、「質保証・質向上委員会における評価を受けての対応」を質保証・質向上委員会に報告する。⑥質保証・質向上委員会は、これらの結果について、「自己点検・評価票」として取りまとめ、⑦外部評価委員会に諮り、客観的な意見を聴取している。⑧⑨質保証・質向上委員会が、外部評価委員会の意見を踏まえ、全学的な教学の方針に関する企画・立案及び執行方法について、審議する教学運営会議に報告した後、⑩⑪学長から理事長

## 第2章 内部質保証

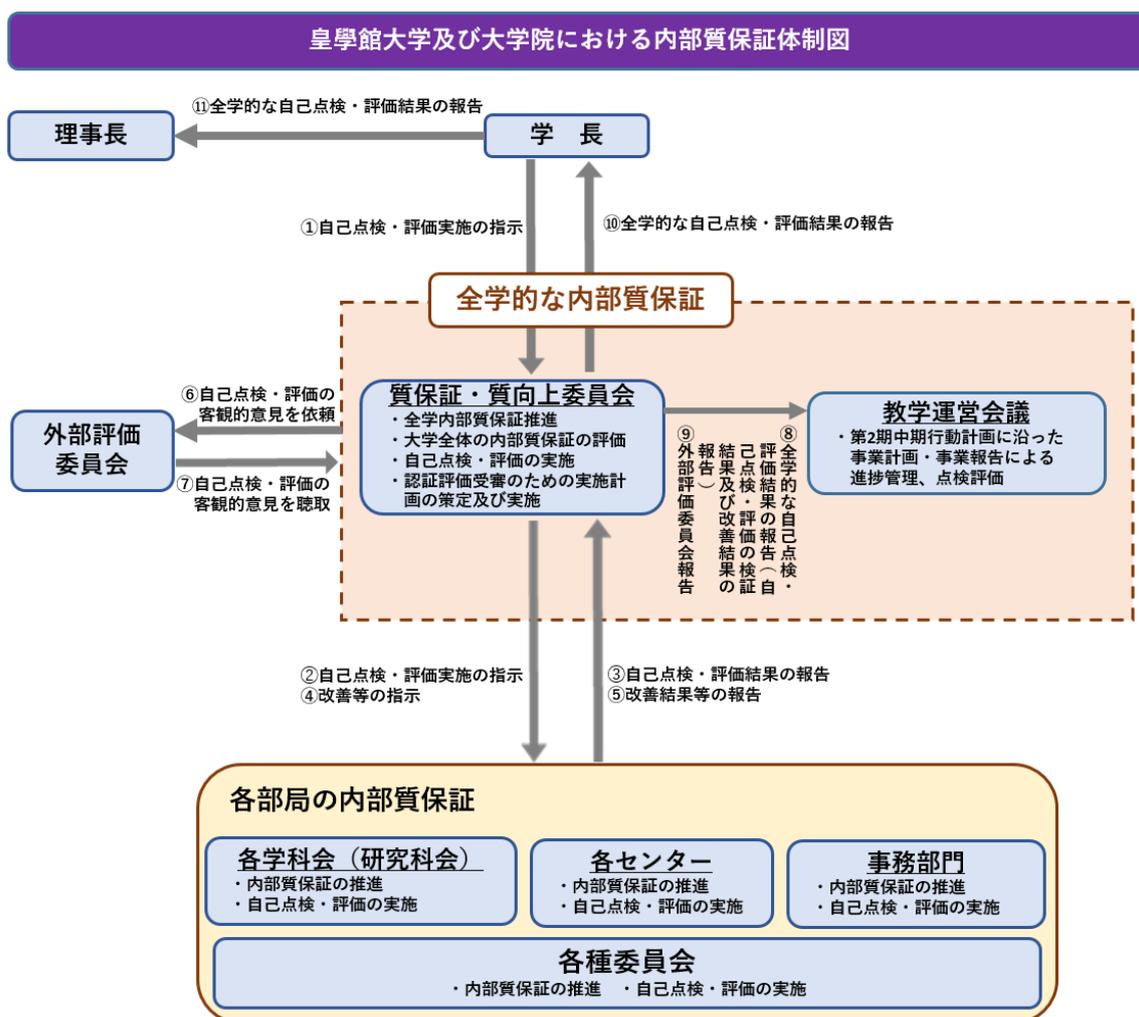
に報告している。また、外部評価委員会で出された意見は、各部局にも報告している。

質保証・質向上委員会は、各部局から提出された対応計画について、翌年度の自己点検・評価票で進捗状況を確認している。

以上の通り、質保証・質向上委員会と各部局との権限、役割は明らかである（根拠資料2-2【ウェブ】）。

なお、質保証・質向上委員会からの各部局へのフィードバックと各部局からの質保証・質向上委員会への対応報告の時期は、令和3年度に初めて行ったこともありそれぞれ1月、3月末とかなり遅かった。自己点検・評価の結果を改善・向上に活かすサイクルを早めるため、令和4年度からは6月末にフィードバック、8月末に対応報告を実施することにした。ここでの課題は、質保証・質向上委員会からのフィードバックコメント、各部局からの対応計画には精粗が見られることである。

当委員会委員は、「質保証・質向上委員会規程」第2条に基づき、学長をはじめ副学長、各学部長（研究科長）、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長ならびに大学事務局長、総務部長、財務部長、学生支援部長、企画部長、その他学長が必要と認めた者によって構成される（根拠資料2-3【ウェブ】）。



## 第2章 内部質保証

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アセスメント・ポリシー）の策定のための全学的な基本方針は、平成28年度第6回教学運営会議において「3つのポリシー（全学）の再検討の方針・考え方」として策定され、令和3年度第15回及び令和4年度第11回教学運営会議で点検・評価を行い、再策定された（根拠資料2-4、2-5）。各学部・研究科における3つのポリシーを再検討する際は、この考え方に基づくこととしている。

内部質保証活動は、方針及び手続を定めた「内部質保証システム実施要綱」（平成27年10月28日策定、令和3年4月1日最終改定）に従い実施している（根拠資料2-2【ウェブ】）。

平成28年度に受審した第2期大学評価（認証評価）においては、内部質保証システムの体制を構築したばかりで、「内部質保証システムを機能させるよう改善が望まれる」との提言（努力課題）が付された。

全学的な組織による各部局における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組みとしては、質保証・質向上委員会が各部局に対して自己点検・評価票にもとづく点検・評価を依頼し、取り纏めを行うこととしている（根拠資料2-6、2-7）。この依頼を受け、各部局は、「内部質保証システム実施要綱」ならびに質保証・質向上委員会が策定した自己点検・評価票様式にもとづいて、定期的な点検・評価活動を実施している（根拠資料2-2【ウェブ】、2-8）。

具体的には、平成28年度に、内部質保証PDCAの運用を開始した。平成29年度に、各部局における自己点検・評価活動をより促進させるため、内部質保証システム実施要綱のPDCAサイクルの種類と（公財）大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目との整合性を図り、独自項目を含め15項目について取り組むこととした。また、「自己点検・評価票」

## 第2章 内部質保証

を作成し、各項目の自己点検・評価活動を行う部局を明確にした上で、平成30年度から運用を開始した（根拠資料2-9、2-10）。各部局における点検・評価結果は、質保証・質向上委員会において教育の質の向上を目的に、全学的観点で評価し、結果を各部局にフィードバックすることで改善・向上支援を行っている。

令和3年度には、（公財）大学基準協会の定める大学基準に併せた11の基準（基準10-2は基準11とした）と本学独自の「第2期中期行動計画」に関わる2項目の13項目に修正した。「自己点検・評価票」についても改善した。さらに、各部局は、フィードバックされた結果をもとに、改善・向上に取り組むことを検討し、その計画について質保証・質向上委員会に報告することとしている。質保証・質向上委員会は、各部局への改善・向上支援を適切に行えたかを検証することとしている（根拠資料2-8）。

内部質保証活動13項目のうち、本学独自の「第2期中期行動計画」にかかわる2項目については、全学的な教学の方針に関する企画・立案及び執行方法等を審議する教学運営会議で点検・評価を行っている。具体的には、「第2期中期行動計画」を達成するための行動計画、具体的施策に対する毎年度の事業計画、当該年度上期末での中間評価、年度末における当該年度の事業実績の点検・評価、及び中間の年度に具体的施策の進捗管理の点検・評価を行っている。点検・評価結果は、質保証・質向上委員会に報告している。

教学運営会議の委員は、「皇學館大学教学運営会議規程」第3条に基づき、学長をはじめ各学部長（研究科長）、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、大学事務局長ならびにその他学長が必要と認めた者によって構成している。

このような取り組みに対して、例えば、平成31（令和元）年度には、過去5年間の入試結果を踏まえ、「志願者・入学者・競争率」「今後の社会情勢」等から、現状の入学定員内で各学科の入学定員を見直し、令和2年度新入生より変更することを決定している（根拠資料2-11）。また、教育学部（学科）では、自己点検・評価活動から平成28年度、将来構想のワーキンググループを立ち上げ、各々の検討を開始している（根拠資料2-12）。平成31（令和元）年度には、第3回教学運営会議において、教育学部より、主要教科（国語、算数、社会、理科、英語）を強化する組織図作りを進めていく方針に基づき令和2年度の人事計画を進めたいと提案があり、承認された（根拠資料2-11）。同第5回教学運営会議では、数学・理科の教職課程の設置を目指し、課程としては、数学免許を先行して進めていくことが提案され、承認された（根拠資料2-13）。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項にも適切に対応している。具体的には、（公財）大学基準協会第2期大学評価（認証評価）において、努力課題9項目、改善勧告1項目の提言が付された。提言が付された10項目に対し、各部局で改善に向けた取り組みを行い、令和2年度第8回教学運営会議で取り組み状況を審議した後、改善報告書を令和2年8月末に提出し、（公財）大学基準協会より、改善経過について再度報告を求める事項「なし」との検討結果を令和3年3月24日付で受理した（根拠資料2-14【ウェブ】）。

内部質保証活動の客観性、妥当性を確保するため、外部評価委員会を実施している。外部評価委員には、株式会社三十三総研代表取締役社長、三重県文化振興事業団副理事長、鈴鹿医療科学大学学長にご就任いただき、産学官から広い視座で評価・意見を得ている。令和4年度は令和4年10月25日に開催し評価・意見を頂いた（根拠資料2-15）。

外部評価委員からの意見については、質保証・質向上委員会で確認した上で、各部局にフ

## 第2章 内部質保証

ードバックし、改善・向上のために活用している（根拠資料 2-9）。

新型コロナウイルス感染症への対応と内部質保証体制の関係について、本学では以下のような措置を講じ、対応した。

令和2年2月末頃から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症については、これまで経験のない事象であることから、「学校法人皇學館危機管理規程」に規定する危機管理委員会より発足した危機対策本部が「新型コロナウイルス対策会議」を設置した。第1回の会議を令和2年4月6日に開催し、令和5年3月1日時点で計107回開催している。新型コロナウイルス対策会議は、学長を委員長とし、学部長（研究科長）、学生部長、学長補佐、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、アドミッション・オフィス室長、大学の事務局で構成し、国や県の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえた上で、大学としての方針の決定、情報共有及び各種行事の可否判断等を行っている。

特に、令和2年4月当初においては、刻々と状況が変化する中で、春学期授業の実施方針が決定され、学生・保護者への周知を行った。

感染拡大防止の観点から、当面の間学生の登学を禁止し、遠隔（オンデマンド）で授業を実施することとした。教育開発センターが中心となり、専任教員はもとより非常勤講師に対し、遠隔授業実施の方法について説明会を実施した。また、遠隔授業の実施にあたり、教員の準備期間が必要であったため、学年暦を変更し、授業期間を確保する等学生の学修機会の保証を優先して対応した。

また、例年学位記授与式は、記念講堂に全卒業生が集まり執り行っていたが、平成31（令和元）年度学位記授与式は、各学科の代表及び各賞受賞者に対して学位記授与及び賞状授与を行い、他の卒業生は学科別に教室で学位記を授与した。学長挨拶や在学生送辞、卒業生答辞等はすべて印刷物での配付とした。令和2年度学位記授与式の実施にあたっては、新型コロナウイルス対策会議で、前年度の反省を踏まえ、学科別に教室で学位記授与は行っていたが、各学科の代表者への学位記授与、各賞受賞者への賞状授与、学長挨拶、送辞・答辞は記念講堂で行い、各教室に中継された。令和4年度学位記授与式についても同会議で検討され、時間短縮の措置を取りつつ、記念講堂に一堂に会して実施することを決定している。

このように、新型コロナウイルス感染症への対応については、大学の教育・研究活動の継続、学生の修学機会を維持することを第一義に考え、学生生活全般、研究活動等多岐に渡る課題を当該会議で集中的に審議している。当該会議の構成員として、質保証・質向上委員会委員は出席しているが、質保証・質向上委員会そのものは主体的に関わっていない。

質保証・質向上委員会は、新型コロナウイルス感染症による教育研究活動等における影響について、令和3年度自己点検・評価活動のなかで点検・評価するよう各部局に求めた。

例えば、現代日本社会学部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために遠隔授業が増加したことについて、授業評価アンケートの結果から点検・評価を行った。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

## 第2章 内部質保証

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

私立学校法の改正により、情報公開の充実が義務付けられたことに伴い、学校法人皇學館の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすため、令和2年10月28日の理事会にて、「学校法人皇學館情報公開規程」を廃止し、「学校法人皇學館情報の公開及び開示に関する規程」を制定し、これに基づき教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等いずれも公表している（根拠資料 2-16）。公表方法としては、大学ホームページでの公表（根拠資料 2-17【ウェブ】～2-30【ウェブ】）とともに、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、役員等名簿、役員報酬規程については、備え置き、閲覧請求があった場合の対応としている。

公表する情報の正確性、信頼性は以下の手続きによって確保している。事業計画、事業報告・自己評価については、教学部門においては教学運営会議が、事務部門においては部長会がその内容について確認し、常勤理事会での審議を経て、理事会・評議員会で承認され確定している（根拠資料 2-31～2-38）。また、財務情報は、毎年5月に監事監査において適正に処理していることを確認し、さらに理事会で承認された決算に基づき関係情報を作成している（根拠資料 2-29【ウェブ】）。

公表した情報は適切に更新している。「学校法人皇學館情報の公開及び開示に関する規程」第3条に定める情報について、同規程第3条第1項第2号は、平成17年度以降、理事会での承認の後、大学ホームページで年度ごとに公表している。同規程第3条第1項第8号については、自己点検・評価報告書並びに（公財）大学基準協会による大学評価（認証評価）結果について、過去2回分を公表している（根拠資料 2-17【ウェブ】～2-19【ウェブ】）。また、財務情報は、毎年5月決算後、6月上旬に公表内容を更新している（根拠資料 2-29【ウェブ】）。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

## 第2章 内部質保証

前述のとおり、本学における内部質保証活動は、平成28年度の活動開始後、内部質保証システムの適切な点検・評価を行い、改善を行ってきた。

平成29年度には、「内部質保証システム実施要綱」に定めるPDCAサイクルで自己点検・評価活動を行っている。また、PDCAサイクルの種類は、(公財)大学基準協会の定める大学基準と整合性を図り、本学独自の種類と併せて15種類の自己点検・評価活動を行っている。なお、点検項目は令和2年度に見直し、令和3年度から(公財)大学基準協会の定める大学基準にほぼ揃えた(根拠資料2-8、2-39)。

これらの内部質保証システムの運用についての点検・評価と改善は、質保証・質向上委員会が担っている。質保証・質向上委員会は「内部質保証システム実施要綱」に定めるPDCAサイクルが適切に有効的に運用できているかを全学的な観点から点検・評価を行うとともに、同委員会自体が各部局の取り組む改善・向上を適切に有効的に支援できているかの点検・評価を行うことによって、「内部質保証システム実施要綱」の改定や「自己点検・評価票」を改善し、同委員会の全学内部質保証推進組織としての取り組み自体の改善・向上に努めてきた。

例えば、内部質保証システムの適切性について、客観的な点検・評価を受けるため、令和3年度には外部評価委員会の評価項目に、内部質保証の実施に関することを加えた(根拠資料2-40【ウェブ】)。

各部局の点検・評価結果は、同委員会委員が点検項目ごとに分担して確認し、改善・向上のためのフィードバックコメントを付している。同委員会では、各委員のコメントを確認した上で各部局にフィードバックしている。

また、委員会からのフィードバックで改善・向上を促してはいるが、各部局におけるその後の取り組みの確認が不十分であったため、令和3年度より、各部局より質保証・質向上委員会にその後の取り組み内容を報告する体制とし、内部質保証システムが適切に運用していることを確認している(根拠資料2-41)。

点検・評価において適切な根拠(資料、情報)を使用している。具体的には、「自己点検・評価票」に根拠となる資料を示す欄を設けることで、いかなる資料を利用したのかを明らかにしている。さらに、質保証・質向上委員会において点検・評価を行う際に提出された資料の適切性を確認している(根拠資料2-41)。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

### (2) 長所・特色

本学では、平成27年度に、内部質保証システムの方針、手続き等を定めた「内部質保証システム実施要綱」を策定した。併せて、内部質保証システムを全学的に推進する組織として、質保証・質向上委員会を設置した。

内部質保証システムの運用は、平成28年度から開始した。当初は、PDCAサイクルの種類は本学独自のものではあったが、(公財)大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目

## 第2章 内部質保証

との整合性を図り、「自己点検・評価票」の作成・改善を図る等、内部質保証システムの実効性をより高めるために点検・評価を行い、改善してきた。

その結果、本学における内部質保証システムは、その実効性を高めるために、全学の組織である質保証・質向上委員会を全学内部質保証推進組織と位置づけ、相当の責任と権限を付与している点を挙げているだけでなく、各部局の改善・向上への取り組みを実質的に支援するルーティンを確立できたことが特色としてあげられる。

### (3) 問題点

長所・特色に記述したとおり、質保証・質向上委員会が各部局の改善・向上への取り組みを実質的に支援するルーティンを確立したが、内部質保証推進組織として十分に機能しているかについて令和3年度は大学全体の総括には至らなかった。総括するためには、全体のルーティンの時期を前倒しにする必要がある。

また、質保証・質向上委員会によるフィードバックコメント、各部局からの対応計画には精粗がみられることから、内部質活動の実行性を高めるため、その質をあげていく必要がある。

### (4) 全体のまとめ

本学では、建学の精神に則り、教育目的を達成するため、教育研究水準の向上を図ることを目的に自己点検・評価活動を行い、内部質保証システムの運用を全学的に行っている。その方針や手続き等は、「内部質保証システム実施要綱」に定め、その活動の全学的な推進組織としては皇學館大学質保証・質向上委員会が担っている。

本学における内部質保証評価については、手続き、体制、実施実態、評価結果の公表、そして、システム全体の適切性の点検・評価のいずれも概ね有効に機能している。

以上のことから、本学の内部質保証は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

#### 第3章 教育研究組織

##### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

皇學館大学（以下、「本学」という。）の教育研究組織は、「皇學館大学学則」（以下、「学則」という。）第1条で定めている「わが国民の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成する」という目的に沿って設置している（根拠資料1-2【ウェブ】）。

また、本学大学院の教育研究組織は、皇學館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第2条に定めている「本大学院は、神宮皇學館大學の建学の精神を継承して、わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする」という目的に沿って設置している（根拠資料1-4【ウェブ】）。

令和4年4月現在、本学は3学部（文学部、教育学部、現代日本社会学部）、2研究科（文学研究科、教育学研究科）、1専攻科（神道学専攻科）、2センター（教育開発センター、研究開発推進センター）で構成している（根拠資料1-2【ウェブ】、3-1【ウェブ】）。文学部には神道学科、国文学科、国史学科、コミュニケーション学科の4学科、教育学部には教育学科の1学科、現代日本社会学部には現代日本社会学科の1学科を設置している。

平成28年度の公益財団法人大学基準協会（以下、「(公財)大学基準協会」という。）による大学評価において、文学部は「その建学の理念と目的を実現するにふさわしい教育研究組織」の一つとされ、ことに文学部神道学科は「貴大学の前身である官立の神宮皇學館大學の伝統を継承し、最も特徴的な教育的・社会的な機能を果たしている」と評価されている（根拠資料1-3 p.3【ウェブ】）。

各学部・各学科、研究科の教育研究上の目的は、「学則」第3条の2、及び「大学院学則」第4条に規定されており、大学全体の3つのポリシーを踏まえ各学部・学科、研究科のポリシーを定め、大学の教育研究上の目的を実現するために設置している（根拠資料1-2【ウェブ】）。

また、各学科には、時代の変化や現代社会のニーズに応えるため、きめ細かくコース（履修モデル）を設置している。文学部神道学科には「神道学コース」「日本文化コース」の2コース、国文学科には「国語・国文学コース」「国語科教員コース」の2コース、国史学科には「歴史教育コース」「文化財コース」の2コース、コミュニケーション学科には「英語コミュニケーションコース」「心理コース」「地域情報コース」の3コースを設置している。教育学部教育学科には「学校教育コース」「幼児教育コース」「スポーツ健康科学コース」「特

### 第3章 教育研究組織

別支援教育コース」の4コースを設置している。現代日本社会学部現代日本社会学科には「経営革新コース」「地域創生コース」「福祉展開コース」「文化発信コース」の4コースを設置している（根拠資料1-5 pp.29～31）。

これらのコースは、令和5年度カリキュラム改定に併せて見直す予定である。

文学研究科には、神道学専攻、国文学専攻、国史学専攻の3専攻、教育学研究科には教育学専攻の1専攻を設置している。

文学研究科では、「皇學館大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第4条に定められた「わが国の歴史と伝統に基づく文化」の究明という意味において、文学研究科に神道学・国文学・国史学の3専攻を置くという構成は、「大学院学則」第2条に定められた理念・目的を実現するために最も適合したものといえる（根拠資料1-4【ウェブ】）。グローバル化の名のもとに文化の均一化が進みつつある国際的環境の中で、「わが国の歴史と伝統に基づく文化」を守る教育と研究は、ますますその必要性を増しつつあり、今日の社会的要請・学問の動向にも配慮したものといえる。平成28年度の（公財）大学基準協会による大学評価において、文学研究科は「その建学の理念と目的を実現するにふさわしい教育研究組織」の一つとされ、そこに神道学専攻を設置していることは、「神職養成のさまざまなレベルに応えることのできる教育研究組織」と評価されている（根拠資料1-8 p.3【ウェブ】）。これは文学研究科が昭和48年に設置されて以来、不断の改革を続けてきた結果と考えられる。

教育学研究科では、「大学院学則」第2条に定められた大学院の目的に対し、「具体的には、(1) 高度職業人としての教員の養成、(2) 実践的な教育研究者の養成、(3) 指導的教員の養成をめざす」と定め、適合している（根拠資料1-4【ウェブ】）。

学部・学科、研究科・専攻の他に、教育研究組織として、教育開発センター、研究開発推進センターを設置している。

教育開発センターは、「学則」第63条の2及び「皇學館大学教育開発センター規程」第2条の定めにより、「本学の教育活動を充実・発展させるため、全学の教育施策を企画・開発し、教育活動とその継続的な改善努力を支援」するために設置している。教育開発センターを構成する部門は、教育企画室、学習支援室、地域課題学修支援室、ファカルティ・ディベロップメント・スタッフ・ディベロップメント室（FD・SD室）の4室による構成となっている（根拠資料1-2【ウェブ】、3-2、3-3【ウェブ】）。

研究開発推進センターは、「学則」第63条の3及び「皇學館大学研究開発推進センター規程」第2条の定めにより「社会から本学に期待されている新たな研究教育機能を果たすとともに、このことを通じて本学の建学の精神を闡明・具現化し、もってそれを将来にわたって強固なものにする」ために設置している。研究開発推進センターを構成する部門は、神道研究所、史料編纂所、佐川記念神道博物館及びプロジェクト研究部門によって構成している（根拠資料1-2【ウェブ】、3-4、3-5【ウェブ】）。

文学部、教育学部、及び文学研究科、教育学研究科に教職課程を置いている（根拠資料1-5 pp.109～110、p.319）。

### 第3章 教育研究組織

これら教職課程の運営のために、全学的実施組織として皇學館大学教務委員会教職課程・保育士資格部会を設置している。部会では教職課程及び保育士資格取得に関すること、実習に関すること、資格認定に関すること、教職・保育士への就職対策に関すること、などを議論している。部会の構成員として、教職課程科目および保育士資格科目を担当する教員を少なくとも各学科から1名以上を委員として選出しており、学科間の連絡調整が取れるようにしている。教職課程の運営を専門に取り扱う事務組織として学生支援部に教職支援担当を設置しており、学生支援部長、教職支援担当課長、教務担当課長が部会の構成員となることで、全学的な教職協働による実施組織体制を整えている（根拠資料3-6）。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織は、適切に設置していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、教育研究組織の適切性について自己点検・評価を、組織ごとに毎年行っている。点検・評価結果については、全学内部質保証推進組織である皇學館大学質保証・質向上委員会（以下、「質保証・質向上委員会」という。）で取りまとめ、改善・向上のためのコメントを付して各部局にフィードバックしている。それを踏まえて各部局が策定した改善計画等を質保証・質向上委員会が確認した上で、大学執行部で構成する教学運営会議に報告し、改善・向上に取り組んでいる（根拠資料2-2【ウェブ】）。

また、グローバル化が推進される中で、日本人としてのアイデンティティの確立や我が国の伝統文化を次の世代に伝えることが重視されており、現代日本が抱える課題も多岐にわたる。本学では、これら社会の要請に対応するために定期的に検証を行い、学部学科の改組やコース・新分野の設置を行っている。

例えば、令和3年度には学長の諮問により、「教育学部将来構想委員会」が設置され、以下の提案がなされ、承認された（根拠資料3-7）。

- ・令和5年度開設予定の中学校・高等学校教諭一種免許状 数学の免許に加え、令和7年度に中学校・高等学校教諭一種免許状 理科の免許を取得できる課程を設置する。
- ・特別支援教育については、各校種で通級による指導が進められていることから、初等課程、中等課程における特別支援教育の資質・能力を持った人材育成へと転換するのが望ましいと考えられることから特別支援教育免許課程については、令和4年度入学生までとする。

### 第3章 教育研究組織

令和5年度カリキュラム改定における各学科の専門科目については、3つのポリシーを踏まえ検討を行い、平成31（令和元）年度のカリキュラム改定に併せたコース改革に続き、令和5年度からはすべての学部・学科で新たなコース制度が見直された（根拠資料3-8、3-9、3-10、3-11）

また、平成26年度に策定された「皇學館大学140教育研究ビジョン～本学の歴史・伝統と地域志向～」の基に策定している「将来ビジョン140・第2期中期行動計画令和2年度～令和6年度」（以下、「第2期中期行動計画」という。）に掲げる具体的な行動計画・具体的施策に基づき、毎年度の事業計画等を立案している。

例えば、「第2期中期行動計画」I-(1)-(2)には「…全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な「教育企画」を担う教職協働組織を設ける。…」とあり、前述のとおり、教育開発センターを4室体制とし、教育企画室を設置した。令和5年度カリキュラム改定は、学長指名により、教育企画室を中心とするカリキュラム検討委員会が改定案を作成し、全学横断的なカリキュラムの一つとして、数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル/応用基礎レベル）（根拠資料3-12【ウェブ】）を開発し、令和5年度以降文部科学省の認定制度に申請予定である。その他、学習支援室では日本語及び数学プレースメントテストに関する業務を、地域課題学修支援室では大学COC事業を継承した「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムを、FD・SD室ではFD活動、SD活動についての計画立案・実施を行っている。従来、FD活動は教育開発センターで教員が、SD活動は総務部人事担当がそれぞれ計画立案・実施していたが、教職協働組織で行う体制とした。4室体制の運用によって細やかに本学の教育活動の充実・発展に貢献できているといえる（根拠資料2-41 pp.41～42）。

カリキュラム改定に伴う成果については、毎年度の自己点検・評価活動において、今後も継続的な確認と適切な修正が必要となる。また、社会的な要請や状況の変化に応じたコース設定のあり方についても同様である。

令和4年度（対象年度：令和3年度）の自己点検・評価において、教職課程の自己点検・評価の令和4年度からの義務化を受けて、本学の教職課程の自己点検・評価が全学的な組織体制として機能しているか、更なる検証が必要であることが課題として挙げられた。これにより令和4年度では、教職課程・保育士資格部会によって他大学の取り組み状況も情報収集しながら自己点検・評価を実施中であり、これを令和4年度中にまとめ、令和5年度当初に公表する予定である。

研究面においては、「第2期中期行動計画」重点事業Ⅱにおいて、「研究体制における多様性と柔軟性の推進」として掲げている。研究開発推進センターを中心として、本学の特色である神道研究や「本学の建学の精神を闡明・具現化」することを目的とするプロジェクト研究部門の取り組み等をはじめとして、各学部学科の教員の専門分野に合わせた研究活動の推進を継続的に行っている（根拠資料3-5【ウェブ】）。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として急遽対応を進めたものではあるが、令和2年度に休館していた佐川記念神道博物館（以下、「神道博物館」という。）では、北

### 第3章 教育研究組織

海道博物館が提唱して全国的に広まっている「おうちミュージアム」プロジェクトの理念に賛同し、神道博物館の公式ホームページで「おうちで神道博物館」の公開を始め、令和4年度現在でも新しいコンテンツでの更新作業を続けている（根拠資料3-13【ウェブ】）。同プロジェクトでは、これまでの研究成果の蓄積を踏まえながら、ぬりえ・パズル・クイズ・こうさく等の子ども向けのコンテンツも制作・提供を行うなど、インターネットを活用して新しい利用者層へ情報を届ける方法も模索している。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

#### （2）長所・特色

本学の教育研究組織は、学則及び大学院学則に定める教育研究の目的を達成するために、3学部6学科、及び2研究科4専攻を設置している。特に、学部学科には、コースを設置しているが、時代の変化や現代社会のニーズに応えるため、カリキュラム改定時には、その見直しを行っている。

また、教育開発センターについては、令和2年10月に改組して4室体制とし、全学横断的にカリキュラムを検討するための教育企画室を設置した。その他、学習支援室、地域課題学修支援室、FD・SD室を設置し、より細やかに本学の教育活動の充実・発展へと貢献できるようにしている。

#### （3）問題点

特に認められない。

#### （4）全体のまとめ

本学の教育研究組織は、学則及び大学院学則に定める目的に沿って設置している。

令和4年4月現在、本学は3学部（文学部、教育学部、現代日本社会学部）、2研究科（文学研究科、教育学研究科）、1専攻科（神道学専攻科）、2センター（教育開発センター、研究開発推進センター）を設置し、教育研究活動を展開している。

大学としての教育研究環境の向上ために、各学部・学科、研究科、及びセンターが継続的に自己点検・評価を行い、その結果に基づいて適切な改善を続けている。教育開発センターが再編され、4室それぞれが具体的な担当分野を明確化したことで、より細やかな教育組織体制の整備が進められている。そのほか、各学部学科のコースの再編や早期からの教育体制の強化等、学生に対するより高い学修効果・教育効果を目指した取り組みが全学的に進められている。

また、研究開発推進センターを中心として、本学の特色である神道研究をはじめとして、さまざまな研究成果が公になっており、新たな研究成果を生み出す研究組織体制も整備している。

### 第3章 教育研究組織

以上のことから、本学の教育研究組織は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）および公表

本学では、「3つのポリシー再検討の方針・考え方」に基づいて、卒業認定・学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）、教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）、及び入学者受入れの方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）の点検・評価を行っている（根拠資料4-1）。

大学全体のディプロマ・ポリシーは、「皇學館大学学則」（以下、「学則」という。）第1条に掲げる本学の教育目的と整合性を持つように、修得すべき資質・能力や態度を明記するように策定し、履修要項に掲載して学生に周知するとともに、大学ホームページで公表している（根拠資料1-2【ウェブ】、1-5 pp.8～9、4-2【ウェブ】）。

大学全体のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。

#### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、「わが国民族の歴史と伝統とにもとづく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成すること」（学則第1条）を教育目的とします。

本学は、各学位の教育課程を修め、次の資質・能力を修得した者に学士の学位を授与します。

1. わが国の歴史と伝統・文化を深く理解し、それを基盤として、異なる歴史と伝統・文化を持つさまざまな世界をも尊重することができる。
2. 神道精神にもとづく高い倫理観と寛容な精神を備えている。
3. 社会において必要とされる知識・技能と、課題解決のための思考力・判断力・表現力などの汎用的な能力を備えている。
4. 生涯にわたり学び続ける意欲を持ち、主体的に考え、自ら積極的に行動することができる。
5. 地域・職域等社会の様々な領域において、身につけたコミュニケーション能力を用いて他者と協働し、中核的存在として貢献できる。
6. 専攻する専門領域における基礎的かつ体系的な知識・技能を身につけるとともに、それを実社会において活用することができる。

特徴として、神道精神にもとづく高い倫理観と寛容な精神を備える資質を修得することを基盤にして、わが国の歴史と伝統・文化を深く理解することができる能力をはじめ、本学の教育目的に合致した資質・能力を定めている。また、各学部・学科のディプロマ・ポリシーは、大学全体のディプロマ・ポリシーに加える形で、各学部・学科が「学則」第3条の2

## 第4章 教育課程・学習成果

に掲げる教育目的と整合性を持つように定めている（根拠資料 1-5 pp. 8～9、4-2【ウェブ】）。

大学院においても、「皇學館大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第2条に掲げる本大学院の目的並びに第4条に掲げる各研究科・専攻の教育研究上の目的と整合性を持つように、文学研究科においては博士前期課程と博士後期課程それぞれ、教育学研究科においては修士課程でディプロマ・ポリシーを定めている（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5 pp. 291～297、4-2【ウェブ】）。

大学ホームページにおいても、履修要項においても、ディプロマ・ポリシーが上位のものを包含することを理解しやすくするために大学・学部・学科、また、研究科・専攻の順に配置している（根拠資料 1-5 pp. 8～24、pp. 291～297）。また、3ポリシーの関係性を理解しやすくするために、大学においては3ポリシーの説明を冒頭に置き、教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの順に配置している（根拠資料 4-2【ウェブ】）。

なお、前述のとおり令和3年度第15回教学運営会議において、ディプロマ・ポリシーが適正に定められているか、点検・評価を行った（根拠資料 4-1）。また、令和5年度からのカリキュラム改定に際しても、大学全体及び各学部・学科のディプロマ・ポリシーの点検・見直しを行っている。

以上のことから、授与する学位ごとに、学修成果を明示した学位授与ディプロマ・ポリシーを定め、公表していると判断できる。

**点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。**

**評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表**

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

**評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性**

カリキュラム・ポリシーは「履修要項」及び大学ホームページで公表しており、大学全体の方針として、全学部共通科目について教育課程の体系を明記している。また、全学部に通ずる教育内容として、初年次ゼミ、英語教育、卒業論文・卒業研究（伊勢志摩圏域の課題解決をテーマとしたプロジェクト研究も選択できることを明記）、正課内・正課外の体験学修プログラムについて明記している（根拠資料 1-5 pp. 8～11、4-2【ウェブ】）。

学部・学科におけるカリキュラム・ポリシーは、教育学部と現代日本社会学部では1学部1学科であるために、専門教育課程の体系と教育内容を詳細に明記している。文学部は4学科から構成されるため、文学部の方針は4学科に共通する事項のみ記載するととどめ、詳細な専門教育課程の体系と教育内容は各学科の方針で明記している（根拠資料 1-5 pp. 12～24、4-2【ウェブ】）。

研究科・専攻におけるカリキュラム・ポリシーは、各研究科・専攻・課程ごとに、教育内

## 第4章 教育課程・学習成果

容と教育方法に分けて詳細に明記している（根拠資料 1-5 pp. 291～297、4-2【ウェブ】）。

### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するために、全学部共通科目、各学部・学科専門科目、各種資格課程科目及びその他必要とされる体験学修の機会や課外講座等を体系的に編成します。

大学教育全体のカリキュラム・マネジメントの観点から、教育課程の体系性を学生に示すとともに、各学部・学科の教員組織が自ら自己点検するために、全学及び各学部・学科の卒業認定・学位授与の方針や教育目標と個々の授業科目の関係性、各授業科目間の連関及び履修の順次性を明示したカリキュラム・マップを作成しています。

【1】教育内容については、次のとおり定める。

1. 全学部共通科目は、本学における学修に必要な基礎学力の養成、幅広い教養の修得、卒業後の社会的・職業的自立への意欲形成を図るために、以下の7区分にわたって授業科目を開設する。
  - I. 「建学の精神を理解する科目」
  - II. 「アカデミックスキルを修得する科目」
  - III. 「地域の資源や課題について学ぶ科目」
  - IV. 「キャリアをデザインする科目」
  - V. 「就業実務能力を修得する科目」
  - VI. 「外国語を修得する科目」
  - VII. 「文化、社会および自然科学に関する基礎的な知識を理解する科目」
2. 多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにすることを目的として、少人数による初年次ゼミを開設する。
3. 英語教育は、大学入学以前に学んできた英語の4技能が個々の学生の進路に応じて「使えるようになる」ことを目標として、習熟度に基づくクラス編成により授業を実施し、外部試験等を適宜用いて学修成果の把握を行う。
4. 専門科目は、各学科の専門領域に関する系統的な知識と学問的方法を修得することができるように、各科目を体系的に開設する。科目の内容は、各専門分野についての知見を身につけるとともに、問題発見能力、理解力、判断力、物事に積極的に対応してゆく意欲等の社会人に必要な汎用的能力が身につくように精選されている。
5. 各学部・学科における専門科目を中心とする教育内容の統合と総合化のために、4年次の卒業論文、卒業研究を必修とする。なお、伊勢志摩圏域の課題解決をテーマとしたプロジェクト研究をそれらに代えることもできる。
6. 能動的・主体的な学修姿勢、生涯にわたって学び続ける力、困難を克服する力を養成するために、正課内・正課外に「海外体験・留学」、「地域貢献活動」、「学校ボランティア活動」等、多彩な体験学修プログラムを開設する。

【2】教育方法については、次のとおり定める。

1. 1・2年次においては、学科ごとに全教員が分担して務める「指導教員」、3・4年次においてはゼミ指導教員が、4年間を通じて学修・生活上の助言をおこなう。
2. 大学における単位制では、1時間の授業時間に対して2時間に相当する事前・事後学

## 第4章 教育課程・学習成果

修が必要とされている。この単位制度を実質化し、質の高い学修を保証するため、1年間で履修登録のできる単位数を制限する（CAP制）。学生には、各自の4年間の学修目標を明確にした計画的な履修を指導する。

3. 学生が各自の学修状況を客観的に数値で把握することができるように、GPAを算出・提示する。また、GPAは、退学勧告、教育実習・保育実習等の各種実習の履修要件や副専攻認定及び特待生の選考に使用する。
4. 国際共通語である英語については、「読むこと」「聞くこと」とともに、主体的に考えを表現することができるよう、「書くこと」「話すこと」をも重視し、それら4技能を総合的に養成する教育方法及び自習環境を整備する。また、海外語学研修の制度を充実させ、学生の実践的な英語への学修意欲を高める。
5. 知識の伝達・注入を中心とした授業方法だけではなく、学生が主体性を持って多様な人々と協力して問題を発見し解を見いだしていくアクティブ・ラーニングの組織的導入を図る。特に、少人数のチームワーク、集団討論、反転授業などの教育方法を実践する。

【3】評価については、次のとおり定める。

1. 「教員が何を教えたか」よりも「学生が何を身に付けたか」を重視し、学生の学修成果を把握・評価する手法の導入を推進する。
2. 大学全体としての共通の評価方針（アセスメント・ポリシー）に従って評価を行う。その際、学生の学修履歴（学修ポートフォリオ）の組織的な利用をはじめとして、「パフォーマンスによる評価」、「ルーブリックによる評価」などの多様な評価方法を適切に取り入れる。
3. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく厳格な成績評価、卒業認定をおこなう。

教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等は、カリキュラム表としてまとめていて、全学部共通科目、各学部専門科目、各種課程科目に分けて整理している（根拠資料 1-5 pp. 65～231）。大学院においても文学研究科各専攻は、博士後期課程では基礎科目と基幹科目に分け、博士前期課程では基礎科目と基幹科目と展開科目に分けてカリキュラム表としてまとめていて、教育学研究科は基礎科目、専門科目、演習・研究科目、実習科目に分けてカリキュラム表としてまとめている（根拠資料 1-5 pp. 299～320）。

大学及び大学院におけるカリキュラム・ポリシー策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーの実現を念頭に置いている。カリキュラム・ポリシーは、履修要項に記載して学生に周知するとともに、大学ホームページで公表している（根拠資料 1-5 pp. 8～24、pp. 291～297、4-2【ウェブ】）。各科目とディプロマ・ポリシーを関連づけており、ディプロマ・ポリシーの各項目が具体的にどの科目によって身につけることができるのかを示すカリキュラム・マトリックスを作成し、カリキュラム・ポリシーとともに公表している（根拠資料 4-3【ウェブ】）。なお、前述のとおり「3つのポリシー再検討の方針・考え方」に基づき、カリキュラム・ポリシーが適正に定められているか、点検・評価を行った（根拠資料 4-1）。令和5年度からのカリキュラム改定に際しても、カリキュラム・ポリシー及びカリキュラム・マトリックスの点検・見直しを行っている。

## 第4章 教育課程・学習成果

以上のことから、授与する学位ごとに、カリキュラム・ポリシーを定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性および体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容および方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択など）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

【学士課程】

- ・初年次教育、高大接続への配慮・教養教育と専門教育の適切な配置

【修士課程、博士課程】

- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

全学部共通科目は大学のカリキュラム・ポリシーによって設定し、各学部・学科、研究科の専門科目は各学部・学科、研究科のカリキュラム・ポリシーによって設定している。

カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性を図るため、すべての学部学科、研究科で履修系統図を作成している（根拠資料4-4【ウェブ】）。

全学部共通科目には、建学の精神、総合基礎、地域志向科目、人生と仕事、職業人実務基礎、外国語、教養、体育、伝統文化の9科目群を配置している（根拠資料1-5 pp. 65～66）。

学部・学科の教育目的はディプロマ・ポリシーによって課程修了時の学修成果として示している。また、ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを立てて、そのカリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目群を設定している。そして、各授業科目がどのディプロマ・ポリシーに関連するかについてはカリキュラム・マトリックスで示しているため、学部・学科の教育目的、課程修了時の学修成果、各授業科目の関係は明確に示している。

各学部・学科は各専門分野の学問体系に基づいて授業科目を配置している。たとえば文学部4学科は学問体系ごとに順次性を持たせて1年次に導入科目群、2年次に基礎科目群、3年次に発展科目群、4年次に応用科目群を配置している。教育学部と現代日本社会学部は学問体系上、3年次と4年次において実習科目群の配置が重要になってくるため、1年次と2年次にかけて基礎科目群、基幹科目群、発展科目群（現代日本社会学部のみ）、展開科目群を配置している（一部は3年次にも配置）。各学部・学科の専門性に応じて、各科目に必修／選択必修の別を置いている。各学部・学科の科目群は学修の順次性を考慮して配置してい

## 第4章 教育課程・学習成果

て、セメスター配置の順次性と科目間の体系性は履修系統図で視覚的に確認できるように図示方法に配慮している（根拠資料 1-5 pp. 60～102、4-4【ウェブ】）。

各学部・学科の専門科目とは別に、各種課程・資格科目として、神職課程科目、教職課程科目、図書館司書課程科目、司書教諭課程科目、博物館学芸員課程科目、保育士資格科目の6科目群を配置している（根拠資料 1-5 pp. 108～197）。

また、各科目には科目ナンバリングコードを付して「シラバス」の到達目標欄において順次性を明示しており、令和5年度からはシラバスシステムの改修により独立した項目とする予定である。なお、科目ナンバリングコードの見方については、「履修要項」のシラバス検索方法のページに記載して学生へ示している（根拠資料 1-5 p. 57、1-8【ウェブ】）。

授業の実施については、「学則」第10条～第12条及び「皇學館大学教務規程」第2条において年度を2学期（春学期と秋学期）に、4年間を8セメスターに分割している。1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としており、学生に配付する『学生手帳』に掲載した学年暦で、学期ごとの各曜日15回の授業日を明示している（根拠資料 1-2【ウェブ】、1-5 p. 233、4-5）。

授業回数確保のため、祝日による授業回数確保が難しい場合は、祝日等に授業を実施しており、また、授業担当者が授業を休講する場合は、教務担当学部長（教務委員長）に対し補講予定日を記載した「休講届」を提出することとしている（根拠資料 4-6）。

さらに、必要な授業の出席時間数については、「学則」第28条に「各授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目を履修したものと認めない」ことを定めている。また、履修要項最終頁に掲載している「受講心得」では、30分以上の遅刻者は欠席扱いとし、該当教室への入室を禁止する旨を明示している（根拠資料 1-2【ウェブ】、1-5 p. 361）。

単位の設定については、「学則」第15条において、講義、演習、外国語科目、実験・実習及び実技の授業形態に応じた1単位に必要とされる学修時間を規定し、それに基づき各授業科目の単位数を設定し、学生に明示している（根拠資料 1-2【ウェブ】、1-5 p. 32）。また、実質的な事前・事後学修時間を確保するために、全科目のシラバスに各授業回における事前・事後学修内容と必要な学修時間を明記している（根拠資料 1-8【ウェブ】）。

個々の授業科目の内容及び方法については授業担当者がシラバスに明記している。

全学部必修科目のうち、建学の精神科目群には、日本文化の基盤であり皇學館大学の建学の精神の中核である神道について理解を深める「皇学入門《神道と日本文化》」と、平成26年度に文部科学省の地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）において、地域の定住機能の新たな在り方を自らの課題として捉え行動できる「アクティブ・シチズン」の育成のためのプログラムとして採択されて以来、本学が取り組んでいる「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムの一環として「伊勢志摩共生学」を開講し、その中では、伊勢市との連携により伊勢市長による「自治体と行政サービス」と題した講義等も実施している（根拠資料 1-8【ウェブ】、4-7【ウェブ】）。

また、地域志向科目群（選択）では「伊勢志摩定住自立圏共生学Ⅲ・Ⅳ」を、人生と仕事科目群では「グローバル化と地域の経済社会」を、それぞれ株式会社三十三総研との連携により開講するなど、地元企業等との連携により、社会において必要とされる知識・技能と、課題解決のための思考力・判断力・表現力等の汎用的な能力を培っている（根拠資料 1-8【ウ

## 第4章 教育課程・学習成果

ェブ】、4-8）。

本学のディプロマ・ポリシーのうち「わが国の歴史と伝統・文化を深く理解し、それを基盤として、異なる歴史と伝統・文化を持つさまざまな世界をも尊重することができる」の実現のために、これを学科のディプロマ・ポリシーにも反映させた上で、コミュニケーション学科では「Japanese Culture and History」「Shinto English」を、現代日本社会学科では「伊勢志摩発信英語」「日本文化発信英語」等の科目を開講し、日本文化を正しく海外へ発信する力を育成している。なお、これらの科目は他学科の学生も履修可能である（根拠資料 1-8【ウェブ】）。

初年次教育への配慮として、共通科目に「初年次ゼミ」を必修科目として、学科ごとに第1セメスターに開設している。この科目は、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにすること、また、キャリアデザインの内容を取り入れ、初年次生を速やかに大学教育課程にソフトランディングさせることを目的としている（根拠資料 1-8【ウェブ】）。

高大接続への配慮として、入学決定者に対する「入学準備プログラム」による入学前指導を実施しており、この内容は各学科及び教務委員会において毎年度見直しを行っている。令和4年度の入学生に対しては、総合型選抜入試及び推薦入試合格者は全員に、各学科の入学後の学びに応じた2回のレポート課題等を課した（根拠資料 4-9）。

平成31（令和元）年度以降のカリキュラムにおいては、CAP制を考慮し、卒業要件における全学部共通科目の単位数を20単位に抑え、そのために共通科目群をスリム化している。本学の各学科の専門科目がリベラル・アーツ的な要素を備えており、各学科専門科目の他学科履修を認めることによって、スリム化された共通科目群の代替となっている（根拠資料 4-10）。このスリム化は、カリキュラム上だけでなく実際に開講した授業数でも示している。平成30年度（すべて旧カリキュラム）は401授業を開講、平成31（令和元）年度（2年次以降が旧カリキュラム）は新カリキュラム分で270授業を開講、令和2年度は新カリキュラム群（過年度生分のみ旧カリキュラム）で321授業を開講。また、1授業当たりの履修者数では、平成30年度（すべて旧カリキュラム）45.5人だったが、平成31（令和元）年度新カリキュラム授業では33.1人、令和2年度新カリキュラム授業では32.7人と、少人数授業化を実現している。

大学院は、文学研究科・教育学研究科ともに複数の科目を体系的に履修する「コースワーク」と、個別の課題研究を行う「リサーチワーク」で構成される。まず、文学研究科博士前期課程では、基礎、基幹、展開の3科目を段階的に配置し、基礎科目は必修、基幹・展開科目は選択とした上で、基礎・基幹科目のコースワークと、展開科目のリサーチワーク（課題研究）を適切に組み合わせた教育課程の編成となっている。次に、文学研究科博士後期課程では、基礎、基幹の2科目を段階的に配置し、基礎科目のコースワークと、基幹科目のリサーチワーク（課題研究）を適切に組み合わせた教育課程の編成となっている。なお、令和5年度からの新カリキュラムにおいては基幹、展開のみとする予定。そして、教育学研究科修士課程では、基礎、専門、演習・研究、実習の4科目を段階的に配置し、基礎科目は必修、専門、演習・研究、実習科目は選択とした上で、基礎、専門、実習科目のコースワークと、演習・研究科目のリサーチワーク（課題研究）を適切に組み合わせた教育課程の編成となっている（根拠資料 1-5 pp. 299～318、1-8【ウェブ】）。

## 第4章 教育課程・学習成果

教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わりについては、皇學館大学質保証・質向上委員会（以下、「質保証・質向上委員会」という。）によって毎年点検・評価を実施している（根拠資料 4-11 pp. 44～89）。質保証・質向上委員会からの評価として、全学的観点でのコメント（改善・向上支援）を各部局に対して行っている。各部局はその評価を受けてどのように対応したか、具体的には次年度計画にどのように反映させたかを回答して PDCA サイクルを明確にしている。

また、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施については、キャリアデザイン科目として「初年次ゼミ」のほか人生と仕事科目群、職業人実務基礎科目群を置くとともに、専門科目として現代日本社会学部に公務員コンプリートプログラムを、文学部コミュニケーション学科に心理系エキスパートプログラムをそれぞれ開設し、その他の体験学修や課外講座と併せた「キャリア・コンパス NEXT」として学生に提示し、職業人として必要な能力を育成する場を提供している（根拠資料 1-5 pp. 65～66、pp. 73～74、p. 82、1-7 pp. 51～52）。

さらに、学生に芽生えた興味を幅広く、かつ体系的な学びにつなげるための副専攻科目群として、自身が所属する学科（主専攻）のほかに、「日本語教育学副専攻」「中国文化学副専攻」「伊勢志摩定住自立圏共生学副専攻」を設定し、この修了者に修了証を発行することで、学生が対外的・社会的に自身の学びを証明し、自身の強みとすることができるようにしている（根拠資料 1-5 pp. 103～107）。なお、令和 5 年度からのカリキュラム改定に伴い、副専攻の科目群が追加される予定である。

その他の授業外の取り組みとして、大学のディプロマ・ポリシーの 1「わが国の歴史と伝統・文化を深く理解し、それを基盤として、異なる歴史と伝統・文化を持つさまざまな世界をも尊重することができる」、2「神道精神に基づく高い倫理観と寛容な精神を備えている」を実現するために「参拝見学・山室山参拝」を実施している。「山室山参拝」は建学の精神にある「皇国の道義と文学」の基を築いた近世の国学者本居宣長等について学ぶ 1 年次生対象の行事である。「参拝見学」は本学の学間にゆかりの深い地に赴いて参拝・見学し、建学の精神を体感することを目的に実施する行事で、文学部は各学年において、教育学部及び現代日本社会学部は 2 年次において実施した上で、レポート等を課している。いずれも全学部生が参加するものとしているが、令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止となったため、これによる学びを補填するための対応策を教務委員会で審議した結果、令和 4 年度には本居宣長記念館（公益財団法人鈴屋遺跡保存会）の協力を得て、「本居宣長旧邸宅 VR ツアー・山室山奥墓パノラマツアープログラム」等の VR (Virtual Reality) によるコンテンツを作成し、manaba course (LMS) 上で学生及び教職員が視聴した（根拠資料 1-5 p. 45、4-12）。

また、各学科・演習科目（ゼミ）の一環として 3 年次に「フィールドワーク」を実施している。この行事は、指導教員が学生と共に、ゼミ単位で設定した目的に沿った実施計画書を作成し、それを教務委員会で審議・承認した上で実施しているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により令和 2 年度以降は中止または規模を縮小して実施している（根拠資料 4-13）。

以上のことから、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を

## 第4章 教育課程・学習成果

開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保など）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用など）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、そのほか効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織などの関わり（教育の実施内容・状況の把握など）

### 【学士課程】

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

### 【修士課程、博士課程】

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

単位の実質化を図る措置として、CAP制に準拠した履修指導を行っており、「皇學館大学授業科目履修規程」第2条第2項で、1年間の履修登録単位数の上限を48単位としている（根拠資料1-5 p.237）。ただし、同規程第2条第3項において履修制限の緩和について、「(1)所定の単位を別に定める優れた成績をもって修得した学生、(2)編入学生、転入学生及び学士入学生、(3)その他、本学が教育上有益と認めた学生」は上限を超えて履修登録をすることができるとしており、(1)の具体的な条件は履修要項において、前年度までの通算GPAが2.5以上3.0未満の学生には文学部・現代日本社会学部で52単位、教育学部で56単位、3.0以上の学生には文学部・現代日本社会学部で56単位、教育学部で60単位までの履修登録を認めている（根拠資料1-5 p.51、p.237）。なお、個々の科目について十分な学修時間が確保できるよう、年度ごとの履修指導やsemesterごとの成績配付の際に、指導教員から学生に対し、適切な履修を行うよう指導している（根拠資料1-5 p.51）。

## 第4章 教育課程・学習成果

シラバスは、授業担当者が学生支援部教務担当及び教務委員会において作成した「シラバス作成要領」に則り作成し、教育開発センターの点検を受けたうえで公開することとしている。教育開発センターでは、シラバスに事前・事後学修の内容と時間数を明記することを全科目について求めている、シラバス作成後の点検により、明記されていない場合は明記するように各教員に再度依頼している。また、シラバスは学生にオンライン上で提示しているため、内容に変更があった場合は速やかに修正するように各教員に依頼している。さらに、授業進捗の確認を容易とするために、授業実施日も記入するように依頼している（根拠資料 4-14）。授業内容とシラバスが一致しない場合は授業評価アンケートでの学生からのコメントでわかることがあり、担当教員自身での確認とともに、学生支援部教務担当からも担当教員に対応を求めている。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、順次アクティブ・ラーニングの導入を進めている。「将来ビジョン 140・第2期中期行動計画 令和2年度～令和6年度」では、令和6年度時点において、1年次生におけるアクティブ・ラーニング実施率の目標を60%以上と定めている（根拠資料 1-12 p.5【ウェブ】）。シラバス上のアクティブ・ラーニング実施状況は、全開講科目（同時開講科目も含む）の76%となった（対象科目 1,789/開講科目 2,342）。例えばコミュニケーション学科では、春学期は、新型コロナウイルス感染症対策の関係でディスカッション等の導入は積極的には進められなかったが、「英語学概論Ⅰ」、「発達心理学Ⅰ」、「英語音声学Ⅰ」、「GIS実習Ⅰ」等、8科目でアクティブ・ラーニング要素を導入した。秋学期も、「英語学概論Ⅱ」、「異文化間コミュニケーションⅡ」、「英語音声学Ⅱ」等の8科目でアクティブ・ラーニング要素を取り入れた（根拠資料 1-13 p.11【ウェブ】）。

また、本学では学生の主体的な学びの一環として、前述の副専攻科目群のうち「伊勢志摩定住自立圏共生学副専攻」で「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムに位置付く正課外活動（Community Learning Labo 活動（以下、「CLL活動」という。））を活用している。CLL活動は、伊勢志摩定住自立圏を形成する3市5町との連携協定に基づき、これらの地域を中心とする三重県内のフィールドで、地域課題解決を主体的・体験的に学ぶ学修プログラムであり、「伊勢志摩定住自立圏共生学副専攻」の修了要件で「指定科目のほか、1つ以上のCLL活動に参加すること」とし、学生のCLL活動への参加促進と課題解決能力の育成を図っている（根拠資料 1-5 p.107、4-15【ウェブ】）。

なお、令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、一部でオンライン授業（同時配信型とオンデマンド型）を実施し、できる限り通常授業と同等の教育効果が得られるように努めた（根拠資料 4-16、4-17 pp.54～78）。令和4年度においては、履修者数が教室収容定員の50%以内の授業は原則として対面で実施し、その他の一部の科目はオンラインで対応している。なお、新型コロナウイルス感染症を含む学校感染症や、交通機関のストライキ・事故等により本学がやむを得ないと判断した欠席については、本学では、単なる「公認欠席」としての運用ではなく、要配慮対象として当該授業担当者から課題を課すなどの学修保証を行った上で、欠席数には計上しない措置をとっている（根拠資料 1-5 pp.34～35、4-18）。

大学院の研究指導については、研究指導の内容・方法、年間スケジュールを履修要項及びシラバスに記載している（根拠資料 1-5 pp.299～312、pp.321～324、1-8【ウェブ】）。こ

## 第4章 教育課程・学習成果

れに基づき、毎年指定日までに学生が「研究計画書」を提出し、博士後期課程では各指導教員がその「研究計画書」に「研究指導計画」を記入して各学生に明示することで、それにもとづく研究指導を実施するようにしている（根拠資料 4-19）。しかし、博士前期課程及び修士課程の「研究計画書」の書式には「研究指導計画」の記入欄が無かったため、令和4年度において大学院委員会で「研究計画書」の書式を改訂した（根拠資料 4-20）。

教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わりについては、各学科、研究科の実施した自己点検・評価に対して、質保証・質向上委員会が全学的な観点からコメントし、各学科・研究科はそのコメントに基づいて改善・向上策を講じることになっている。具体的には、研究科委員会で学生から提出された研究計画書、研究報告書により指導の実施内容や状況が把握され、さらに質保証・質向上委員会に評価票を提出して質保証の点検を図っている（根拠資料 4-11 pp. 44～89）。

以上のことから、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

### 点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

#### 評価の視点1：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織などの関わり

#### 評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制および手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

単位制の趣旨を踏まえ、「学則」第15条において、授業形態に応じた1単位に必要とされる学修時間を規定し、それに基づき各授業科目の単位数を設定しており（根拠資料 1-2【ウェブ】）、履修要項に、1単位の授業科目について45時間の学修を必要とすることを明記している（根拠資料 1-5 p. 32）。

授業形態	単位計算基準
講義	15時間の授業をもって1単位とする。

## 第4章 教育課程・学習成果

演習	15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
外国語科目	30 時間の授業をもって 1 単位とする。
実験、実習および実技	30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

入学前等における既修得単位の認定の上限については、「学則」第 22 条～第 24 条で学部  
の上限を 60 単位と規定し、大学院での上限は「大学院学則」第 10 条の 3 及び第 10 条の 4  
で 15 単位と規定している。この単位認定を希望する学生からの申請を受けて、教務委員会  
及び全学教授会（または大学院委員会）の審議を経て認定を行っている（根拠資料 1-2【ウ  
ェブ】、1-4【ウェブ】）。

成績評価について、大学においては「皇學館大学授業科目履修規程」と、シラバスに明記  
された評価基準にもとづいて厳格に行っている。段階評価を行う科目については秀・優・良・  
可・不可・放棄のいずれかで示し、秀～可を合格、不可・放棄を不合格とする。秀 90 点以  
上・優 89 点～80 点・良 79 点～70 点・可 69 点～60 点、不可 60 点未満、放棄は評価不能で  
ある（根拠資料 1-5 p. 32）。評価の方法については、「学則」第 29 条に基づき、試験、論  
文及び研究報告等で行う（根拠資料 1-2【ウェブ】）。授業の到達目標・評価の方法・基準に  
ついてはシラバスに明記しており、大学ホームページで参照できる（根拠資料 1-8【ウェブ】）。  
到達目標は領域別・観点別に、学生の立場から実現可能かつ客観的に評価可能である目標を  
具体的に示し、成績評価の方法及び基準は具体的な評価方法（試験やレポート等）とその割  
合、合格の基準を記載しており、いずれも成績評価の透明性・厳格性に寄与している。成績  
評価について質問がある学生は、成績評価の基準を満たし、合理的かつ具体的な根拠がある  
場合に限り、成績通知書配付日から 1 週間以内に学生支援部（教務担当）に申し出ること  
で事務局を介して教員に問い合わせることができる（根拠資料 1-5 p. 33）。また、各授業科  
目の成績評価を総合的・客観的に評価する指標として、GPA を導入している（根拠資料 1-5  
pp. 32～33）。

卒業要件は「学則」第 21 条に明示するとともに、その詳細を履修要項に掲載し、学生に  
明示している（根拠資料 1-2【ウェブ】、1-5 pp. 62～64）。学位授与について、学位論文の  
審査基準をシラバスにて明示し、ルーブリック評価を採用している。ルーブリックは学科ご  
とに異なり、神道学科では①研究の目的・方法、②資料・データの取り扱い、③先行研究、  
④本文、⑤内容の 5 つの観点で、国文学科では①先行研究、②問題設定、③資料の扱い、④  
論旨、⑤解釈、⑥形式、⑦文章の 7 つの観点で、国史学科では①先行研究の整理と問題設  
定、②史資料の収集・整理、③史資料の読解・解釈、④論理展開・結論、⑤形式の 5 つの観  
点で、コミュニケーション学科では①論文の構成、②論文の内容、③論文の様式、④口頭試  
問の 4 つの観点で、教育学部は論文の①先行研究・課題設定、②文章表現・構成、③資料、  
④論拠と結論、⑤知見・貢献、口頭試問の⑥プレゼンテーション資料、⑦音声表現、⑧論理  
展開、⑨質疑の対応の 9 つの観点で、現代日本社会学部では①先行研究、②問題設定、③資  
料の扱い、④論旨、⑤解釈、⑥形式、⑦文章の 7 つの観点でそれぞれ評価を行っている（根  
拠資料 4-21）。なお、審査方法に関して、卒業論文の審査は 2 人の教員（主査 1 名・副査 1  
名）があたり、評価の客観性を確保している（根拠資料 1-5 pp. 41～44、1-8【ウェブ】）。

大学院の修了要件は「大学院学則」第 11 条（修士課程）及び第 12 条（博士課程）に明示  
している（根拠資料 1-4【ウェブ】）。学位授与について、修士・博士の学位請求論文の審

## 第4章 教育課程・学習成果

査基準は履修要項に掲載し、学生に明示したうえで厳格な審査を行っている。しかし、教育学研究科修士課程の「特定の課題についての研究の成果評価基準」は明示・公表されていないため、大学院委員会において策定し、令和5年度より明示・公表する予定である（根拠資料4-20）。また、審査基準は大学ホームページで公表している（根拠資料4-22【ウェブ】）。審査を主査・副査計3名で行うことで客観性・厳格性を確保、責任体制及び手続は履修要項に明示しており、それらに従って適切な学位授与が行われている（根拠資料1-5 pp.321～327）。

学位授与に係る責任体制及び手続の明示・適切な学位授与については、進級や卒業の判定を全学教授会及び大学院委員会で議論することでその客観性を担保している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発を行っていますか。

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに連関して、学修成果の評価の方針（以下、「アセスメント・ポリシー」という。）を定めている。

アセスメント・ポリシーは、大学全体の方針にもとづいて、学部及び研究科のアセスメント・ポリシーを策定している（根拠資料1-5 pp.25～28、p.298）。

また、3つポリシーと連関していることから、入学前・入学直後、在学中（単位認定・進級判定）、卒業時（卒業後）の3段階で測定し、本学の現状把握、教育改革・改善、学生・学修支援の改善等に活用することとしている。

例えば、入学直後には、新入生アンケートにおいて、アドミッション・ポリシーの理解度を測定している（根拠資料4-23）。卒業時には、卒業時アンケートにおいて、学生のディプロマ・ポリシーに示した資質を身に付けることができたか自己評価させ、その達成度を測定している。この回答と客観的な評価として卒業論文の成績評価とのクロス集計を行い、各学

## 第4章 教育課程・学習成果

科で検証した結果を令和5年度からの新カリキュラムに向けた3つのポリシー再策定時の参考資料としている（根拠資料4-24）。

在学中の1年次及び3年次には、大学IRコンソーシアムの学生アンケートを実施し、卒業後5年経過した卒業生に対しては、同じく大学IRコンソーシアムの卒業生アンケートを実施している。いずれの調査結果もIR室において結果を分析し、教学運営会議に報告したうえで、各学科に提示し教育改革・改善を促している（根拠資料4-25）。

また、令和3年度よりKEIアドバンスのPROGを1年次と3年次で実施してジェネリックスキルの測定を行い、リテラシーとコンピテンシーの2つの観点から学生自身の現状を客観的に把握させるとともに、IR室による集計結果を教学運営会議に報告し、学生指導への活用を促した（根拠資料4-25、4-26）。PROGについては、令和5年度の3年次での調査結果を当該学生の1年次と比較し、成果の分析を行う予定である。一方で、大学院について、文学研究科・教育学研究科ともアセスメント・ポリシーは策定したが、学修成果の測定を目的とした学生調査や、卒業生・就職先への意見聴取等は行っていない。

さらにセメスター毎にディプロマ・ポリシーの達成度を測定するセルフアセスメントを、文学部コミュニケーション学科で令和2年度から、文学部神道学科と現代日本社会学部で令和3年度から実施している（根拠資料4-27【ウェブ】）。ディプロマ・ルーブリックと呼ばれる、ディプロマ・ポリシーを5段階にルーブリック化し、学生自身が自己評価するものである。上記の学科による取り組みを教育開発センターNews Letterで報告し、今後は他の学科でも実施することを検討している。

ルーブリックを活用した測定として、前述のように大学では学位論文の審査においてルーブリックを活用している。大学院については、現状において学位論文の審査にルーブリックを活用していないが、令和5年度からの活用のため準備中である（根拠資料4-11 pp.44～48）。

このように、アセスメント・ポリシーを運用していく中で、教育開発センターでは、大学全体レベル、学部・研究科レベルの2段階で重複する項目もあるため、整理が必要であるとの意見が出され、見直しを進めている（根拠資料4-28）。まず学部におけるアセスメント・ポリシーについて見直しを行うことを、教学運営会議で承認を得た（根拠資料4-29）。現在、教育開発センターにおいて検証を行っている（根拠資料4-30）。

学修成果の点検・評価は、毎年度「皇學館大学 自己点検・評価票」に示された項目に従い、実施している。結果について、質保証・質向上委員会は、各部局に対して直接的な運営・支援しているわけではないが、各部局の取り組みについての自己点検・評価に対してコメントしている。また、客観的意見を聴取する場として、皇學館大学外部評価委員会でも確認している（根拠資料2-9）。

以上のことから、ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を**

## 第4章 教育課程・学習成果

行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的に点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容、方法の適切性については、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、毎年度各部局において自己点検・評価を実施している。点検・評価結果については、全学内部質保証推進組織である質保証・質向上委員会でき取りまとめ、改善・向上のためのコメントを付して各部局にフィードバックしている。それを踏まえて各部局が策定した改善計画等を質保証・質向上委員会が確認した上で、大学執行部で構成する教学運営会議に報告し、改善・向上に取り組んでいる。

シラバスに、授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び評価基準等を明示している。授業内容とシラバスとの整合性については授業評価アンケートにおいて間接的に確認した上で授業改善を継続的に各教員に依頼している（根拠資料 4-31）。なお、授業評価アンケートは学部全科目を対象として実施しているが、集計結果の公表対象は、記入者が特定されることによる弊害を防ぐために履修者 5 名以上の科目としている。大学院科目については、履修者が少人数のため授業評価アンケートは実施していない。

また、シラバスは教育開発センターによるチェックを受け、内容の適正化が図られている（根拠資料 4-14）。

カリキュラムの適切性についての点検・評価にもとづいて教学運営会議において提案があり、平成 31（令和元）年度から新カリキュラムを採用・実施している（根拠資料 4-32）。また、文部科学省の教職課程再課程認定を経て平成 31（令和元）年度入学生から新しい教職課程を開始した。再課程認定の際、授業担当者とその研究業績が再確認され、新学習指導要領に応じた教員養成カリキュラムが開始した。

令和 3 年度はこれまでの教育課程及びその内容・方法等についても検討を行い、カリキュラム検討委員会が「平成 31 年度カリキュラム編成の考え方」（平成 29 年 12 月 13 日）に基づき検証し、令和 5 年度からのカリキュラム改定を行った（根拠資料 4-33、4-34、4-35）。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

### （2）長所・特色

本学では、履修系統図やカリキュラム・マトリックスを活用し、カリキュラムの改定時にこれらの点検・見直しを行うことなどにより、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき適切にカリキュラムを編成している。

授業科目においては、建学の精神に基づく本学ならではの科目や、地域・企業との連携による科目の開講、CLL 活動等の課外活動や本学特有の行事と授業科目の関連付けなど、種々の取り組みにより、ディプロマ・ポリシーに示した修得すべき資質・能力や態度の実現を図

## 第4章 教育課程・学習成果

っている。

また、共通科目群のスリム化と各学科専門科目の他学科履修による活用や、少人数授業化に努めるなど、効果的な授業運営にも配慮している。

### (3) 問題点

学生による授業評価アンケートについて、受講者数 5 名未満の授業では結果が授業担当者に公表されていない。そのため、希望者の少ない資格取得向けの授業においては、長く授業評価アンケートが反映されておらず、大学院においては実施もされていない。大学院の場合、個別指導的要素が大きいため、学生に個別にヒアリングの機会を設けるなど、学修者の視点に立った評価・改善が必要であると考えられる。

### (4) 全体のまとめ

本学は、ディプロマ・ポリシーを、国のガイドラインに沿って平成 28 年度に再策定し、大学ホームページ及び履修要項に明示している。

本学では、カリキュラム・ポリシー策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーの実現を念頭に置いて定め、公表している。また、教育研究目的ならびにカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程の整合性・順次性・体系性に配慮して科目を設置している。

本学では、順次アクティブ・ラーニングの導入を進めている。また、授業形態に工夫をこらすだけでなく、授業の枠を越えて、課外活動とも連携させて推進している。

成績評価については「皇學館大学授業科目履修規程」とシラバスに明記された評価基準にもとづいて厳格に行っている。また、学生への成績通知の後、学生からの成績についての質問や疑義を受け付ける制度を設けている。

学修成果の評価について、大学全体のアセスメント・ポリシーにもとづいて、学部のアセスメント・ポリシーを策定し、運用している。

以上のことから、本学の教育課程・学修成果は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

皇學館大学（以下、「本学」という。）では、「わが国の歴史に根差した道義と学問とを学び、実際の社会の中で実践して、文明の発展に貢献する」という建学の精神に基づき（根拠資料1-6【ウェブ】）、「皇學館大学学則」（以下、「学則」という。）第1条で「わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成すること」を教育目的としている（根拠資料1-2【ウェブ】）。

本学の入学者受入れの方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）は、この建学の精神及び大学の教育目的、そして卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）、教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえて策定し、3つのポリシー（全学）の再検討の方針・考え方（平成28年7月13日策定、令和4年8月1日改定）に基づき、点検・評価を行っている。

大学全体の方針に基づき、学士課程においては、学部学科の方針について各学部学科が、修士課程・博士課程においては、研究科の方針について各研究科が、点検・評価し、いずれも教学運営会議で見直しを行っている（根拠資料4-29）。

本学が定める大学全体のアドミッション・ポリシーは次のとおりである。

本学は、全学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）にふさわしい人材を育成するために、本学入学の段階で、①本学での学修に対する目的意識、②本学で他者と協働して主体的に学ぼうとする意欲、③そのために必要な基礎学力を備えた者を求めます。

本学での学修に必要とされる目的意識・意欲・基礎学力とは、次の4つを言います。

1. 高等学校までの教育課程で必要とされた「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的に学習に取り組む態度」を修得していること。
2. 高等学校までの教科の履修内容のうち、特に「国語総合」と「英語」について、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身につけていること。
3. 自らの生まれ育った地域社会や日本、また日本を取り巻く世界の話題について、これまで学んできた知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、自らの考えを他者に説明することができること。

## 第5章 学生の受け入れ

4. 本学で志望する学部・学科での学修や経験を、地域社会、日本国内あるいは海外で生かしたいという目的と意欲を備えていること。

大学全体のアドミッション・ポリシー、各学部・学科及び研究科のアドミッション・ポリシーは、大学ホームページ（根拠資料 4-2【ウェブ】）や令和4年度各種学生募集要項（根拠資料 5-1～5-11）において広く公表している。

また、オープンキャンパスや高校訪問、入試相談会等において、配布（無料）し、求められる学力として入試の試験科目、配点等を詳しく示している。

さらに、学士課程における、アドミッション・ポリシーは、県内を中心とした高校生向け進路ガイダンス、県内高等学校教員向け入試説明会、各地の高校訪問による進路指導担当教員への説明、本学卒業生である教員との懇談会等において、入試担当職員、アドバイザー及びアドミッション・オフィサーによって説明している。またオープンキャンパスにおける模擬講義、学科説明会等においても参加者にアドミッション・ポリシーの周知徹底をはかるようにしている。

以上のことから、アドミッション・ポリシーを定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜を実施

・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施

・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

<アドミッション・ポリシーに基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

本学では、アドミッション・ポリシーに基づいて公正かつ適正な選抜が行われるよう、入学試験を実施している。学部入試においては、皇學館大学アドミッション・オフィス会議（以下、「アドミッション・オフィス会議」という。）（根拠資料 5-12、5-13）、皇學館大学入学試験委員会（以下、「入試委員会」という。）（根拠資料 5-14）、皇學館大学全学教授会（以下、「全学教授会」という。）（根拠資料 5-15）での熟議を経て、文部科学省高等教育局長通知の「大学入学者選抜実施要項」の内容を踏まえ、大学全体のアドミッション・ポリ

## 第5章 学生の受け入れ

シー及び各学部・学科の教育目標、アドミッション・ポリシーに従った学生募集及び入学試験を実施している。大学院入試においては、皇學館大学大学院入学試験委員会（以下、「大学院入試委員会」という。）（根拠資料 5-16）・皇學館大学大学院委員会（以下、「大学院委員会」という。）（根拠資料 5-17）での熟議を経て、研究科のアドミッション・ポリシーに従った学生募集及び入試を実施している。なお、アドミッション・オフィス会議、大学院入学試験委員会において、継続的に入学者選抜方法を検討し、アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の整合性、及びその方法の有効性について検討を行っている（根拠資料 5-18、5-19、5-20）。

また、各学部・研究科のアドミッション・ポリシーに応じて、次のような多様な方法で入学者選抜を実施している（根拠資料 5-1～5-11）。

1. 総合型選抜（AO入試／館友推薦）  
AO入試については、神職後継者選考、幼児教育コース選考、一般選考、中高教員養成特別選考、アスリート選考Ⅰ（強化指定クラブ）、アスリート選考Ⅱ、アドミッション・オフィス特別選考がある。
2. 学校推薦型選抜（一般推薦〔前期A（基礎学力型）／前期B（基礎学力・面接型）／後期〕／資格取得者対象学校推薦／指定校推薦／附属高等学校推薦）
3. 一般選抜（一般入試〔前期／中期／後期〕／共通テスト利用入試〔前期／中期／後期〕）
4. 外国人留学生・社会人・帰国生徒入試
5. 編入学・転入学・学士入学試験

なお、一般推薦前期A（基礎学力型）においては令和5年度（令和4年実施）入試から地方会場（津）を新たに設け、一般推薦前期B（基礎学力・面接型）においては、これまで実施していた国語または英語の選択肢に日本史を加えた。

本学では、入学者選抜方法の改善、高大接続改革の推進及び入学希望者に対する総合的な広報活動等を効果的に行ってきた。その成果は令和4年度入試の具体的内容として得ることができている。特に、令和4年度新入生アンケートによると、教育学部の新入生の98.6%が「最も学びたいと思っていた学問分野」と回答し、アドミッション・ポリシーを理解した学生が入学してきていることを示している（根拠資料 4-23）。

### <授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

入学金、授業料、諸経費、奨学金についての情報は、大学ホームページ（根拠資料 5-21【ウェブ】）や令和4年度各種学生募集要項（根拠資料 5-1～5-11）により幅広く情報提供をしている。学部合格者には、合格通知とともに令和4年度入学手続要項（根拠資料 5-22）を送付し、経済的支援を目的とした、国の修学支援新制度案内（根拠資料 5-23）を送付し周知している。なお、修学支援金を含む奨学金等の公的支援制度についての理解度に差があるため、合格後、入学手続き段階で修学支援金申請者対応が円滑に進まないケースがあった。志願者と共に高等学校に対し、入学手続の時期や内容について周知するために、入学手続要項の修学支援金の部分に加筆修正を行った（根拠資料 5-24）。

### <入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

## 第5章 学生の受け入れ

平成31（令和元）年度より「アドミッション・オフィス」を設置して専任教員の室長を置き、アドミッション・ポリシーに基づく入学者の選抜を適正かつ継続的に検討するとともに、さらに入試委員会の審議に付し、十分な議論を踏まえて実施に移している。

学部入試については、アドミッション・オフィス会議及び入試委員会を組織し、学生募集及び入学選抜について審議し、全学教授会の審議を経て、決議内容に従った学生募集及び入学選抜を実施している（根拠資料5-14、5-15）。大学院入試については、大学院入試委員会、大学院委員会において学生募集及び入学選抜について審議し、決議内容に従った学生募集及び入学選抜を実施している（根拠資料5-16、5-17）。

### <公正な入学選抜を実施>

公正な入学選抜の実施については、大学ホームページ（根拠資料5-25【ウェブ】）や令和4年度各種学生募集要項に従った公正な入学選抜を実施し、可否についても、大学においては、入試委員会（根拠資料5-14）及び全学教授会（根拠資料5-15）の厳正な審議を経て判定し、大学院においては、大学院入試委員会（根拠資料5-16）及び大学院委員会（根拠資料5-17）の厳正な審議を経て判定し、発表に及んでいる。なお、本学の協定校である中国の河南大学及び河南師範大学からの私費留学生編入学試験ではオンラインでの入試を実施している。この実施においては、それぞれの協定校が成績等で各校4名に推薦者を絞り込んだ上で、本学がオンライン面接により志望動機や日本語運用能力等を確認し、各校2名の合格者を決定した。なお、オンライン面接に際しては、両校が用意した学内の試験室にて志願者が受験することにより、通信状況等による不公平が生じないように配慮した。（根拠資料5-26）。

入学選抜実施にあたっては、透明性を確保するために「皇學館大学入学試験委員会規程」（根拠資料5-14）を定め、これに基づき実施している。この委員会は、入試の方針や試験科目、実施期日、出題委員・採点委員及び面接委員の選出、合格判定、学生募集に関する事項について審議する組織となっている。この入試委員会において、AO入試、推薦入試、一般入試等に関して入試問題作成や試験実施、各試験実施要項、面接要項を作成し、実施委員などの共通理解を図っている。

可否判定においては、入試委員長、学生支援部長（入試・就職・教職支援担当）及び学生支援部入試担当課長が可否判定の原案を作成したうえで、入試委員会を経て、全学教授会において可否を審議している。また、可否判定処理にあたっては、個別資料や電算処理結果資料の入試担当職員によるダブルチェックを行い、判定処理上のミス防止に努めている。

入試問題作成にあたっては、学長、入試委員長の招集のもと、問題作成担当者全員に対して問題作成に関する資料を配布し、作成時の留意事項やスケジュールについて確認をしている。また、各科目問題作成責任者のもと、数回にわたり校正点検を行い、出題ミス防止に努めている。

入試実施当日は、問題作成担当者が試験開始から終了まで本部待機し、入試問題の最終確認及び受験生からの質問の対応を行っている。

大学院の学生募集については、『大学院案内・募集要項』（根拠資料5-10）や過去問題も含め受験希望者に配布、情報は大学ホームページでの告知など、より広く周知を図っている。入試に関する事項は、大学院委員会において審議している。

## 第5章 学生の受け入れ

### <入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施>

本学では、学部入試、大学院入試ともに、「障がいのある学生への支援に関する基本方針」（根拠資料 5-27）に基づき、特別な配慮が必要な入学を希望する者に対し、出願前に事前相談を行い、合理的な要望に対しては問題及び解答用紙の拡大、時間の延長、別室受験等、合理的な配慮に基づいた対応を行っている。また、事前相談については、大学ホームページや令和4年度各種学生募集要項で受験者に広く周知している（根拠資料 5-1～5-11、5-25【ウェブ】）。なお、事前相談においては、入学を希望する学科・専攻の教員と学生担当職員が同席して修学上の配慮についても話し合い、切れ目なく対応している。

### <新型コロナウイルス感染症への対応>

本学では新型コロナウイルス感染症への対応についても多大な注力を行った。

平成31（令和元）年度末から感染拡大した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、令和3年度入学生の学生募集に影響した。感染拡大防止の観点からオープンキャンパスの実施方法を大きく変更せざるを得なくなった。従来は、学年に関係なく高校生とその家族が自由に参加することができた。プログラムも午前から午後にかけて組み、昼食は学生食堂体験として提供していた。受け入れ体制も教職員に加えて学生スタッフが来場者の誘導・受付・キャンパスツアー・在学生による相談等を実施していた。令和2年度は、高校3年生のみ対象とし、入試説明と希望者への個別面談のみの企画とした。受け入れ体制も最低限の教職員で対応した。令和3年度は高校生のみ学年を問わず対象としたが、事前予約制とした。受け入れ体制は令和2年度に準じた。

これらの結果、令和2年度延べ来場者数は、959人、前年度比47%減となった。令和3年度も1,187人で令和2年度より増加したが、コロナ禍前と比較すると35%減となった。令和4年度は1回目（6月）のみ予約制としたが、2回目（7月）以降はコロナ禍前の実施形態に戻して開催した。参加者数は1,230人であった。

また、相談会は、令和2年度については全て中止となり、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって開催が中止されることもしばしばであった。

高校訪問については、令和2年度は三重県進路指導協議会より高校訪問を控えるよう通達がありそれに従った。令和3年度は、感染拡大状況を鑑みながら基本的に高校にお伺いを立ててから訪問するようになった。

コロナ禍となり、対面での募集活動が十分できない状況となったため、Webオープンキャンパスを設け、その中でWebを用いた面談・質問が出来るよう構築した。アクセス数は令和2年度（7月27日～）が8,560件、令和3年度が5,384件、令和4年度（～2月16日）は2,853件であった。

入試においては、試験期日及び試験実施上の配慮等について、大学ホームページ（根拠資料 5-25【ウェブ】）や令和4年度各種学生募集要項（根拠資料 5-1～5-11）に新型コロナウイルス感染症対策にともなう対応を掲載し、広く志願者に周知した。入試実施にあたっては、試験場における感染拡大を防止し、受験生が安心して受験できる安全な環境の確保を目的として、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（根拠資料 5-28）に基づいて感染予防対策を行った。

## 第5章 学生の受け入れ

試験期日については、別日程の振替受験を設定した。

学部入試における出題範囲については、変更しなかった。ただし、高等学校3学年で履修することの多い科目については、教科書において「発展的な学習内容」として記載している内容については、補足事項等を記載するなど、特定の者が不利にならない設問とした。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大会や資格・検定の中止により、最終学年の成績を提出できない者に対し、個々の成果獲得に向けた努力のプロセスや、本学で学ぼうとする意欲について、用紙に志願者が記入し、部活動顧問やクラス担任等が多面的・総合的な志願者評価を記入した「新型コロナウイルス感染症発生にともなう対応」（根拠資料5-29）を提出することで対応した（根拠資料5-1～5-11）。

以上のことから、アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

### 評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

#### 【学士課程】

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率

収容定員については、「学則」第4条（根拠資料1-2【ウェブ】）及び「皇學館大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第4条（根拠資料1-4【ウェブ】）にそれぞれ規定しており、これに基づき学生の受け入れを行っている。また、収容定員の適正な管理については、全学部において、志願者数や入学手続き率等が変動するのが常であるが、適宜入試結果や動向を入試委員会で検証し、その分析結果を全学教授会に諮り、入学者数、在籍学生数が入学定員、収容定員を適切な範囲を超過することのないように、慎重に合否判定を行っている。

### <学士課程>

学士課程における平成30年度からの5年間の平均入学定員充足率は、文学部で1.13、文学部各学科（神道学科・国文学科・国史学科・コミュニケーション学科（心理学分野含む））においては1.07～1.20で、概ね適正である。教育学部（教育学科）は1.15、現代日本社会学部（現代日本社会学科（社会福祉学分野含む））は1.15で両学部（学科）とも適正である（大学基礎データ表2）。

学士課程全体の収容定員充足率は、平成30年度から令和4年度まで順に1.21、1.19、1.18、1.17、1.12で平成30年度は1.20を上回っているが概ね適正である。学部または学科別では、文学部コミュニケーション学科（心理学分野含む）は平成30年度に1.23、令和

## 第5章 学生の受け入れ

3年度に1.22となっている（大学基礎データ 表2）。

### <編入生>

全学部における編入学定員に対する編入学生数比率は、編入学者数5名/編入学定員は若干名で、欠員充足が目的であった。適正に管理しているといえる。

### <修士課程、博士課程>

修士課程・博士前期課程については、平成30年度からの5年間の平均入学定員充足率は、修士課程全体では、0.54である。研究科別に見ると、入学定員充足率は、文学研究科では0.60であるが、国文学専攻では0.36と基準を満たしていない。教育学研究科も0.45で基準を満たしていない状況である。特に、教育学研究科では令和2年度から令和4年度まで順に0.38、0.13、0.25と減少している。

収容定員充足率は、修士課程・博士前期課程全体では、平成30年度の0.76をピークに令和4年度は0.50まで減少している。研究科別に見ると、0.54～0.96の範囲で推移しているが、国文学専攻では平成31（令和元）年度と令和2年度に0.40となり、基準を満たしていない。教育学研究科では、令和2年度から令和4年度まで順に0.44、0.25、0.19と減少している（大学基礎データ 表2）。

文学研究科博士後期課程については、平成30年度からの5年間の平均入学定員充足率が0.27である。専攻別では、国文学専攻が0.10、国史学専攻が0.30と低い状況である。

収容定員充足率は0.44で推移し、令和4年度は0.39となっている。専攻別では、神道学専攻が平成30年度に在籍学生が0名で0.00となったが翌年度より0.50となっている（大学基礎データ 表2）。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき概ね管理していると判断できる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部入試においては、アドミッション・オフィス会議において、学生支援部教務担当から入学区分ごとの入学後の状況（卒業・退学・除籍・留年、単位修得状況、GPA）に関する分析資料が説明され、IR室からは、過去5年間の入学者の入試区分別累計GPAの成績分布について説明があり、入試の妥当性について審議し、妥当であると評価された（根拠資料5-18）。大学院入試においては、大学院委員会において、学生の受け入れの適切性について点検・評価を行った（根拠資料5-19）。

また、学士課程において、平成31（令和元）年度には、過去5年間の入試結果を踏まえ、「志願者・入学者・競争率」「今後の社会情勢」等から、現状の入学定員内で各学科の入学

## 第5章 学生の受け入れ

定員を見直し、令和2年度（平成32年度）新入生より変更することを決定している。具体的には、文学部神道学科を70名から60名に、教育学部教育学科を210名から200名に減員し、現代日本社会学部現代日本社会学科を100名から120名に増員した（根拠資料2-11）。

このような取り組みにより、学部入試において、令和4年度の全学部における入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）は1.00と入学定員に近い入学者を確保することができた。その理由は以下3つある。第一に、大学全体及び各学部、各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集と入学者選抜について、入学試験委員会の審議を経て全学教授会に諮り実施しているからである。第二に、学部生の募集については、大学案内や学生募集要項の送付、大学ホームページでの大学説明や学部学科紹介、オープンキャンパス、高校生向け進学ガイダンス、県内高等学校教員向け入試説明会、高等学校訪問での進路指導担当教員への説明、出前授業、館友教員との懇談会等において、アドミッション・ポリシーを周知しているからである。第三に、平成31（令和元）年度より「アドミッション・オフィス」を設置して専任教員の室長を置き、アドミッション・ポリシーに基づく入学者の選抜を適正に実施するとともに、入学者選抜方法の改善、高大接続改革の推進及び入学希望者に対する総合的な広報活動等を行ってきたからである。また、合否判定の原案の点検は、原案作成者である入試委員長、学生支援部長（入試担当・就職・教職支援担当）、学生支援部入試担当課長に加えて、学長、各学部長、事務局長及び学生支援部長（教務・学生・国際交流担当）によって行われ、厳密・公正に行っているからである。

修士課程・博士課程においては、平成28年度に受審した第2期大学評価（認証評価）で教育学研究科修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率が低いことの提言がなされた。

また、修士課程・博士課程では収容定員に対し在籍学生数が充足していない状況が続いていたことから、大学院の魅力化、強化の課題が挙がっていた。平成27年度第13回教学運営会議において、学長より文学部長（研究科長）・教育学部長（研究科長）及び各専攻の世話役（大学院魅力化検討委員会）に検討するよう指示された。平成28年度第9回教学運営会議では、具体的な検討が進んでいないとして、学長より大学院全体の充実・魅力化について、事務局学生支援部長をメンバーに加え、平成28年12月末までに纏めて報告するよう再度指示された（根拠資料5-30、5-31）。

平成28年度第12回教学運営会議で中間報告が、同年度第14回教学運営会議において最終報告された（根拠資料5-32、5-33）。対応策として平成29年度から大学院奨学金制度が創設され、平成30年度から大学院の学費が減額され、大学ホームページで公開している（根拠資料5-21）。

「将来ビジョン140・第2期中期行動計画 令和2年度～令和6年度」（以下、「第2期中期行動計画」という。）においても「大学院改革を進める」ことを具体的施策に掲げ取り組んでいる（根拠資料1-12【ウェブ】）。令和3年度事業報告によると、各専攻では基礎となる学科において初年次ゼミ（1年次配当）で、あるいは3年次ゼミにおいて、キャリア教育の一環として大学院進学について説明する等、学生確保に向けた取り組みを行っている（根拠資料1-13【ウェブ】p.9）。また、教育開発センター教育企画室において、大学院改革を進めるため、大学院進学のための履修モデルの策定、学部生による大学院修士課程科目の先取履修制度の検討を開始している（根拠資料5-34）。

## 第5章 学生の受け入れ

以上のことから、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

### (2) 長所・特色

平成31(令和元)年度より「アドミッション・オフィス」を設置して専任教員の室長を置き、アドミッション・ポリシーに基づく入学者の選抜を適正かつ継続的に検討するとともに、さらに入試委員会の審議に付し、十分な議論を踏まえて実施に移している。また、入学者選抜方法の改善、高大接続改革の推進及び入学希望者に対する総合的な広報活動等を効果的に行ってきた。その成果は令和4年度入試の具体的内容として得ることができた。特に、新入生アンケートによると教育学部の新入生の98.6%が「最も学びたいと思っていた学問分野」と回答し、アドミッション・ポリシーを理解した学生が入学してきていることを示している。

合理的配慮が必要な入学を希望する者に対し、出願前に事前相談を行い、合理的な要望に対しては受験上の配慮を行っているが、入学を希望する学科・専攻の教員と学生担当職員が同席して入学後の修学上の配慮についても話し合い、切れ目なく対応している。

また、学士課程においては、入学志願者の動向から、総定員数はそのまま、学科の入学定員の見直しを図る等により、適切な定員管理を行っている。令和2年度入学より、文学部神道学科を70名から60名に、教育学部教育学科を210名から200名に減員し、現代日本社会学部現代日本社会学科を100名から120名に増員した。学部入試において、文学部の1学科を除き入学定員を満たし、極端な過剰もない。大学院入試においては、「第2期中期行動計画」に基づき、大学院改革を進めている。

### (3) 問題点

大学院においては、定員未充足が常態化している。大学院奨学金制度の創設や大学院の学費の減額等の対応が取られ、平成30年度には第2期大学評価(認証評価)で提言のあった教育学専攻(修士課程)において入学定員充足率が1.00となる等一時的に増加しているが、その後減少している。

大学院における定員未充足については、「第2期中期行動計画」においても具体的施策に掲げ、継続して検討している。

### (4) 全体のまとめ

本学では、アドミッション・ポリシーについて、この建学の精神及び大学の教育目的、そしてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定している。それに基づき、各学部・学科ならびに大学院各研究科(博士前期課程、同後期課程)で具体的なアドミッション・ポリシーを定めている。また、大学ホームページや学生募集要項においてはアドミッション・ポリシーを広く公表し、学生募集要項においては入試の試験科目、配点等を詳しく示している。

入学者選抜については、アドミッション・オフィス会議、入試委員会での熟議を経て、本

## 第5章 学生の受け入れ

学のアドミッション・ポリシー及び各学部・学科・研究科の教育目標に従った学生募集及び入学試験を実施している。また、継続して新型コロナウイルス感染症への対応に多大な注力を行っている。

アドミッション・オフィス会議の設置によって、継続的に入学者選抜方法を検討することができるようになり、アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の整合性、及びその方法の有効性について検討が重ねられ、その結論をさらに入試委員会の審議に付し、十分な議論を踏まえて実施に移しており、全体としては学生募集及び入学者選抜ともに概ね良好に実施できている。また、入試受験者数の減少傾向、大学院の入学者比率が低いといった課題も把握できており、改善策も検討・実行している。

以上のことから、本学の学生の受け入れは大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切と考える。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）を適切に明示

皇學館大学（以下、「本学」という。）では、求める教員像及び教員組織に関する編制方針について、第2期大学評価（認証評価）結果を受けて、平成28年度に本学の求める教員像及び各学部の教員組織の編制方針として「皇學館大学の求める教員像と各学部の教員組織の編制方針について」を策定した。更に、令和3年12月に見直しが行われ、「皇學館大学の求める教員像と各学部・研究科の教員組織の編制方針」（以下「求める教員像と教員組織の編制方針」という。）（根拠資料6-1【ウェブ】）を再策定した。

この中で、求める教員像を「1、本学建学の精神を理解し、実践しようとする意欲を有する人 2、それぞれの専門分野に関して、十分な研究能力、もしくは豊かな実務経験を有している人 3、学生教育に強い意欲を有し、常に授業方法・教材の開発を行い、学生に提示できる人 4、学生指導に熱心にかかわることのできる人」としており、文学部、教育学部、現代日本社会学部、文学研究科、教育学研究科についてもそれぞれ教員組織の編制方針を定めている。

より具体的には、学部担当教員については、「皇學館大学教員選考規程」（以下、「教員選考規程」という。）（根拠資料6-2）第2条において「本学の建学の精神及び教育方針を尊重し、推進する熱意を有し、併せて人格、識見に優れ、教育・研究上の能力を有すると認められる者」と定めており、大学院担当教員については、「皇學館大学大学院担当教員選考規程」（以下、「大学院担当教員選考規程」という。）（根拠資料6-3）第2条において「本学の建学の精神及び教育方針を尊重し、推進する熱意を有し、並びに高度の教育研究上の指導能力、人格及び識見を有すると認められる者」と定めている。

教員組織としては、大学設置基準・大学院設置基準に基づき、特定の範囲の年齢、性別に偏らないように配慮し、主要科目に関しては原則として専任教員が担当することを基本として適切に教員を配置することとしている。

大学全体の教員組織としては、学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、各学科に学科主任及びアドミッション・オフィス室長を置いて、責任の所在を明確にしている（根拠資料1-2【ウェブ】、1-4【ウェブ】、6-4、6-5、6-6、5-12）。

教員組織の編制に関する方針は、大学全体の卒業認定・学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）、教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）、入学者受入れの方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）及び各学部・学科の教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（根拠資料1-5pp.8～24）に基づいており、「求める教員像と編制

## 第6章 教員・教員組織

方針」において適切に明示している（根拠資料 6-1【ウェブ】）。

文学研究科の教員組織の編制方針については、令和3年度第15回教学運営会議において「求める教員像と編制方針」の再策定の際定められ、同第15回大学院委員会において周知された（根拠資料 6-7、4-1）。

文学部の教員組織の編制方針についても同様に「求める教員像と教員組織の編制方針」の再策定の際点検・評価を行っている。

更に、文学部各学科の人事構想計画についても、令和5年度からのカリキュラム改定の際に各学科において以下のとおり改定し、令和4年度第24回教学運営会議において承認を得ている（根拠資料 4-25）。

神道学科は、祭祀学・神道古典・神道史・神道思想・宗教学それぞれの主要科目を担当できる専任教員を、教員数や年齢構成のバランスに配慮して配置する。

国文学科は、国語学・上代文学・中古文学・中世文学・近世文学・近代文学・書道・漢文学・図書館学それぞれの主要科目を担当できる専任教員を、教員数や年齢構成のバランスに配慮して配置する。

国史学科は、古代史・中世史・近世史・近代史・東洋史それぞれの主要科目を担当できる専任教員を、教員数や年齢構成のバランスに考慮して配置する。

コミュニケーション学科は、英語・心理学・情報学それぞれの主要科目を担当できる専任教員を、教員数や年齢構成のバランスに考慮して配置する。

教育学研究科及び教育学部においては、文学研究科及び文学部と同様であるが、大学設置基準に加え、教職課程認定基準3(4)及び3(7)に従って必要数配置している。

教育学部においては、保育士、幼稚園、小学校、中学校及び高校（保健体育）、特別支援学校の課程認定要件が基礎となっている。教員免許の取得に必要な教員を確保するために、教育職員免許法の改正（平成28年11月）及び同法施行規則の改正（平成29年11月）による教職課程で履修すべき事項の見直しに応じ、教員を構成している。また、令和5年度設置の中学校・高等学校数学科教員免許取得コースのための教員1名が在籍している。

現代日本社会学部は、専門科目の4区分「経営革新」「地域創生」「福祉展開」「文化発信」が担当できる人材を配置している。

以上は、各学部・学科において検討され、全学的組織である教学運営会議において了承されたものであり、その方針は全学的に共有している。また、実際に、現在の各学部・学科の教員構成は、上記の方針を明確に反映したものとなっている。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

教員組織の編制の根本方針については、「求める教員像と教員組織の編制方針」（根拠資料6-1【ウェブ】）により明確化され、具体的には「教員選考規程」「大学院担当教員選考規程」（根拠資料6-2、6-3）に規定された教員を、特定の範囲の年齢、性別に偏らないように配慮しつつ大学設置基準・大学院設置基準に基づき適切に配置している。具体的には、大学全体のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及び各学部・学科、各研究科の教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（根拠資料1-5 pp.8～24）に基づいて編制している。

学士課程の各学部及び教育開発センター、研究開発推進センター、アドミッション・オフィスに所属する専任教員は、令和4年度で85名（教授41名、准教授31名、助教13名）と助手2名である。助手を含む87名の年齢構成は60歳以上25名、50歳代24名、40歳代22名、30歳代15名、30歳未満1名となり、このうち女性教員は18名が所属している。また、外国人教員は中国籍と米国籍が各1名で計2名となっており、文学部コミュニケーション学科に所属している（大学基礎データ表5）。

大学院担当の修士課程・博士前期課程・博士後期課程（兼務者除く）には、26名の教員を配置しており、60歳以上13名、50歳代8名、40歳代5名、30歳代0名、30歳未満0名となっており、40歳未満が在籍していない（大学基礎データ表5）。

学士課程の主要科目（必修科目及び選択必修科目）の専任担当率は、平成31（令和元）年度からのカリキュラム（令和4年度時点で4年次まで進行）においては、神道学科必修科目100%、選択必修科目93.0%、国文学科必修科目100%、選択必修科目97.1%、国史学科必修科目100%、選択必修科目93.8%、コミュニケーション学科必修科目83.3%、選択必修科目100%、教育学科必修科目100%、選択必修科目100%となる。現代日本社会学科必修科目100%、選択必修科目64.6%と格差があるが、令和4年度以降は4年次配当の卒業論文・卒業研究が必修・選択必修科目となるため向上する（大学基礎データ表4）。

教員の授業負担は基本的に基準コマ数を通年6コマ（役職者は軽減措置）としている。

文学研究科においては、令和4年度の大学院担当教員は、神道学専攻博士後期研究指導教員3名、研究指導補助教員2名、博士前期研究指導教員6名、研究指導補助教員1名、国文学専攻博士後期研究指導教員4名、研究指導補助教員1名、博士前期研究指導教員5名、国史学専攻博士後期研究指導教員4名、研究指導補助教員1名、博士前期研究指導教員5名、であり、すべて「大学院担当教員選考規程」に定める資格要件を有している。

## 第6章 教員・教員組織

国文学専攻と国史学専攻の博士後期課程において、令和2年度の退職人事への対応が間に合わず、令和3年度は国文学専攻博士後期課程指導補助教員1名、国史学専攻博士後期課程研究指導教員1名が足りない状況だった。しかし、令和4年度（令和4年4月1日発令）人事において、国文学専攻博士後期課程研究指導補助教員を1名、国史学専攻博士後期課程研究指導教員を1名増員した結果、令和4年度には設置基準の必要専任教員数を全て満たすことができた（大学基礎データ表1）。

文学研究科担当専任教員18名中、外国人・女性教員は0名であるが、学位課程の目的に即して問題はない。18名の年齢構成は、60歳代9名、50歳代6名、40歳代3名である。

授業担当科目負担は専任教員18名で専門科目計80科目を担当しているため平均コマ数は4.4コマである。通年で考えると研究指導を含め1名が各2コマ前後を負担している状態であり、適切に配置している。

教育学研究科においては、8名の教員を配置しており（大学基礎データ表5）、すべて「大学院担当教員選考規程」に定める資格要件を有している。また、同規定及び大学設置基準に基づいて年齢・性別に配慮して教員配置が行われており、8名中60歳代4名、50歳代2名、40歳代2名であり、このうち女性教員は0名である。

文学部神道学科は教授5名、准教授1名、助教1名、助手1名の計8名で、設置基準上の必要専任教員数は6名以上（うち教授3名以上）を満たしており、すべての教員が「教員選考規程」に定める資格要件を有している（大学基礎データ表1）。

専門科目中の必修科目はすべて専任教員が担当し、選択科目も主要なものは専任教員が担当している。8名の年齢構成は、60歳代2名、50歳代3名、40歳代1名、30歳代1名、30歳代未満1名である。外国人・女性の専任教員は配置していないが、学科の特殊性に鑑みてやむを得ないものと考えられる。専任教員の学科科目のみの担当コマ数の平均は5.4である。

文学部国文学科は教授6名、准教授2名、助教2名の計10名で、設置基準上の必要専任教員数は6名以上（うち教授3名以上）を満たしており、すべての教員が「教員選考規程」に定める資格要件を有している（大学基礎データ表1）。

上代文学1名、中古文学1名、中世文学1名、近世文学1名、近代文学1名、現代文学1名、国語学1名、漢文学1名、書道1名、図書館司書課程科目担当1名を配置している。

主要102科目中82科目（80%）が専任教員担当、国文学専攻博士前期課程主要36科目中26科目（72%）が専任教員担当、国文学専攻博士後期課程主要20科目中16科目（80%）が専任教員担当（残りの4科目は担当者不在）となっており、国文学科の課程の目的に即した教員配置となっている。10名の年齢構成は、60歳代3名、50歳代4名、40歳代1名、30歳代2名で、このうち外国人教員数0名、女性教員数2名である。

専任教員9名（図書館司書課程科目担当の1名を除く）で専門科目計82科目を担当している。平均コマ数は4.6コマである。

文学部国史学科は教授5名、准教授2名、助教2名の計9名で、設置基準上の必要専任教員数は6名以上（うち教授3名以上）を満たしており、すべての教員が「教員選考規程」に定める資格要件を有している（大学基礎データ表1）。

古代史1名、中世史2名、近世史2名、近現代史2名、東洋史1名、教育史1名の計9名を配置しており、学科必修科目5科目中5科目、選択必修科目33科目中31科目、選択科

## 第6章 教員・教員組織

目 42 科目中 8 科目が専任教員担当である。総計 80 科目中 44 科目 (55%) が専任教員担当である。9 名の年齢構成は、60 歳代 3 名、50 歳代 1 名、40 歳代 3 名、30 歳代 2 名でバランスがとれている。外国人教員、女性教員ともに 0 名である。平均コマ数は 4.8 コマで、教養科目・教職課程科目を含めた場合、平均コマ数は 5.5 コマである。

文学部コミュニケーション学科は教授 4 名、准教授 5 名、助教 1 名の計 10 名で、設置基準上の必要専任教員数は 6 名以上 (うち教授 3 名以上) を満たしており、すべての教員が「教員選考規程」に定める資格要件を有している (大学基礎データ 表 1)。

英語コミュニケーションコース 4 名、心理コース 4 名、地域情報コース 2 名を配置している。心理コースの教員については、公認心理師カリキュラムに対応した資格要件を満たしている。学科必修科目 6 科目中 3 科目、選択必修科目 16 科目中全 16 科目、選択科目 78 科目中 55 科目を専任教員が担当している。総計 100 科目中 74 科目 (74%) を専任教員が担当している。10 名の年齢構成は、60 歳代 1 名、50 歳代 3 名、40 歳代 3 名、30 歳代 3 名であり、このうち外国人教員 2 名、女性教員 2 名である。専任教員の学科科目の担当コマ数の平均は 6.25 コマである。

教育学部は教授 10 名、准教授 11 名、助教 3 名、助手 1 名の計 25 名で、設置基準上の必要専任教員数は 12 名以上 (うち教授 6 名以上) を満たしており、すべての教員が「教員選考規程」に定める資格要件を有している (大学基礎データ 表 1)。

大学設置基準に基づいた教員配置・年齢・性別への配慮された編制方針が示されており、おおむね適切な成果が得られている。25 名の年齢構成は、60 歳代 9 名、50 歳代 5 名、40 歳代 8 名、30 歳代 3 名で、このうち女性教員は 8 名である。専任教員の担当コマ数の平均は 7.6 コマである。

現代日本社会学部は教授 8 名、准教授 7 名、助教 1 名の計 16 名で、設置基準上の必要専任教員数は 14 名以上 (うち教授 7 名以上) を満たしており、すべての教員が「教員選考規程」に定める資格要件を有している (大学基礎データ 表 1)。

主任と 4 コースの責任者の検討を踏まえて、学部教育 (コース) の目的に適合した専門科目の担当教員を配置している。16 名の年齢構成は、60 歳代が 4 名、50 歳代が 8 名、40 歳代が 3 名、30 歳代が 1 名である。このうち外国人教員は 0 名、女性教員は 3 名であるが、それぞれのコースの目的に即した実績ある専任教員を配している。主要 17 科目中 13 科目 (76.5%) が専任教員担当である。福祉展開コースではやや低い。ここでの主要科目は、基礎科目 (2) と基幹科目 (15) としている。しかし、現代日本社会学部においては「課題解決型人材」の育成を目指す目的から、実社会で活躍している非常勤講師を多く起用している。これは、現代日本社会学部の特色である。特命教員を除く 14 名の授業時間数は、最大が 10.07 コマ、最少が 6.0 コマで、学科の平均は、7.76 コマである。

教養教育 (全学部共通科目) の運営体制は、教育開発センターを中核とした体制が整っており、大学の方針に基づいて各学部・学科でもこれにしたがって教養教育を実施している。全学部共通科目の企画・開発及びその運営は教育開発センター教育企画室の業務として規定している (根拠資料 6-8)。また、「皇學館大学学則」第 14 条には、各学部・学科の授業科目は共通科目と専門科目であると規定していることから、全学部の教員が共通科目にも責任を持つことも特徴である。

教育開発センター (兼務者除く) は、教授 1 名、准教授 2 名の計 3 名で年齢構成は、60 歳

## 第6章 教員・教員組織

代1名、40歳代2名であり、すべての教員が「教員選考規程」に定める資格要件を有している（大学基礎データ表5）。このうち1名が女性教員であり、年齢構成、男女比とも問題ない。

研究開発推進センター（兼務者除く）は、教授1名、准教授1名、助教3名の計5名で、神道研究所2名、史料編纂所1名、佐川記念神道博物館2名の配置であり、年齢構成は60歳代1名、40歳代1名、30歳代3名であり、すべての教員が「教員選考規程」に定める資格要件を有している（大学基礎データ表5）。このうち2名が女性教員であり、年齢構成、男女比とも問題ない。

以上のことから、一部学科によっては男女比や年齢構成に問題が見られるものの、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

### 点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

専任教員の募集・採用・昇任については、「教員選考規程」、「教員の任用に関する選考についての覚書」、「皇學館大学教員選考に関わる判定基準についての覚書」、大学院については「大学院担当教員選考規程」等において規定し、これに基づいて適正に執行している（根拠資料6-2、6-3、6-9、6-10）。

大学院担当教員の新規任用については、修士課程（博士前期課程）研究指導補助教員（M合教員）、修士課程（博士前期課程）研究指導教員（M㊦教員）、博士後期課程研究指導補助教員（D合教員）、博士後期課程研究指導教員（D㊦教員）ごとに必要とされる研究業績を「大学院担当教員選考規程」に定め、「皇學館大学大学院教員資格審査委員会規則」においてその審査手続きを明確化している（根拠資料6-11）。

学部担当教員の新規任用の手続きは以下のとおりである。

1. 学科・センター等から学部長・センター長を通して、教学運営会議の議を経て、学長に新規採用を申請。学長は常勤理事会に諮って、承認を得る。
2. 学科主任・センター長は、学長主催の皇學館大学人事委員会（以下、人事委員会）という。）に新規採用人事案を提案し、承認を得る。
3. 学科主任・センター長は、学長主催の全学教授会において、学内推薦の依頼、または公募を提案し、承認を得る。
4. 当該学科・センターにおいて書類審査・面接等を経て、候補者を1名に絞り、学部長・センター長を通して、人事委員会に資格審査委員会の結成を申請し、承認を得る。
5. 全学教授会において資格審査委員会を結成する。
6. 全学教授会において資格審査委員会の報告を承けて、採用の可否投票を行い、採用候補者を決定し、学長に報告する。

## 第6章 教員・教員組織

7. 本学の建学の理念を尊重し、教育・研究活動に尽力する意思があるかどうかを確認するために、理事長面接を実施して、採用の可否を決定する。

任期のある教員のうち助手の採用については、人事委員会または教学運営会議の議をもって、上記の手続きに代えることができる。

教員の昇任の審査手続きについては、「教員選考規程」において定められている(根拠資料6-2)。その手続きは以下のとおりである。

1. 昇任候補者の選定は、現行職位における経験年数や「皇學館大学研究教育業績データベース」に示される教育・研究・社会貢献・学内貢献上の業績等を配慮して、学部長が各学科主任と相談の上、また、センター等においては所属長が人事委員会等に諮り、決定する。なお、上記の手続き以外に、学部長・センター長等に諮ることなく、教員は、昇任候補者を直接人事委員会に推薦することも可能となっている。
2. 学部長等は審査資料を具して、全学教授会に提案し、資格審査委員会を結成する。
3. 全学教授会において資格審査委員会の報告を承けて、昇任の可否投票を行い、決定する。

任期のある教員のうち、助教の任期更新については、「教員選考規程」「皇學館大学助教の任用に関する規程」において定められており、当該助教の任期期間中の教育・研究業績等を審査するものとする(根拠資料6-2、6-12)。その手続きは、教員の昇任の審査手続きに準ずる。また、本学在職中の助教が准教授に採用される場合は、通常の採用人事における学内推薦または公募の手続きを省くことができる(根拠資料6-13)。

任期のある教員のうち、助手の任用更新については、「教員選考規程」「皇學館大学助手の任用に関する規程」において定められており、教員の昇任の審査手続きに準ずるが、人事委員会または教学運営会議の議をもって、その手続きに代えることができる(根拠資料6-2、6-14)。任期のある教員のうち、特命教員の任用・任期更新については、「皇學館大学特命教員規程」が定められ、それに則って行われている(根拠資料6-15)。任期のある教員のうち、特別教授の任用・任期更新については、「皇學館大学特別教授規程」が定められ、それに則って行われている(根拠資料6-16)。

上記手続きに則り、令和4年度は、文学部では1名が採用され、文学研究科では神道学専攻で1名が博士前期研究指導補助教員、国文学専攻で1名が博士後期研究指導教員、1名が博士後期研究指導補助教員となった。国史学専攻で1名が博士後期研究指導教員、1名が博士前期研究指導教員となった。教育学部では2名が採用された。現代日本社会学部では特命准教授1名が准教授として採用された。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

## 第6章 教員・教員組織

大学全体のFD活動は、教育開発センターにおいて計画され、実施している。毎年4月には、新任教員に対しては毎年4月に新任教員研修を実施している。

令和3年度は、依然コロナ禍にあり、大学教員全員を対象とした全学FD研修をオンラインで3回実施した(根拠資料6-17)。第1回はコロナ禍における授業運営の工夫について情報共有することを目的にして「新しい生活様式におけるアクティブ・ラーニングの事例紹介」をテーマとして実施し、89名(参加率98.9%)が受講した。第2回はアクティブ・ラーニングの先進的取り組みの理解を深めることを目的に「反転授業開発のための事例紹介」をテーマにして実施し、88名(参加率100%)が受講した。第3回は国の「AI戦略2019」に基づく教育プログラムについて情報を共有することを目的に「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」をテーマに実施し、88名(100%)が受講した(根拠資料6-18)。

これらのFD活動を通して、アクティブ・ラーニングの本格的運用に関する現状や課題、改善に向けての取り組みを全教員間で情報共有することができた。

また、令和4年度から取り組む数理・データサイエンス・AI教育プログラム(令和4年度は全学部共通科目「統計学基礎【c】」として開講)について本学で取り組む意義について共有した。

また、令和2年度当初に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、対面授業からオンデマンド授業に移行せざるを得ない状況において、教育開発センターが中心となり、オンデマンド授業の効果的な教材開発や教授方法等について取り組み、全教員を対象にワークショップを開催した。この取り組みにより、令和2年度春学期(前期)の授業期間を一部延長したが計画通り行うことができた。

令和2年10月には、教育開発センターを組織改革し、センター内に教育企画室、学習支援室、地域課題学修支援室、ファカルティ・ディベロップメント・スタッフ・デベロップメント(FD・SD)室を設置し、より実質的なFD活動体制を整えた(根拠資料6-19)。

大学院FD活動として、教育面については令和3年度カリキュラム検討委員会を設置して大学院カリキュラムの見直した事等、必要に応じて活動をしているが組織的な活動としては十分ではない。研究面については文学研究科・教育学研究科の両研究科で神道学会・国文学会・史学会・教育学会といった学内学会における大学院生の研究発表や教員の参加、意見交換を通じた研修を組織的に恒常的に行っている。学部と比べて研究科は研究面が先行する傾向はあるが多面的な活動を展開してきている。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等は、各教員が研究教育業績システムに入力し、大学ホームページの「教員一覧」(根拠資料6-20【ウェブ】)として随時更新され、昇任人事において用いられる。

また、教員個人のレベルでの自己点検・評価活動は、研究教育業績システムの研究業績、教育業績、職務上の業績及び社会貢献の4領域である。各教員は、前年度の「研究・教育報告書」を作成するにあたり、自らの4領域の自己点検・評価を行い、毎年度「研究・教育計画書」「研究・教育報告書」を作成し、学長に提出する(根拠資料6-21、6-22)。

皇學館大学教員評価委員会において「皇學館大学教員評価実施要綱」に則り、研究教育業績システムの教員の研究業績・教育業績・職務上の業績及び社会貢献から作成する「研究・教育報告書」を評価し、研究業績の評価結果は個人研究費の傾斜配分に、その他の評価結果

## 第6章 教員・教員組織

は「学校法人皇學館賞罰規程」第2条により表彰審査委員会に推薦し、優良教育実践の表彰をおこなっている（根拠資料6-23、6-24）。

皇學館大学教員評価委員会は、上記の点検・評価結果について、内部質保証の全学的推進組織である皇學館大学質保証・質向上委員会（以下、「質保証・質向上委員会」という。）に報告する。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっていると判断できる。

**点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。**

**また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づいて定期的に点検・評価**

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組み**

大学全体としての教員組織の適切性の点検は、「求める教員像と教員組織の編制方針」を根拠として、「皇學館大学学則」第2条、及び「皇學館大学大学院学則」第3条に自己点検・評価の考え方を規定し、その具体的な実施の考え方については、「皇學館大学自己点検・評価規程」第1条及び第2条、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」（以下、「内部質保証システム実施要綱」という。）第1条に規定し、明示している（根拠資料2-1【ウェブ】、2-2【ウェブ】）。質保証・質向上委員会は、内部質保証PDCAの基本方針及び点検・評価項目を定め、内部質保証システム実施要綱による各部局への自己点検・評価を依頼している。各学部・学科、研究科は、皇學館大学「自己点検・評価票」の基準6「教員・教員組織評価」の点検・評価項目に従って、学部教授会、各科教員会、研究科委員会及びセンターにおいて自己点検・評価活動を行っている（根拠資料6-25）。

学生の視点からは、 Semesterごと to 実施する「授業評価アンケート」や卒業時に実施する「卒業時アンケート」を、教員組織の適切性を検討するための資料としている（根拠資料4-31、1-10）。

平成29年度には将来構想委員会、令和2年度末には教育学部将来構想委員会を設置し、定期的に教育組織の改善・向上に向けた取り組みを行っている（根拠資料6-26）。

この他、4年ごとのカリキュラム改定時における教務委員会による検討の他、新しく教員免許課程を申請する際や再課程認定申請の際に皇學館大学教務委員会教職課程・保育士資格部会においても教員組織の適切性について議論している。

教員組織の適切性について、文学研究科においては文学研究科点検会議（文学研究科長と同研究科3専攻の世話役）で、文学部においては文学部点検会議（文学部長と各学科主任）で点検・評価している。

教育学研究科では教育学部長・学科主任・評価担当教員で点検評価を行い、評価資料を作成している。

文学部では、平成29年度に将来構想委員会を設置し、将来構想について成案を得たのでそれに従っている。（従来の人間関係コースと英語コミュニケーションコースの2コース制

## 第6章 教員・教員組織

から英語コミュニケーションコース、心理コース、地域情報コースへの3コース制への移行が平成31（令和元）年度に確定し、それぞれのコースに4名、4名、2名の人員配置が令和2年度に完成した。）

現代日本社会学部においては、教員研修会、各科教員会等で、退職教員の後任、カリキュラム改定、教員配置等を中心に、将来の学部組織のあり方を検討している。また、教員の退職に合わせて各コースの人員配置について見直し、後任について検討して改善をはかっている。

教育開発センターにおいては、センター専任教員ならびにセンター教員の任用については「皇學館大学教育開発センター規程」に基づき、任期更新や昇任の際に点検・評価を行っている。直近では点検・評価項目④に記載した通り、令和2年10月改組時に行った（根拠資料3-2）。令和3年度体制は令和2年10月改組時の点検・評価結果に基づいて人選を行った。

研究開発推進センターにおいては、令和3年度の人事は、研究開発推進センター会議において確認され、以降スムーズな研究開発推進センターの運営が行われている（根拠資料6-27）。

教員評価委員会においては、「皇學館大学教員評価委員会規程」第2条第2号に「内部質保証システム実施要綱」第3条第6号に基づく教員評価の結果を皇學館大学質保証・質向上委員会に報告する」と定められている通り、定期的に点検・評価を実施している（根拠資料2-2【ウェブ】、6-28）。

文学研究科においては、年に一度文学研究科点検会議において教育組織の適切性について点検・評価を行っており、その会議で指摘された事項は全学内部質保証システムに反映される（根拠資料2-3【ウェブ】）。また、文学部も同様に年に一度文学部点検会議において教育組織の適切性について点検・評価を行っており、その会議で指摘された事項は全学内部質保証システムに反映される（根拠資料2-3【ウェブ】）。

教育学研究科・教育学部では、数理教育コース新設に合わせて、学部長・学科主任・教科担当教員・評価担当教員を中心にタスクフォースを設定し、将来の教員組織のあり方について検討を行い、学科会議に諮り改善を進めてきた。

現代日本社会学部では、教員研修会において学部長、学科主任、各コース責任者を中心に将来の教員組織のあり方について検討を行い、改善を図っている（根拠資料6-29）。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

### （2）長所・特色

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を「求める教員像と教員組織の編制方針」で定めており、より具体的には「教員選考規程」と「大学院担当教員選考規程」において明示している。さらに、全学的な研究教育業績システムに従い、専門分野の能力は客観的に評価されており、大学設置基準に基づいた配置となっている。

## 第6章 教員・教員組織

文学部コミュニケーション学科においては、専任教員10名で3コースの教育研究を行っており、釣り合いの取れた構成であると言える。専任教員のうち2名が外国人教員であり、国際性も十分考慮している。令和2年度は専任教員の停年退職による欠員補充により、公認心理師カリキュラムに対応した教員の補充をしたが、これにより、構成員の年齢のバランスも確保している。

教育学部においては、中学校・高等学校の数学科免許取得コースのための教員組織を充実した。

教育開発センターにおいては、従来のFD活動実績が教育開発センター内のFD・SD室設置へつなげられ、毎年の全学FD活動の実施に寄与した。

### (3) 問題点

文学研究科の教員組織の編制方針について「可能な限り文学部専任教員から任用する」（求める教員像と教員組織の編制方針）と定めている一方で、文学研究科博士後期課程の担当教員については、「博士の学位を有し、著書（単著1冊以上）及び論文（10編以上）の研究上の顕著な業績を有する者」（「大学院担当教員選考規程」）と定め、皇學館大学大学院教員資格審査委員会において、厳密な審査が行われている。この中で、文学部専任教員の任用に当たっては、文学研究科博士後期課程担当教員ほどの「顕著な業績」を求めているため（「教員選考規程」「皇學館大学教員選考に関わる判定基準についての覚書」）、文学部専任教員の研究業績によっては、一時的に博士後期課程担当教員数が、大学院設置基準を満たせない場合があった。よって文学部点検会議・文学研究科点検会議等を通じ、文学部専任教員の研究業績を常に注視していく必要がある。

教育学研究科においては、今後の教員の停年退職を見据え、大学院担当ができる教員を計画的に増やしていく必要があるため、今後検討が必要である。

学科によっては男女比・年齢構成に偏りがあるので、今後検討が必要である。

また、研究開発推進センターにおいては、40～50歳代がいない状態の為、今後は年齢構成に配慮した教員編制を検討する必要がある。

### (4) 全体のまとめ

本学では、「建学の精神」に基づく教育目的を実現するために、「求める教員像と教員組織の編制方針」を策定し、明示している。教員組織は、それに基づいて適切に編制している。教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程も整備しており、男女比や年齢構成に一部課題はあるが、規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施している。教育上主要と認められる授業科目（必修科目と選択必修科目）のほとんどを専任教員が担当している。

FD活動は、大学院独自のFD実施が課題であるが、教育開発センターを中心に組織的に実施している。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価は適切に構成されており、教員組織の適切性についても定期的に点検・評価が行われ、その結果を改善に活かしている。

## 第6章 教員・教員組織

以上のことから、本学の教員・教員組織は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示

皇學館大学（以下、「本学」という。）は、学生支援に関する方針として、平成27年度に「学生支援に関する方針」を定め、それに則り学生支援を実施しており、令和4年度にはその内容を一部改訂している。

同方針は、基本方針にある、①各学部学科・専攻科・研究科が目標とする人材養成の実現に向けて、学生指導及び福利厚生を充実させること、②学生が自らの学修に専念することができる環境を整備すること、③学生の人的成長と自立を促すために支援すること、④学生が対等な個人として尊重される快適で安心な環境を提供すること、そして、⑤学生一人ひとりが卒業後の進路を意識し、自らの資質向上を図るために支援することの諸点が学生にとって学修に専念し、安定した学生生活を送るうえで重要であるとの考えに立って策定したものである。これらは、大学ホームページで学生に周知するとともに、社会にも公表している（根拠資料7-1【ウェブ】）。さらに、特定事項への方針として、「障がいのある学生への支援に関する基本方針」（根拠資料7-2【ウェブ】）、「皇學館大学グローバル人材育成ポリシー」（根拠資料7-3【ウェブ】）を策定し、大学ホームページで公表している。

これらの方針は、従来より、教職員間で共有され、毎年度の事業計画に反映したうえで具現化することに努めている。また、同方針に基づく事業計画を点検した結果、令和2年度からの「将来ビジョン140・第2期中期行動計画 令和2年度～令和6年度」（以下、「第2期中期行動計画」という。）では、「学生支援体制の改革・改善」に、「高等教育無償化への対応」、「UNIVAS への加盟に伴うクラブ・サークル活動の促進と支援体制の構築」、「障がい学生支援体制の構築」等を新たな施策として位置づけた。また、「第2期中期行動計画」には「キャリア支援体制の改革・改善」を新たに加えた（根拠資料1-12【ウェブ】）。

以上のことから、本学では、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学の方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制を適切に整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援を実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

## 第7章 学生支援

- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援を実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援を実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施

本学では、学生支援について、事務組織と教学組織が相互に連携し、実施する体制を構築している。具体的には、学生支援部に教務担当、学生担当（保健室、学生相談室、障がい学生支援室、学生寮、クラブ合宿所を含む）、教職支援担当、就職担当、入試担当及び国際交流担当を、神職養成部に神職養成担当を置き、「学生支援に関する方針」にもとづいた学生支援を実施することとなっている（根拠資料7-4）。同時に、重要事項を審議・計画・実施する機関として、教学組織としての各委員会（教務、学生、就職、神職養成）を設置しており、さらに詳細事項を審議・計画・実施する機関として、教務委員会の下に教職課程・保育士資格部会、図書館司書課程部会、博物館学芸員課程部会を、学生委員会の下に学生相談室運営部会、学生寮運営部会、ボランティアルーム運営部会、百船運営部会（令和3年9月に廃止）を置き、個別の案件の審議を行う体制を採っている。とりわけ、障がいを有する学生に対する支援については、平成31（令和元）年度までは学生委員会の下部組織として設置していた障がい学生支援室を、令和2年度以後は支援の充実と迅速化を図って教学運営会議直下の組織とした（根拠資料7-5）。また、同様の理由により令和4年度には、学生相談室も教学運営会議の直下の組織に変更した（根拠資料7-6）。

また、本学では、「指導教員」、「クラス担任」及び「オフィスアワー」等により、教員

## 第7章 学生支援

が学生の相談に応じ、指導・助言する体制を整備している。「指導教員」は、所属学部・学科の専任教員の中から割り当てており、授業等の学業、課外活動、友人関係、経済的な問題、休学・退学の相談等に応じるほか、各学期末での成績表の配付と指導、奨学金・就職試験等に必要な報告書の人物評価欄の記入及び推薦書等の作成を行う等、学生生活全般にわたって学生のアドバイザーを務めている。「クラス担任」は、所属学部・学科の各学年に専任教員を配置し、クラス単位で行われる行事、参拝見学、クラス会等の指導・助言を行っている。

また、各教員が必ず研究室に在室する「オフィスアワー」の一覧を掲示等で公表し、それを利用した相談・指導の体制を整備している。さらに各クラブの部長、同好会の顧問も専任教員が受け持ち、学生の指導・監督にあっている。この他にも、指導教員が担当する「初年次ゼミ」が設定される1年次と研究指導のためのゼミ配属が行われる3年次の「谷間」である2年次生を対象に、「指導学生懇談会」の機会を設けており、指導教員が学業・生活両面を支援する機会としている（根拠資料4-5 pp.76~78、7-7）。令和5年度新カリキュラムの検討時においては、谷間となっていた2年次にもゼミ科目等を配置することで、全学年での学生の見守り強化を図っている。

教育活動における学習実態のアセスメントに基づく主体的な学習、教育実践のマネジメントに関する支援及び学習環境の整備を行うことを目的とする組織として、教育開発センター学習支援室を設置している。当該支援室は、学生からの学習相談やシラバスの運用に関することなど、学生の学修を充実させるための支援体制を構築している（根拠資料7-8）。さらに、自治体等と連携して多様な人材交流を促進する場（Community Learning Labo 活動（以下、「CLL活動」という。））を形成し、対話やワークショップを通して行う、地域の課題解決に向けた学修に関する支援を目的として、地域課題学修支援室を設置している（根拠資料7-9）。

### <修学支援>

本学が実施する学生の修学に関する具体的な支援について述べる。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育として、日本語プレースメントテストの点数評価が低かった学生に対して、指導教員による指導、教育開発センター学習支援室における支援、さらには、manaba course (LMS) を通じた支援を行っている（根拠資料7-10~7-12）。

また、CLL活動についても積極的に支援している。CLL活動は、「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムに位置付く正課外活動で、伊勢志摩定住自立圏を形成する3市5町を中心とする三重県内のフィールドで、地域課題解決を体験的に学ぶ学修プログラムである。令和3年度には31活動のべ216名の学生が活動に参加し、これらの活動についての報告会を実施主体、本学関係者及び地域の方を対象に開催した。この報告会は、従来は対面で開催していたが、新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインによる開催となった（根拠資料4-15【ウェブ】、7-13~7-15、7-16【ウェブ】）。

さらに、正課外の英語学修プログラムとして種々の取り組みを実施しており、令和3年度は、株式会社アルクエデュケーションの英語学習アドバイザーを通常講義期間の平日に配置し、英語学習相談及びスピーキング指導（667回実施、利用者数65名）をオンライン併用にて実施した。その他、英語自主学習eラーニング教材「ネットアカデミーNEXT」の導入と条件を満たした学生への無料開放（利用者数139名）、TOEIC（IPテスト）の団体受検

## 第7章 学生支援

の学内実施と受験料の半額補助（3回実施、のべ受験者数71名）、疑似留学を体験させることを目的とした英語村（英会話サロン）の開催（のべ利用者数73名）、「プレ英検」の実施（利用者数8名）、留学及び海外研修費用の一部補助（対象者14名）を行った（根拠資料7-17）。これらの支援を、令和4年度においても引き続き実施している。

なお、例年であれば、海外インターンシップを実施し、その参加者に、1人あたり5万円を奨学金として補助しているが、令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。

コロナ禍によるオンライン授業期間は、自宅等の個々の場所で学修する学生及び授業担当教員からの相談対応、その他学修支援として、教務担当が電話等での問い合わせに対応した。manaba courseの技術的事項（操作や閲覧等に関すること）については教育開発センターが対応した。また、令和2年度に引き続き令和3年度も、オンライン授業を行う場合における学生の通信環境への配慮として、ネット環境が整っていない学生にWi-Fiルーターの貸し出しを実施した。令和3年度はWi-Fiルーターの貸し出し希望者が増加したため、貸し出し可能なルーターの台数を10台追加した。授業動画は、オンデマンド型の授業については視聴期間を十分に確保することで視聴機会を確保するとともに、実習等で期間内の視聴が困難な学生に対してはさらなる視聴期間の延長を認めることとした。また、オンラインでの同時双方向型授業については、授業を録画し一定期間公開することにより、視聴機会を確保した（根拠資料7-18、7-19）。

留学生等に対する修学支援について、例年、本学では協定校（中国の河南大学及び河南師範大学）からの3年次編入留学生を9月に受け入れており（ダブルディグリー）、留学生用の履修指導や、留学生が本学での学修をスムーズに開始できるように「初年次ゼミ」「日本語表現」の留学生クラスを設置し、学修面の支援を指導教員等が行い、日常生活の支援を国際交流担当が行っている。ところが、令和2年度に引き続き令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により編入留学生入試を実施することができず、入学者がいなかったため、留学生クラスは開講されなかった。令和4年度に向けては、協定校からの留学生受け入れ時期を4月に変更し、そのための入試をオンラインで実施した。なお、留学生の入国制限が緩和されたことにより、令和4年4月には編入留学生4名を迎え入れることができおり、日本人学生による留学生サポーターを編成し、留学生が本学での学修をスムーズに開始できるとともに、日本人学生にも学びの良い刺激となるよう、日常の交流機会の増加を図っている。留学生に対する経済的支援として、「私費外国人留学生の授業料等減免に関する覚書」に基づき授業料を減免するとともに（根拠資料7-20）、「皇學館大学外国人留学生奨学金支給規程」により奨学金を支給している（根拠資料7-21）。また、留学生専用の宿舎を借り上げる等の支援を行っている。

障がいのある学生に対しては、基本方針（根拠資料7-2【ウェブ】）に基づき実施しており、その対応窓口として障がい学生支援室を設けていることを、大学ホームページ（根拠資料7-22【ウェブ】）、キャンパスガイド（根拠資料7-23 p.35）及び学生手帳（根拠資料4-5 p.81）で周知している。障がい学生支援室は学生支援部学生担当が窓口を兼ねており、教員や各部署からの精神的・身体的に支援が必要であると思われる学生についての情報を一元化するとともに、学生本人からの支援申請への対応を障がい学生支援室会議等で検討した上で、対象学生に関わる教員や部署に対し、要配慮の依頼を行っている。令和3年度の支

## 第7章 学生支援

援実績として、在学生については、年度初めに学内掲示で申し出の機会の周知を図り、支援に繋げた（1件）。他にも、年間を通じて随時相談申し出を受け付け、これを支援に繋げた（4件）。また、受験生（保護者）からの相談については、出願前に相談の機会を設けて支援体制及び支援内容の説明を行った（3件）。また、入学予定者（合格者）に対しては、入学手続要項（根拠資料 5-22 p. 5）にて相談機会を案内し、申し出にもとづいて相談を実施した（7件）。

成績不振の学生の状況把握は、前学期の修得単位が 8 単位未満かつ通算 GPA が 1.0 未満の学生のうち、特別な配慮が必要であると指導教員が判断した学生を除いた指導対象者を教務委員会での確認と教授会での審議を経て、当該学生に対して退学勧告の対象として当該学部長及び指導教員から指導を行った。なお、特別な配慮が必要な学生については、指導教員等により見守りや指導を継続している（根拠資料 7-24）。

また、欠席傾向がある学生を支援するため、学期開始後に学生の欠席状況を授業担当者への調査で学生支援部教務担当が確認し、欠席が多い学生を指導教員及び保証人へ連絡して情報を共有することで、休みがちな学生の早期発見・指導を行い、対象学生の立ち直りを図った（根拠資料 7-25）。

休退学希望者には指導教員が面談等で対応し、留年者に対しては、年度開始前に教務担当学部長及び教務担当課長から指導を行った。また、休退学希望者及び留年者の状況把握については、その推移等について教務委員会で確認し、学科会で報告・原因検証することにより、情報の共有に努め、原因と対応を検証した（根拠資料 7-26）。

奨学金その他の経済的支援は、日本学生支援機構奨学金、国の修学支援新制度、ならびに、本学独自の学内奨学制度を中心に実施した。それぞれの令和 3 年度における受給実績は、日本学生支援機構奨学金の利用人数が、給付奨学金 313 名、第一種奨学金 519 名、第二種奨学金 748 名、国の修学支援新制度認定者は入学金 78 名、授業料 318 名であった。そして、主な学内奨学制度の利用者は、授業料の減免 4 名（春・秋学期各 2 名）、特定奨学金（救済）4 名（春学期 1 名・秋学期 3 名）、大学院奨学金 10 名であった（大学基礎データ表 7、根拠資料 7-27）。授業料の減免・特定奨学金(救済)については、学生からの申請に基づき、いずれも国の修学支援新制度申込後に支援が不足している分について、学生委員会でさらなる補填が必要と判断した学生に対し行ったものであった。これらに加えて、困窮学生に対する学内ワークスタディとして、「マナーアップキャンパス」（駐輪場整理等）の学生アルバイトスタッフとして雇用し、授業の合間を活用して収入を得る手段を提供した。また、「学生金庫」制度において、令和 2 年度に引き続き、従来は 5 万円を上限として 1 か月間の無利子貸与を行っていたものを、新型コロナウイルス感染症の影響による貸与希望者には、20 万円を上限として 6 か月間貸与可能に拡充した（根拠資料 4-17 pp. 73～74）。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、大学ホームページ、キャンパスガイド（冊子及び学生ポータルサイトにて）、学内掲示、学費発送通知及びメール配信サービスを通じて学生に情報発信している（根拠資料 5-21【ウェブ】、7-23 pp. 26～32）。

### <学生生活支援>

学生の生活に関する具体的な支援について述べる。

学生からの相談に対しては、臨床心理士、学校心理士、公認心理師等の資格を有するカウ

## 第7章 学生支援

ンセラーが、通常講義期間中の平日、学生相談室に常駐し、カウンセリングを実施する体制を構築している（根拠資料 7-28【ウェブ】）。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備について、「学校法人皇學館キャンパス・ハラスメント防止に関する規程」（根拠資料 7-29【ウェブ】）により体制を整備し、具体的運用方法を「キャンパス・ハラスメント相談の手引き」（根拠資料 7-30【ウェブ】）に示したうえで、それにもとづいた運用を行っている。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、学校保健安全法で定められた健康診断はもとより、新入生に対しては、「学生生活に関する心の健康調査」を実施し、メンタルヘルスに関するスクリーニング検査を行い、ハイリスク学生に対しアプローチを行った（根拠資料 7-31）。また、保健室には看護師が常駐し、健康診断結果の説明・健康指導の実施を行っている（根拠資料 7-32、7-33【ウェブ】）。

人間関係構築につながる措置の実施については、令和3年度は、一部オンラインのみとなった時期もあったが、授業を原則対面で行うことができ、また課外活動も新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を条件として実施することができたため、平素並みとまではいかないが、学生の交流機会を確保することができた。令和4年度については、感染防止対策の徹底を継続しつつ、ほぼ平素に近い状態で課外活動等を実施できており、内容を縮小した上で倉陵祭（大学祭）も対面で開催できているため、学生は交流機会を得ることができている。

### <進路支援>

学生の進路に関する具体的な支援について述べる。

キャリア教育としては、カリキュラムのうち全学部共通科目に、大学の学びを通して自分の適性や社会的役割などを理解し、大学生活や卒業後の人生において適切な選択ができる能力を養うために、キャリア教育科目として「人生と仕事Ⅰ・Ⅱ」「グローバル化と地域の経済社会」「社会人課題解決力養成演習」「インターンシップ」「ボランティア」を開設している。さらに職業人実務基礎科目として「ビジネス会計学（基礎編）（応用編Ⅰ・Ⅱ）」「ビジネス法律学（基礎編）（応用編Ⅰ・Ⅱ）」「ビジネス金融論・税務知識Ⅰ・Ⅱ」「キャリア形成のための数学基礎Ⅰ・Ⅱ」「統計学基礎」「マナー入門」といった多彩な科目を開設し、その他の課外講座も含めた本学のキャリア支援プログラム「キャリア・コンパスNEXT」として、学生の就業力向上を図っている（根拠資料 1-5 p. 65、1-7 pp. 51～52）。

また、学生の多様な進路に対応するため、「就職担当」「教職支援担当」「神職養成担当」の3つの部署に職員及びアドバイザーを配置し、卒業後までを見通した柔軟で的確なキャリア・サポートを行っている。具体的には、進路選択に関わる支援やガイダンスとして、学年ごとに年間計画にもとづいて（1年生全員対象3回、2年生全員対象3回、3年生全員対象4回）開催するとともに、就職担当・教職支援担当・神職養成担当の3部署が学生各々の進路（一般企業・公務員、教職、神職）に特化したガイダンス・個別面談を実施している（根拠資料 7-34【ウェブ】、7-35、7-36）。中でも教員採用試験対策では、平成30年11月に発足した中高教員輩出プロジェクト「倉志会」で、中高教員希望学生に対する支援対策として、大学教員による特別サポート教員を教科ごとに配置し、勉強会を実施（国語、社会、地理、日本史、世界史、英語、保健体育）。さらに、現職の中高教員等を招き、夏期及び春期

## 第7章 学生支援

特別講座を実施した。また、令和2年11月に立ち上げた、小学校教員をめざす学生の勉強会「つばさ」では、主に教員採用試験2次対策を中心に活動し、教育学部教員や教職支援担当、教職アドバイザーが活動を全面的にバックアップした。具体的な活動内容は、集団討論練習、場面对応、模擬授業、教員を交えて教育時事等についてのディスカッション等である。これらの取り組みとともに、平素から教職支援担当が行っている教職アドバイザーによる個別指導、採用試験説明会・模擬面接会・教育時事講座・人権教育講座・合格者報告会等の各種対策講座、大原学園による特別講座等により、令和3年度実施の三重県採用試験において、小学校では116名（現役47名）が合格（令和2年度比40名増）し、現役47名合格は、ここ35年間で最多であった。地元の国立大学は54名（現役39名）、占有率は40.4%（昨年度33.0%）であったため、10年連続で本学が上回った。中学校の18名合格（過年度含む）は平成27年度以降最多であり、特に国語11名は占有率47.8%。保健体育3名合格は教育学部開設以来最多となった。三重県以外でも30名（令和2年度比18名増）が合格した（根拠資料7-37、7-38）。

これらの取り組みを展開したことで、令和3年度卒業時アンケートでは、「就職決定先に満足していますか」（84.1%）、「各種資格講座（情報処理、公務員等の有料講座）は役に立ちましたか」（76.2%）、「就職対策講座の内容は役に立ちましたか」（77.5%）と肯定的な回答が多く、それぞれ前年度と比較して5.1ポイント、8.3ポイント、6.0ポイント上昇した（根拠資料1-10）。

博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供については、文学研究科国文学専攻にて合同授業を実施している。合同授業とは、毎月、博士課程後期及び前期学生、大学院担当教員が参加する課外活動（研究会）を指す。当該研究会では、研究進捗状況が報告されるのみならず、将来大学教員として勤務することを念頭においたディスカッション（例えば、学部授業の構成や方法、講義資料の在り方、学生からの質問への対応等）を行っている（根拠資料7-39）。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるために、本学は、クラブ活動についての情報提供及び研修会等への参加を目的として、UNIVASに加入している（根拠資料7-40）。また、「学友会活動の質の向上を目指すための3つの方針」を令和元年11月27日に定め、これをキャンパスガイドに掲載した上で年度初めの学生生活指導時にも活用するなどにより、学友会活動に携わる学生一人ひとりの意識向上に努めた（根拠資料7-23 pp.45～46）。

部活動等の指導強化のため、学外指導者・学外補助指導者・学内指導者を委嘱し、技術向上等の指導にあたっている（根拠資料7-41）。また、伝統的に強化を行ってきた「柔道部」と、本学の元館長である武田千代三郎が「駅伝」という種目名称の命名者であることから強化が望まれていた「駅伝競走部」を「強化指定クラブ」として指定し、強化費の補助やクラブ合宿所の運営により活動を支援することにより、全国大会への連続出場を果たしている。また、令和4年度には、硬式野球部の近年の功績を評価して、学生委員会及び教学運営会議での審議の結果、強化指定クラブに準ずる強化対象として「強化奨励クラブ」に指定した。

クラブ活動に関わる費用を支援するため、学友会からのクラブ活動支援として、クラブを運営するために必要な費用を「部費」として、また、部費の範囲では購入できない高額な備品や大量の消耗品の購入費は「クラブ費」として、各クラブからの申請・予算折衝を経て配分している。また、所属の連盟・協会等への登録費・大会費・参加費は原則全額支給してい

## 第7章 学生支援

る（根拠資料 7-42）。そして、その一助とするために、寄付金が指定のクラブに直接届く窓口として「皇學館クラブ応援メッセージ募金」「大学強化指定クラブ協賛金」を設置し、強化資金の拡充を試みている（根拠資料 7-43【ウェブ】）。

さらには、学生のクラブ活動を一層奨励するために、「特定奨学金」「高松奨励賞」「学長奨励賞」を設け、顕著な成績を挙げたクラブを全学的に讃えるとともに、報奨金を支給した（根拠資料 7-42、7-44、7-45）。

学生の要望に対応した学生支援としては、学生による選挙で選出された学友会総務委員長及び同副委員長を中心として組織される学友会総務部（学生代表）が学生の意見・要望を取りまとめ、それを皇學館大学学生委員会（教職員）との懇談会において協議し、対応が必要な事項について、学生支援部学生担当より各学科・部署等へ相談し、改善を行っている。令和3年度は施設・設備の改修及び管理方法の改善、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の徹底等について、令和4年度はクラブハウス棟等の設備の改修や Wi-Fi 環境についての要望があり対応した（根拠資料 7-46）。

以上のことから、本学では、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は十分に整備している。また、各種学生支援については適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づいて定期的に点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価について、それぞれの対象から以下の方法により情報を収集し、各部署及び関連委員会で分析・点検・評価・改善を行うとともに、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、その点検・評価結果を皇學館大学質保証・質向上委員会でとりまとめ、さらなる改善・向上のための助言を付した上で、教学運営会議に報告し、関係者で共有しながら改善・向上に取り組んでいる。

まず、学生の意見は、前述の通り学友会総務部を介して学生の意見・要望を聴取し、各学科・部署等と情報を共有したうえで、点検・評価を行っている（根拠資料 7-46）。加えて、卒業時アンケートでも学生の意見を収集し、その集計結果を総務委員会での分析を経て、各各科教員会で報告・検証・評価した。また、同アンケートの結果は部課長会でも報告し、事務局での情報共有・検証・評価にも活用した（根拠資料 1-10）。

保護者からの意見については、例年は「萼の会」（保護者会）の役員会及び総会において対面及びアンケートで収集しているが、令和3年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で文書にて意見を収集した。令和4年度においては、役員会は対面で実施できたものの、総会は文書開催となった（根拠資料 7-47）。

学生支援体制に関する点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、前述した根拠（資料、情報）に基づき、修学支援については教務委員会、グローバル化推進委員会及び教育開発センター（学習支援室会議・地域課題学修支援室会議）で、生活支援に

## 第7章 学生支援

については学生委員会で、進路支援については就職委員会及び神職養成委員会で、そして、障がい学生支援については障がい学修支援室会議において審議し、改善・向上に取り組んでいる。その際には、「学生支援に関する方針」に基づき、その実現の達成度を念頭においた点検・評価を行うよう留意している。なお、「学生支援に関する方針」そのものの見直しについて、令和3年度に各委員会にて意見を収集し、一部の委員会から意見が出たものの、修正にまでは至らなかった。このことを自己点検・評価において課題として捉え、令和4年度に学生委員会、教務委員会及び就職委員会で再度内容の見直しを審議した上で、教学運営会議で一部改訂している（根拠資料 7-48～7-51）。

以上のことから、本学では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについても概ね適切に行っていると判断できる。

### 【新型コロナウイルス感染症への対応・対策】

新型コロナウイルス感染症への対応・対策については、学長を委員長として招集される「新型コロナウイルス対策会議」（令和5年3月1日現在で計107回開催）において審議の上で実施した。

令和3年度は授業を原則対面で実施し、各授業の途中で自動音声で換気指示を流すなどの感染拡大防止策を行ったが、秋学期は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて学期の当初と終盤は全ての授業がオンラインでの実施となった。前述した通り、オンラインでの授業実施にあたり、授業に関する電話相談窓口を教務担当とし、教育開発センターとともに、学生及び教員からの質問に対応した。また、生活支援等教務以外の質問や相談については、学生担当が対応した。加えて、指導教員も学生からの質問・相談に対応するとともに必要に応じて担当部局に繋げる役割を担った（根拠資料 4-17 pp. 68～77）。また、令和3年度末及び令和4年度当初に実施した修学・履修指導はオンラインでの指導も併用した（根拠資料 7-52）。令和4年度においては、授業は原則対面で実施しており、受講者数が教室収容定員の50%以上となった一部の授業についてはオンラインで対応している。

コロナ禍での奨学金その他の経済的支援は、前述のとおり日本学生支援機構奨学金、国の修学支援新制度、ならびに、本学独自の学内奨学制度及び「学生金庫」等を中心に実施したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響と国の修学支援新制度の開始が同時期であったことから、学生の修学継続への経済面での大きな影響は避けることができた（根拠資料 4-17 pp. 73～74）。

コロナ禍において学生が安心して学生生活を送ることができるように、各棟の入口に手指消毒液や非接触型体温計を設置。学生食堂、図書館、学生ラウンジ等の座席に、前後左右を空けてソーシャルディスタンスを確保するためのシールを貼付するとともに、飛沫防止パネルを設置し、教室の座席にも同様のシールを貼付した。学生食堂及び保健室には空気除菌のためオゾン発生装置も設置している。また、感染拡大防止策への意識付けのために、重要な局面では検温所の設置、各教室棟の入口での職員による検温・手指消毒指導および昼休みでの感染対策注意喚起放送等を実施した（根拠資料 4-17 pp. 54～78）。

海外留学・海外研修についても、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中

## 第7章 学生支援

止を余儀なくされたが、一部のプログラムについては、オンラインで実施することができた（根拠資料 7-53）。令和4年度には、カナダ等の現地での一部の短期語学研修を再開できている。また、英語学習アドバイザーによる指導については、オンラインも併用して実施している。

クラブ活動については、三重県他の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、自粛要請や「新しい生活様式」の実践が可能な活動のみ可能とするなどの対応を実施した（根拠資料 7-54）。この他にも、進路に関するガイダンスは感染対策を徹底し対面で実施するとともに、面談・面接練習・エントリーシート添削等はWeb・メール・電話にて対応した。

### （2）長所・特色

本学では、「学生支援に関する方針」に基づいて手厚い学生支援体制をとっている。具体的には、全学組織である学生支援部・神職養成部（事務）と教務委員会・学生委員会等の委員会（教学）が相互に連携・協力して学生支援活動を企画・実施している。加えて、クラス担任、指導教員、部活動部長等も学生支援に当たっている。

特に、「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムに位置づけられるCLL活動は、学生が自治体等と連携して、実際の課題を認知・分析し、解決手段を構想し、さらには、それを実施するという、極めて実践的な学修活動となっている。また、部活動支援においても、多様な支援（寄付）を獲得することができるよう、ステークホルダーや社会全体に対して情報の提供等に努めている。

さらに、教員採用試験対策において、教職支援担当が行っている教職アドバイザーによる個別指導や、「倉志会」と「つばさ」の活動等の種々の取り組みの成果により、令和3年度の採用試験合格者増につながっている。

令和2年度から引き続いて令和3年度・令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に実施した。本学では、できる限りの対面授業の実施を実現するべく、基本的感染対策の徹底や学生の意識向上を図る諸施策、また、学生からの相談体制の構築を実施することができた。

### （3）問題点

全体として問題点は少ないと考えるが、博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供については、文学研究科国文学専攻での実施に留まっている。ゆえに、神道学専攻及び国史学専攻においても同種の試みを検討することが必要である。

### （4）全体のまとめ

本学では、「学生支援に関する方針」のもと、必要とされる組織体制を構築し、支援を実施し、その適切性についての定期的な点検・評価を行っている。ゆえに、本学における学生支援は、適切に機能しているといえる。

## 第7章 学生支援

以上のことから、本学の学生支援は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示

平成27年12月に、「皇學館大学教育研究等環境の整備に関する方針」を常勤理事会において定めた（根拠資料8-1）。この方針は「学校法人皇學館中期経営計画」に基づいて、「新たな時代の社会的要請に応えることのできる教育体制及び学術研究体制確立」を目指すものであり、3項目で構成される。その要点は(1)施設・環境の総合的な企画、管理、活用を図る体制を構築し、それに基づき計画的に整備する、(2)教育研究に必要な図書・資料等を、計画的にかつ建学の精神を活かして戦略的に収集し、国内外教育研究機関との学術情報の相互提供を充実させる、(3)教育研究支援体制を充実させ、研究活動不正防止のためのPDCAサイクルを機能させる、となっている（根拠資料8-2【ウェブ】）。

この方針の主旨は「将来ビジョン140・第2期中期行動計画 令和2年度～6年度」（以下、「第2期中期行動計画」という。）にも盛り込まれている。方針の要点(1)は「第2期中期行動計画」の「Ⅰ大学教育の「学び」の質保証・学修者本位の教育への転換」における「(1)全学的な教学マネジメントの確立」の具体的施策⑧に対応しており、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえることで方針の実効性を担保している。具体的には、方針の要点(2)は同中期行動計画の「Ⅱ研究体制における多様性と柔軟性の推進」における「(6)デジタル・アーカイブスの推進」「(7)学術リポジトリの推進」などに、方針の要点(3)は同じく「(5)公的研究費の管理・監査」などに対応している（根拠資料1-12【ウェブ】）。また方針の要点(3)にある「教育研究支援体制」が、具体的に指していることについて、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえて明らかにしていく必要がある。これらを踏まえ、方針についての適切性も今後評価していく必要がある。

なお、方針は策定後に平成27年度第12回教学運営会議に報告され、さらに大学ホームページ上で公表している（根拠資料8-2【ウェブ】、8-3）。

以上のことから、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に定め、明示していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

### 評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

ネットワーク環境については、有線・無線共に LAN 環境を整え、認証システムの操作を簡略化するなど利用者の利便性を高め、保守期間が切れるネットワーク機器の更改を実施している。コロナ禍における学生のオンライン学修環境確保のため、急遽学校閉鎖となった時期（令和4年1月17日～2月10日）に、貸出用のモバイル Wi-Fi ルータを10台から20台に増やして情報通信環境の整っていない学生や教員に貸与した（令和4年1月24日～2月28日に16件20個）。あわせてPC及びタブレットも貸与期間を延長し、5台の郵送対応を行うとともに、近隣の学生に対しては情報教室（421 教室）を開放した（根拠資料 8-4）。

またオンライン講習会等に対応し、学修効果の向上を目指す観点から、431 教室の AV 機器更新に合わせ Web カメラを設置した。

情報セキュリティ確保のために、インターネットの脆弱性診断を実施（令和4年3月15日～17日）したほか、「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ対策基準」を現状に即した文言に変更して、セキュリティ対策・違反抑止・責任所在の明確化を行った（令和4年3月1日より施行）（根拠資料 8-5、8-6）。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保については、まず校地及び校舎の面積は、大学設置基準を上回っている（大学基礎データ 表1）。そして「皇學館大学教育研究等環境の整備に関する方針」と「第2期中期行動計画」に基づいて、円滑な教育研究活動を考慮し、各年度の事業計画において、キャンパス・ファシリティ・マネジメントを踏まえた施設設備の長寿命化・魅力化を図る整備を計画し、これを実施している（根拠資料 8-2【ウェブ】、1-13【ウェブ】p.26）。その実施にあたっては、「学校法人皇學館施設管理規程」を踏まえて、事業会社の「皇學館サービス株式会社」（学校法人皇學館が100%出資）が施設管理業者の資格を有する管理員に委託している（根拠資料 8-7）。また、安全の確保についても委託業者の管理員が各種点検を行うとともに、管財担当専任技手とも連携して危険箇所の把握に努めた。学内警備は警備会社に委託し、常駐警備や夜間及び重要区域の機械警備による危機管理を実施した（根拠資料 8-8）。衛生の確保については、委託清掃業者が建物内清掃を、専任技手が外部清掃をそれぞれ実施した（根拠資料 8-9）。また、事業会社と法人との定例会を月1回開催し、施設管理、衛生・安全に関する管理状況を把握した（根拠資料 8-7）。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策では、令和3年度においても令和2年度に引き続き、委託清掃業者による1日2回程度の教室及びトイレ、共有部分の除菌清掃を実施した（根拠資料 8-10）。また、新型コロナウイルス不活化効果が実証されたオゾン発生器を保健室や食堂に設置した。他に建物出入口、エレベータ前等に手指消毒器、必要各所に飛沫飛散防止パネル・シート等をそれぞれ設置した。また教室内の座席数は定員の1/2とし、間隔をあけて座るよう着席不可の机にシールを貼り着席禁止を明示した。ハイブリッド型授業実施のための遠隔授業環境（教室設置 PC・オンライン用ソフト）について、令和2年度に引き続き関係補助金を得てPCの購入、ソフトのライセンス更新を実施して、環境のさ

## 第8章 教育研究等環境

らなる充実化を図った（根拠資料 8-11）。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備としては、キャンパス・ファシリティ・マネジメントを踏まえ、施設の長寿命化及び魅力化の観点を加えた施設設備 5 年計画に基づき、令和 3 年度は主として以下の 5 点を実施した（根拠資料 8-12）。

- ①耐震化補助金を得て、総合体育館メインアリーナ吊り天井の撤去改修及び照明設備の LED 化
- ②教職を目指す学生の利便性を考慮した、教職支援担当事務室の移転改修
- ③熱中症対策として第一グラウンドスタンドへの屋根の設置
- ④7 号館 6 教室における AV 機器の更新
- ⑤老朽化した 5 号館空調機の更新

またトランスジェンダーに配慮したトイレ案内サイン（突出し型）を、2・5・6・7 号館に設置した（根拠資料 8-13）。

学生の自主的な学修を促進するための環境整備としては、9 号館 1 階にアクティブ・ラーニングスペース「百船」を、教育開発センターに「地域課題学修支援室」を、図書館 1 階及び 2 階に「ラーニングcommons」をそれぞれ設置している。

「百船」は元来、学生の主体的な学修と国際交流を含む多様な交流のための施設であって、サポートカウンターでは、学内ワークスタディの一環として雇用された学生スタッフが学修支援を担当していた。令和 3 年 4 月～8 月の延べ利用者数は 1,396 名であった（根拠資料 8-14、8-15）。令和 3 年 9 月に国際交流担当が「百船」から大学本部内に、教職支援担当が「百船」に移転したことをうけて、「百船」は現在、教職を目指す学生の模擬授業や模擬面接等をおこなう自主学修等に活用している。

「地域課題学修支援室」は、地(知)の拠点整備事業における Community Learning Labo 活動（以下、「CLL 活動」という。）の実施に関し、内外の関係者の打ち合わせ及び調査・作業の場として活用している。具体的には CLL 活動に参加を希望する学生の相談対応、打ち合わせ教室を手配する等の活動へのサポート、活動を希望する外部団体との折衝等の活動のコーディネートを実施している。また会議設備や貸出し用の PC・液晶モニター・プリンターを有するほか、地域課題関係図書の閲覧や貸出しをおこなっている（根拠資料 8-16～8-22）。令和 3 年度は、「宇治山田駅前賑わい創出事業」、「若者の投票率アップ！プロジェクト」等 31 活動延べ 216 名の学生が活動に参加した。平成 27 年度のスタートから令和 3 年度までに、延べ 1,458 名の学生が CLL 活動に参加し、活動数も約 4.4 倍に増加している（根拠資料 7-13）。

「ラーニングcommons」は、学生の自律的学修を支援し、知識の創造を促す学修空間として設置している。図書館の館内貸出用ノート PC63 台、iPad50 台、プロジェクター 2 台、モバイルスクリーンや電子黒板・ホワイトボードを利用できるほか、プレゼンテーションスペースを備えているので、議論を通じたグループ学修にも活用できる。その際、学修に必要な文献類にすぐにアクセスでき、無線 LAN 環境も整備していることから、実資料を手に取りながら情報収集・データ作成を行うこともできるようになっている（根拠資料 8-23 p. 2）。

情報倫理の確立に関する取り組みについては、学生には年度初めに情報セキュリティ教

## 第8章 教育研究等環境

育を実施している。コロナ禍のため、資料配布と学生担当による簡易的な指導にとどまっているが、時流に即した内容の資料を作成して指導することを心がけている。一方、教職員にはSDとして毎年内容を替え、情報セキュリティ講習会を年1回開催している。コロナ禍のためオンラインとし、情報セキュリティ委員及び部課長にはZoomで実施した後、その他の教職員についても3ヶ月間MediaDEPOにて配信し、教職員全体の80%弱の受講があった(根拠資料8-24)。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。  
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境を整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置

令和3年度末の附属図書館の蔵書数は、425,402冊（各学科研究室・研究開発推進センター所蔵分も合わせると514,227冊）、所蔵雑誌5,056点、視聴覚資料5,839点であり、電子情報等については、13種類のオンラインデータベース、22タイトルのオンラインジャーナルのほか、電子書籍が898点となっている（根拠資料8-23）。

図書・資料の収集については、「皇學館大学教育研究等環境の整備に関する方針」に基づいて、教育研究に必要な図書・資料等を、計画的にかつ建学の精神を活かして戦略的に収集することとしている。各学科に図書予算を配分し、学科希望図書を中心に整備しているほか、シラバス記載の参考図書の整備、学生の購入希望に応えるリクエスト制度による整備が行われている。また古典籍・古記録・古文書類等の稀覯資料を図書館情報資源として位置付け、神道を中心に地域資料を含む日本文化関係古典籍等の積極的な収集と、その利用環境の整備を推進している。稀覯資料については、予算を毎年度500万円配分して、本学教員からの要望書に基づき収集を進めている。貴重資料としての指定手続きや資料の保存・利用上の環境整備のため、「皇學館大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料指定基準」、「皇學館大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料取扱規則」を制定（令和4年4月1日付）し、令和4年度予算においては、環境整備用資材及び燻蒸予算の要求を行った（根拠資料8-25、8-26）。

国立情報学研究所(NII)の目録所在情報サービスNACSIS-CATへの参加、NACSIS-ILL(Inter Library Loan)への加盟により、全国規模の総合目録データベース(図書/雑誌)及び図書館間相互貸借サービス(文献複写や資料貸借の依頼及び受付)のオンライン利用ができ、図

## 第8章 教育研究等環境

書の相互貸借や文献複写等のサービスを利用者に提供している。また、NACSIS-ILL 料金相殺システムへの加入による、複写サービスの迅速化及び経理事務の簡素化も図られている。国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスにも参加し、図書館内で閲覧・複写申請できるサービスのほか、三重県立図書館のオンライン予約配送サービスの受取施設として、同図書館の資料を本館で受け取ることができるサービス等、他図書館との連携による利用者サービスを提供している。

学術情報へのアクセスに関する対応としては、令和3年度には、研究・教育成果の公開推進を目的に、公的研究資金等を用いて作成された教員等の研究・教育成果の原則公開を示す「皇學館大学オープンアクセス方針」を制定した（根拠資料 8-27）。研究、教育、生涯学習の支援及び地域文化の振興に寄与することを目的として、また本学所蔵の学術資料のデジタル化によるその永続的な蓄積・保存を目的として、皇學館大学デジタルアーカイブを構築し、409 件のデジタルコンテンツを公開した（根拠資料 8-23 p. 5、8-28【ウェブ】）。

図書館の座席数は、463 席であり、開館時間は通常講義期間中は平日 9 時～20 時・土曜日 9 時～17 時となっていて、授業時間の前後にも開館しているほか、通常講義期間外でも平日 9 時～17 時・土曜日 9 時～13 時となっている。

また Blue-ray・DVD・CD・VHS のプレーヤー、マイクロフィルム・マイクロフィッシュのリーダーも備えており、各種の資料形態の閲覧に対応している（根拠資料 8-23）。

新型コロナウイルス感染症対応として、総座席数 463 のうち利用座席数を半数に制限した一方で、学生の学修環境への影響を抑えて学修が継続できるよう措置した。教育開発センターを通じた業者の無償協力により、manaba course(LMS)を経由したデータベース（聞蔵Ⅱ）への学外アクセスサービスを利用可能にした。また、図書館が所蔵する資料や電子コンテンツについて、登学への不安や自宅での学修時間の増加を受けて、学外からの利用へのニーズが増えてきており、それへの対応として、また利用者の利便性向上のため、本学図書館システムを経由して購入中の電子書籍を学外から閲覧することを可能にした（根拠資料 8-23 pp. 13～14）。

図書館職員は、館長（教員兼務）1名、専任職員6名（内4名は業務職員司書）、嘱託職員2名、派遣職員1名とアルバイト1名（夜間開館対応）で構成している。図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者として、司書資格保有者は、専任職員4名、嘱託職員1名、派遣職員1名を配置している。そのうち、神道・国文・国史といった本学文学部の各学科、文学研究科の各専攻の教育研究内容に関わる人文系の専門分野に精通し、かつくずし字解読能力を持つ者1名と、本学教育学部、教育学研究科、現代日本社会学部の各学科・専攻の教育研究内容に関わる社会科学系の専門分野に精通し、英語の運用能力を持つ者1名を、サブジェクトライブラリアン（専門的職員）に位置付け、利用者支援に対応している。

サブジェクトライブラリアンは各自の知識を活かし、学生向け学修支援として、神道博物館の教員と連携し、くずし字解読スキルを身につける古文書講座「による文字塾」や、英語教員と連携した、英語検定合格に向けた過去問題集対策・面接対策や、学生の英語レベルに応じた英語多読図書を読んでいく「多読チャレンジ」（難易度の低い英語の本をたくさん読む）等を実施している（根拠資料 8-23 pp. 4～5、pp. 15～16）。なお、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策として、学生向け学修支援の一部を対面ではなく学習管理シ

## 第8章 教育研究等環境

システム manaba course 上で対応できるよう、ガイダンス動画等のコンテンツ公開を行った。

司書による図書館ガイダンスは、パワーポイントだけでなく司書自作の動画も活用して実施しており、テーマの絞り方、データベース、ILL の活用方法等、卒業論文制作に向け準備に取り組む3・4年次生の学生には、欠かせない学修支援活動になっている。なお、学科によっては、2年次生から実施を希望するゼミもあり、利用実績は着実に増えている（根拠資料 8-23 p.4）。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、適切に機能させていると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

### 評価の視点1：研究活動を促進させるための条件を整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

### ＜大学としての研究に対する基本的な考えの明示＞

研究に対する基本的な考えが、「皇學館大学教員の心得」第3に、以下のように明記している（根拠資料 8-29）。

#### 3. 研究者として

- (1) 本学の優れた学問研究の伝統を踏まえて学術研究に精励し、その成果を公表します。
- (2) 研究成果を教育に反映させるよう努め、学問的批判に対しては誠実に対応します。
- (3) 他の研究者の学問的立場と知的財産権を尊重し、その評価に当たっては公正を旨とします。
- (4) 研究費及び教育研究設備・備品ならびに情報資産の有益かつ効果的使用に努め、適正にこれを用います。

### ＜研究費の適切な支給＞

常勤の教員（教授・准教授・講師・助教）に対して個人研究費（年額 35 万円）・個人研究旅費（年額 9 万円）の配分を行っている（根拠資料 8-30）。令和3年度の個人研究費・個人研究旅費の執行率については、全体で 75.2%であり、研究費として適切に支給している。学内の研究費としては、特別研究費（特別研究設備費）の制度を設けており、個人研究費では支弁し難い高額な図書費や備品費等を補い、共同研究・研究設備の購入を推進している。

## 第8章 教育研究等環境

さらに「皇學館大学教員評価実施要綱」に基づき、配分されなかったインセンティブ個人研究費（基準額）を原資に、「インセンティブ個人研究費加算」を要求しかつ前年度の「研究教育状況調書」を提出した教員（過去1年間の研究教育業績データベース評点が高い順）に対し、インセンティブ個人研究費（加算額・年額15万円）の配分を実施した（根拠資料6-23）。

### <外部資金獲得のための支援>

学外の研究費について、特に科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の申請を全教員に促しており、平成25年度からは「科研費研究計画調書の書き方説明会」を9月の申請時期に年1回開催している。令和3年度は、7月14日の教授会終了後に開催（参加者11名）した。

令和3年度の科研費新規採択数は6件（申請24件、採択率25.0%）で目標数10件には達しなかったが、令和2年度（採択数3件）に比較して倍増となった。令和4年度採択数・採択率を上げるために、「科研費研究計画調書」の書き方説明会の実施（参加者11名）（根拠資料8-31）、外部講師による支援業務（科研費申請書レビュー）の実施、さらに科研費申請書に係る参考書籍の貸出し（実績1件）や科研費に採択された「研究計画調書」閲覧支援を実施（実績4件）した結果、令和4年度の新規採択数は6件（申請21件、採択率28.6%）であった（根拠資料8-32、8-33）。令和4年度においても継続して申請支援を実施しており、さらなる申請・採択件数の増加を図るため、科研費獲得に向けた助走的資金を支援する「皇學館大学特別研究助成金」の令和5年度からの運用について準備中である（根拠資料8-34）。

### <研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

個室の研究室を配分し、研究日・研修日を日曜日以外に週1日設け、研究に専念する時間を確保している（根拠資料8-35、8-36）。また、教員が一定期間研究に専念できるように、短期派遣研究員（1か月以上6か月未満）・派遣研究員（1年以内）それぞれの制度を設けており、令和3年度は准教授1名がロンドン大学東洋アフリカ研究学院日本文化研究所へ、令和3年8月27日～令和4年8月26日の期間派遣された（根拠資料8-37、8-38）。

### <ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制>

大学教育及び研究支援の充実ならびに大学院生の研修を目的としてTA・RAの活用を、また大学教育の充実及び学生相互の成長を目的として、スチューデント・アシスタント（SA）の活用を進めている（根拠資料8-39～8-41）。ただしSAについては、対象科目が全学部共通科目の必修科目に限定している。令和3年度のTAは10名、RA・SAについては、0名であった（根拠資料8-42）。

### <オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制>

春学期・秋学期の授業開講前には2日間、教育開発センターがmanaba course説明会を開催し、manaba courseの基本操作やmanaba courseを利用したオンライン授業に関する説

## 第8章 教育研究等環境

明を行い、その場で質問等にも対応している（根拠資料 8-43、8-44）。また、manaba course や Google Meet、Zoom を利用したオンライン授業に関する教員からの相談には、随時、教育開発センターが対応している（根拠資料 8-45）。技術的な支援は、教育開発センター・学生支援部教務担当・総務部情報担当が連携を取りつつ行っている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

### <規程の整備>

研究倫理、研究活動の不正防止に関する関連規程の整備・改正は平成 28 年度に実施したところだが、文部科学省から「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取り組み状況（チェックリスト）に係る本学規程等の修正指導があり、「皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程」の大幅改正を行った（根拠資料 8-46）。さらに、人を対象とする研究の倫理基準等を明確にするため、また、学部学生の卒業論文（卒業研究）において人を対象とする研究を実施する際の対応を明記するため「皇學館大学「人を対象とする研究」倫理規程」も大幅に改正した（根拠資料 8-47）。

### <教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）>

コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施内容としては、新任教員及び担当事務職員の着任年度及び大学院新入生を対象に、日本学術振興会の e ラーニング教材「eL CoRE」の受講を義務付けている（着任後は 4 年に 1 回、全教員・全担当職員が必須受講とする〈次回は令和 5 年度実施予定〉）。また、各自で剽窃のチェックができるシステム「iThenticate」を平成 27 年 12 月から導入している。

さらに教職員、大学院生に研究倫理についての認識を共有させ、個人はもちろんのこと、大学全体として研究者の倫理観を高め、不正を起こせない環境づくりに取り組んでいる。具体的には全大学院生に、研究倫理教育資料「皇學館大学で学ぶ皆さんへ」を配付、教員には①7 月教授会終了後「研究不正に関する取り組みについて」を説明、②10 月教授会終了後「研究倫理教育に関する FD 研修会」を実施、③3 月教授会で「研究機関における研究不正事例」を紹介するなどの啓発活動を行った。学部生についても、研究倫理教育資料「皇學館大学で学ぶ皆さんへ」を全員に配付するほか、1 次年生の必修科目である「日本語表現」の授業において、研究倫理についての基本的な教育を実施している（根拠資料 8-48～8-50）。

### ＜研究倫理に関する学内審査機関の整備＞

前述の研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程等により、研究倫理におけるルールを明確化し学長、学部長、事務局長等の学内における役割と責任の明確化を図った。研究倫理を遵守する体制を整備し、またルール違反があった場合の体制とその下での処理対応等を整備した（根拠資料 8-46）。人を対象とした研究に関しては、人を対象とする研究倫理審査委員会が、その研究を行う研究者からの申請に基づき、研究の実施計画及び出版公表計画等について審議するほか、研究倫理上の問題が生じ、あるいはそのおそれがある研究が行われる場合に、調査あるいは審議することになっている。同倫理審査委員会は、各学部長、全学教授会から推薦された教員 4 名により構成され、委員の男女比構成等に配慮するとしている。令和 3 年度は 4 回開催（5/19・7/28・11/24・3/9）し、合計 18 件の申請を審査した。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づいて定期的に点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

教育研究等環境は多岐にわたるため、適切性の点検・評価はそれぞれの環境に対応した部局・方法で以下のとおり実施し、内部質保証システム「自己点検・評価表」により部長会及び皇學館大学質保証・質向上委員会において確認している。

施設設備については、大学 IR コンソーシアム調査及び卒業時アンケートでの関係項目の評価・要望、毎年度の施設設備及び修繕予算関係書類での要望を踏まえ、点検・評価を実施している（根拠資料 1-10）。

情報環境については、大学 IR コンソーシアム調査及び一部卒業時アンケートの結果及び貸出用端末の利用状況を確認し、点検・評価を実施している（根拠資料 1-10、8-51）。

研究活動促進については、基準・体制・方法・プロセス等を明確にした点検・評価は行われていないため、研究活動を促進させるための条件や研究倫理を遵守するための必要な措置について、「研究開発推進センター自己点検・評価シート」を作成し、シートを基に点検評価ならびに課題の抽出、取り組みの提案を行い、令和 4 年度の研究開発推進センター会議内で定期的に内容の確認を行う予定である（根拠資料 8-52）。

図書館、学術情報サービス提供については、図書利用実績などに基づいて作成した附属図書館自己点検・評価シートをもとに、図書委員会で自己点検・評価を行っている（根拠資料 8-53、8-54）。

点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みとしては、以下のようなものが挙げられる。

施設設備については、卒業時アンケートで要望されたクラブハウス改修を、施設整備 5 カ

## 第8章 教育研究等環境

年計画に組み入れた（根拠資料 8-12）。またアクティブ・ラーニングスペース「百船」の利用者数が減少傾向にあるため、活用方法の検討が必要との認識が百船運営部会で共有された後、教学運営会議において、教員採用対策プロジェクトの活動における百船の利用が教育学部長から提案され、決定された（根拠資料 8-55）。その結果が点検・評価項目②で前述した百船の現状である。

情報環境については、インターネット環境に関する大学 IR コンソーシアム調査結果を受けて、令和 3 年度は前年度よりも満足度が多少増加したものの、必ずしも満足度は高いことを受けて、Wi-Fi アクセスポイント 1 台の同時接続数を増やすなどし、より快適な環境整備を実施するため、機器更改を計画している（根拠資料 8-51）。

図書館、学術情報サービス提供については、自己点検・評価で明らかとなった課題ならびに改善・向上に向けた取り組み内容について、図書委員会で審議を行っている。令和 3 年度において課題とされた「古典籍等、貴重資料の保存環境の整備ならびに利用上の規定整備」や、「電子コンテンツの学外から利用できる環境の整備」については、それぞれ「皇學館大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料指定基準」、「皇學館大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料取扱規則」を制定し、また本学図書館システム経由での電子コンテンツへの学外アクセスが可能になっている（根拠資料 8-23 pp. 13～14、8-25、8-26、8-53、8-54）。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

### （2）長所・特色

アクティブ・ラーニングスペース「百船」、教育開発センターの「地域課題学修支援室」、図書館の「ラーニングコモンズ」が設置され、学生の自主的な学修を促進するための施設が充実していることが挙げられる。しかも 3 施設はそれぞれ自己点検・評価を積み重ねることで、それぞれが目指す方向性や強み、特色を打ち出している。その結果、3 施設はそれぞれ教職を目指す学生を中心とする自主学修の場、CLL 活動における活動拠点、図書館資料等を活用した知識創造を促す学修空間として機能しており、学生の評価も高まりつつある。

また「皇學館大学教育研究等環境の整備に関する方針」において、教育研究に必要な資料のうち建学の精神を活かした戦略的な資料収集を行うことを打ち出し、毎年度 500 万円の予算を重点的に配分しており、特色とすることができる。

図書館では、司書資格保有者のうち、人文系の専門分野に精通し古文書のくずし字解読能力を持つ者 1 名と、社会科学系の専門分野に精通し英語の運用能力を持つ者 1 名を、サブジェクトライブラリアン（専門的職員）として配置している。サブジェクトライブラリアンは、それぞれの専門性を活かした学修支援策として、くずし字解読力を身につける古文書講座や、英語検定合格に向けた対策講座、学生の英語レベルに応じた英語図書多読チャレンジなどを積極的に企画運営しており、その際、本学教員との緊密な連携を図り効果を上げており、特色とすることができる。

## 第8章 教育研究等環境

### (3) 問題点

本学の教育研究等環境の整備に関する方針を定めた「皇學館大学教育研究等環境の整備に関する方針」については、「第2期中期行動計画」との文言上の対応が十分であるとは言いがたく、また方針中の「教育研究支援体制」が具体的に指していることについて、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえて方針を明らかにしていく必要がある。

研究面においては、研究開発推進センターが「科研費」の申請を全教員に促し、採択率を上げるための取り組みを継続して行っている。令和3年度の取り組みでは「科研費研究計画調書の書き方説明会」の実施、科研費申請に係る参考書籍の貸出しや科研費に採択された「研究計画調書」の希望者への開示を行ったが充分活用されているとはいえないため、引き続き、科研費申請に対する意識改革が必要である。

### (4) 全体のまとめ

「皇學館大学教育研究等環境の整備に関する方針」で打ち出している、建学の精神を活かした戦略的な教育研究資料の収集や、アクティブ・ラーニングスペース百船の活用に向けた方策の検討と実施、あるいは図書館における、サブジェクトライブラリアンを中核とする様々な学修支援策の企画と実施など、教育研究等環境の整備充実について特色ある取り組みを行ってきた。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、ネットワーク環境の整備、モバイルWi-FiルータやPCの貸与等を行ったほか、学生に卒業時アンケートを実施して結果を分析し、それを教育研究等環境の整備に還元することを積極的に進めてきた。これら総務部、財務部、学生支援部、研究開発推進センター、附属図書館等の各関係部署の尽力の結果、学生の学修環境は充実が図られてきたといえる。

以上のことから、本学の教育研究等環境は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切な明示

大学の理念・目的の実現に向けて平成26年度に策定された「将来ビジョン140・（第1期）中期行動計画 平成27年度～平成31年度」では、本学が我が国の高等教育機関としての社会的使命を果たし、社会のニーズを踏まえた人材育成・地域貢献機能を担うにふさわしい大学となるよう、各分野別に将来ビジョンを掲げている。その中で社会連携・社会貢献活動は、教育目標、養成する人材像、事業計画における重点推進事業の1つとして「地域再生の核となる大学、地域貢献人材育成」と掲げた（根拠資料1-11【ウェブ】）。社会貢献・社会連携に関する方針は、その一環として平成27年度に定め、大学ホームページで公表し、共有を図っている（根拠資料9-1【ウェブ】）。令和2年4月に施行された「将来ビジョン140・第2期中期行動計画 令和2年度～令和6年度」（以下、「第2期中期行動計画」という。）では、社会貢献・社会連携に関する方針に基づき、重点事業の1つとして「地域貢献活動の充実・発展」を掲げている。第1期での取り組みを更に充実・発展させる計画を策定している（根拠資料1-12【ウェブ】）。今後、社会連携・社会貢献に関する方針について、学内の実施体制・学外との連携体制をより分かりやすくするために見直しを進める（根拠資料4-11 p.169）。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制  
 評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進  
 評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

学外組織との連携体制は、地域連携推進室及び地域課題学修支援室を窓口として、自治体・団体との包括連携協定、高等教育機関との地域連携等、適切に以下の通り構築している。

<地域連携推進室>

地域連携に係る組織としては、伊勢志摩圏域及び三重県における「地（知）の拠点大学」として、本学の教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域への貢献と地域との連携

## 第9章 社会連携・社会貢献

を推進することを目的に地域連携推進室を設置しており、学内情報の集約と学外に対する窓口の一元化を図っている（根拠資料 7-4 第 16 条ハ）。この地域連携に関する情報は、大学ホームページ内「地域連携」に掲載し、学内外との共有に努めている（根拠資料 9-2【ウェブ】）。全学的な社会連携・社会貢献を審議する「地域連携推進委員会」を平成 25 年 11 月に設置し現在に至る。地域連携及び地域貢献活動の組織的な企画・立案、総合受付調整、活動の支援、生涯学習に関することなどを審議事項としている（根拠資料 9-3）。令和 3 年度は 11 回開催した（根拠資料 9-4）。

### <地域課題学修支援室>

平成 26 年度に採択された文部科学省「地（知）の拠点整備事業」は、伊勢志摩定住自立圏を形成する 3 市 5 町（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町）の自治体及び産業界（株式会社三十三総研）と連携を図り、教育開発センターに地域課題学修支援室を設置し、地域連携推進室と連携して事業推進を行った。

補助事業としては、平成 30 年度をもって終了しているが、「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムとして事業継承している。上記 3 市 5 町及び株式会社三十三総研とは引き続き連携して伊勢志摩定住自立圏共生学運営会議を開催している。当運営会議では地域の定住機能の新たな在り方を自らの課題として捉え行動できるアクティブ・シチズンの育成に取り組んでいる。令和 3 年度は 2 回（5 月、10 月）開催した（根拠資料 9-5）。

### <自治体・団体との包括連携協定>

伊勢志摩定住自立圏を形成する市町とは、この「地（知）の拠点整備事業」の事業推進については取り交わしていたが、個別でも地域の活性化と人材育成を目的とする包括連携協定を順次締結している。令和 3 年度に志摩市、度会町、大紀町と協定を締結し、すべての伊勢志摩定住自立圏を形成する市町と締結した。また、学識と伝統をスポーツに取り入れ相互に機能向上を図ることを目的に、令和 3 年 7 月 16 日に FC. ISE-SHIMA（特定非営利活動法人）と包括連携協定を締結した。令和 4 年 6 月 24 日時点において、自治体、産業界、団体等との連携協定数は、大学ホームページに掲載していない 1 件を含め 28 件となった（根拠資料 9-6【ウェブ】）。

### <伊勢市との定期連絡会議>

本学が立地する三重県伊勢市とは、包括連携に基づき年一回、定期連絡会を開いている。互いに現状と課題を共有・認識し、市長と学長が同席することで更なる連携強化を推し進めていく目的がある。令和 3 年度は令和 4 年 3 月 22 日に開催し、防災体制の構築、社会人の学びなおし、地域が求める人材育成等について意見交換を行った（根拠資料 9-7）。

### <高等教育機関との地域連携>

本学を含め三重県内のすべての高等教育機関（14 高等教育機関）並びに三重県で構成する高等教育コンソーシアムみえ（以下、「コンソみえ」という。）が平成 28 年 3 月に設立された。この組織は、地域との連携を促進することにより、三重県内高等教育機関の教育・研究・地域貢献の各機能の向上を図り、人口減少の抑制及び地域の活性化を実現することを

## 第9章 社会連携・社会貢献

目的としている。また、その目的を達成するために委員会並びに部会が5つ存在する。事業計画・予算といった全てを統括する「総会」、企画・運営・評価・広報を行う「企画運営委員会」、教職員の能力向上や専門人材の育成を行う「FD/SD 部会」、地域貢献機能の充実や地域からの事業受託、学生の地域活動を支援する「地域貢献部会」、三重創生ファンタジスタや単位互換による授業科目の開放を行う「教育連携部会」それぞれが事業を推進し、委員をはじめ事業に参画している（根拠資料9-8【ウェブ】）。

本学は、設立当初の平成28年度より平成31（令和元）年度までの2期4年間地域貢献部会において部会長を務め、コンソみえの草創期において、構成機関の学生が実施している地域活動を支援する目的で「みえまちキャンパス」の開催、受託事業関係規程の制定等、地域貢献推進の役割を担った。

### <その他>

上記の他に、研究開発推進センターは、三重県生涯学習センター主催の「みえミュージアムセミナー」に参加している。このセミナーは、三重県内のミュージアムで展示される展覧会の見どころや歴史的背景、研究内容等について講演する教養セミナーで、令和3年度は御師制度廃止150周年を迎えて「伊勢御師とは何だったのか」というテーマで本学教員が講師を務めた。

また、学生担当では、伊勢市、玉城町、松阪市、四日市市、三重県の各社会福祉協議会、介護付有料老人ホームくらたやま、伊勢志摩バリアフリーツアーズセンターと定期的に連携を取り、ボランティア募集について、学生に対し学内掲示板やSNSにて発信している。その中でも伊勢市社会福祉協議会と、伊勢市内の商業施設「ララパーク」内にある「げんこころ一む」（伊勢市社会福祉協議会のサテライト）にて、地域の子どもたちと触れ合いつつ、リサイクル体験（工作等）のサポートを行っている。また、玉城町社会福祉協議会と、高齢者を対象に玉城町内を回る「元気バス」（地域の交通弱者を中心に買い物等、希望する目的地まで運ぶ支援バス）の予約方法の補助及び交流を行った（根拠資料9-9【ウェブ】）。

次に、社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動として、社会連携事例集・研究シーズ集・講師派遣プログラム、受託事業、公開講座、受託研究、「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラム等を以下の通り推進している。

### <社会連携事例集・研究シーズ集・講師派遣プログラム>

本学に在籍する教員の専門分野、教育の研究、社会連携活動等を紹介する冊子として「社会連携事例集」を作成している。これは平成25年度より毎年度発行しているもので、委員の選定や講演、研修の講師の依頼に活用できるよう、諸機関との連携を円滑にするものである。また、研究開発推進センターでは令和3年から「研究シーズ集」を作成している。企業・自治体等との連携をより一層推進するため「社会連携事例集」と内容を紐づけ、共同研究や受託研究、地域の課題解決に向けた受託事業に関心を持ってもらう機会と捉えている。

「社会連携事例集」・「研究シーズ集」は、県内自治体に配付するとともに大学ホームページでも公開し、広く周知に努め、地域の要請に応じて本学教員の派遣等協力を行った（根拠資料9-10【ウェブ】、9-11【ウェブ】）。他に、地域からの依頼に応じて出前講座を行う

## 第9章 社会連携・社会貢献

メニュー本「講師派遣プログラム」（根拠資料 9-12）を作成し、「社会連携事例集」「研究シーズ集」とともに県内自治体に配付している。令和3年度実績数としては、委員の委嘱は78件、研修や講演会の講師、ファシリテーター等の派遣は141件であった（根拠資料 9-13）。

### <受託事業>

令和3年度に受託した事業は3件。

- ① 「「神宮大麻」頒布促進を目的とした家庭祭祀啓蒙のための映像制作」（三重県神社庁）は、神宮大麻頒布促進を目的とした若年層向けのYouTube動画を、大学生テレビ局が1分30秒のものを2種類と30秒のものを1本制作した（根拠資料 9-14）。
- ② 「環境学習の連携」（伊勢市）は、平成27年度より取り組んでいる事業で、環境啓発や児童・生徒を対象とした環境教育（出前授業等）について連携し、協力するものである（根拠資料 9-15）。
- ③ 「「神都の祈り」産学官連携日本酒プロジェクトに係る祭祀コーディネーター」は、コロナ禍により中止となった（根拠資料 9-16）。

受託事業の他に、平成27年11月、三重県と医療法人伊勢田中病院とのEPAに基づく外国人看護師候補者への支援に関する連携協定により、ベトナム人看護師候補者に対して週一回、国家資格を取得できるよう日本語の教育支援を、教員2名が行っている（根拠資料 9-17【ウェブ】）。

### <公開講座>

本学が主催する公開講座「月例文化講座」は、昭和37年の大学再興時から開催している生涯学習事業である。6学科が1年ごとに持ち回りで担当し、平成30年10月に400回を迎えた。令和2年度にはコミュニケーション学科創設20周年を記念した講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。そこで令和3年度は、初の試みとしてインターネットを用いたオンデマンド配信にて7回開催した。申込者数はのべ379名で、コロナ禍前に対面で開催していた時の受講者のほか、来学できない県外の方や若年層にも視聴され、新たな受講者の獲得につながった（根拠資料 9-18、9-19）。今後は、令和3年度に活用したコミュニケーションツールを活用しつつ対面とオンデマンドのハイブリッド型による運営を検討し、地域貢献を果たしていきたいと考える。

その他、「みえアカデミックセミナー（三重県生涯学習センター）」や「協働講座（三重県生涯学習センター・鳥羽市）」、「皇學館大学ふるさと講座（名張市教育委員会・名張市）」、「四日市市熟年大学（四日市市）」、「近鉄文化サロン阿倍野（近鉄百貨店）」を開催している。これらは、大学ホームページにて実績を公開している（根拠資料 9-20【ウェブ】）。

例年、研究開発推進センター主催の「神道研究所夏休みこども講座」、「史料編纂所公開講座」、「史料編纂所古文書講座」、「神道博物館・神宮徴古館共催：夏休み親子教室」を実施していたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以上の行事が中止となった（根拠資料 9-21）。ただし、神道研究所では、「神道研究所学術講演会」、「神道研究所学術シンポジウム」を学内者限定で開催し、神道博物館では、「神道博物館教養講座」を学内者限定開催として4講座、オンデマンド配信として3講座開催した。

## 第9章 社会連携・社会貢献

オンデマンド配信では延べ75名の申請者があり、コロナ禍前に対面で開催していた時の受講者のほか、来学できない県外の方（全体の56%）や若年層（10代、30代）にも視聴され、新たな受講者の獲得につながった。

他に大学ホームページ内に自宅でも博物館を楽しんでいただけるページ「おうちで神道博物館」を令和2年度に引き続き実施し、令和3年度のアクセス総数1,096件であった。

### <受託研究>

地域課題の解決を目的とした、①玉城町からの受託研究「玉城町明るい未来づくりに関する調査研究」、②宿田曾地域活性化協議会（南伊勢町）からの受託研究「地域活性化対策（活動計画策定事業）支援業務委託」、以上2件の受託研究を実施した（根拠資料9-22）。

### <「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラム>

伊勢志摩定住自立圏共生学（Ⅰ～Ⅳ）の4科目のうち、Ⅰ（履修生256名）及びⅡ（履修生182名）において伊勢志摩定住自立圏を形成する市町職員をはじめとする12名（Ⅰ：9名、Ⅱ：3名）をゲストスピーカー招聘し、具体的な地域課題を理解できる授業を実施した（根拠資料9-23）。学修成果評価アンケートでは、知識・理解の項目で「他者に説明できる」程度にまで理解している者は、約80%であった（根拠資料9-24）。

Ⅲ（履修生87名）及びⅣ（履修生104名）では、株式会社三十三総研との連携に基づき職員を非常勤講師に迎えて地域課題の解決方法の事例を理解できる授業を実施した。学修成果評価アンケートでは、興味・関心が高まった分野として最も回答が多かったのはⅢではマーケティング手法（49%）、Ⅳではフードシステム、フードコーディネーター（36%）であった（根拠資料9-25）。

なお、4科目は自治体職員等社会人を科目等履修生として受入れる仕組みを整えているが、令和3年度は0名であった（根拠資料9-5）。

また、伊勢志摩共生学実習A・B（地域インターンシップ）を6地域（玉城町、鳥羽市、南伊勢町、松阪市、伊勢志摩地域、明和町）、計7コースで実施した（根拠資料9-26）。履修人数は27名（実習A14名、実習B13名）であった。

次に、地域交流、国際交流事業として、皇學館おかげキャンパスプロジェクトをはじめ、伊勢市内小学校等への出前授業、子育て支援活動ぴよぴよ、みえまちキャンパス、「伊勢」と日本スタディプログラム、CLL活動、チャレンジプロジェクト、ボランティアルーム等の事業や窓口を通じて、以下の通り、積極的に参加をしている。

### <皇學館おかげキャンパスプロジェクト>

教員・学生が主体となり、地域団体や自治体等と協働で新たに取り組もうとする地域の活性化につながる活動を支援するため「皇學館おかげキャンパスプロジェクト」を毎年度募集しており、地域連携推進委員会にて審議し、採択したその取り組みに対して事業費を補助している。令和3年度は「ちいさいおともだちのためのプログラミングきょうしつ・コンテスト」と「ベルファームと協働して、地産地消を広めようプロジェクト」の2件が採択され取り組んだ。前者は、プログラミング学習が小学校教育課程から必修化したことを受け、児童

## 第9章 社会連携・社会貢献

へのプログラミング指導を行い、プログラミング教育実践事業に教育学科の学生が参画している。後者は、地域住民に地域の食の再発見を促し、商品の認知度と食を通じた健康意識向上を目的とした取り組みである。学生は地元食材を使った献立作りや親子調理体験の補助、SNSを通じた情報発信を行った（根拠資料9-27【ウェブ】）。

### <伊勢市内小学校等への出前講座>

伊勢市との環境学習で、市内の小学校等にて出前授業を行っている。教育学部生物学ゼミに所属する学生らは大学で学んだ実験・観察を主とする理科の専門性を活かし児童らに教えることで、教員志望の学生への授業実習機会の充実も図っている（根拠資料9-15）。

### <子育て支援活動ぴよぴよ>

平成23年度から地域の親子が参加できるふれあい会「子育て支援活動ぴよぴよ」を実施している。保育士や幼稚園・小学校教員をめざす学生が中心となり、季節に沿った遊びや指導案を計画し行っているのもので、これまでは大学施設を使って開催していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの遠隔配信で18回開催し、のべ399名の親子が参加している（根拠資料9-28）。伊勢市社会福祉協議会からの依頼で、月に1度「子育てサロンレクぴよ」を開催している。本学のレクリエーション部の学生が、企画を考え手作りおもちゃを使った遊び、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っている。5回開催し、のべ34名の学生が取り組んでいる（根拠資料9-29）。

### <みえまちキャンパス>

コンソみえ主催で、平成29年度より毎年、学生がそれぞれ自身の地域活動の取り組みをプレゼンテーションやパネル展示を用いて発表する場「みえまちキャンパス」を開催している。令和3年度はオンライン開催で11団体がエントリーしており、本学から2活動がエントリーし「広報いせ特集記事制作プロジェクト」が最優秀賞を受賞した（根拠資料9-30【ウェブ】）。また、岐阜大学が金沢工業大学と主催する「全国学生交流会」にも学生がオンラインにてプレゼンテーションを行い、他大学の学生と交流した。

### <「伊勢」と日本スタディプログラム>

本学では伊勢市との連携協定に基づく協働として、伊勢へのインバウンド促進事業「伊勢」と日本スタディプログラムを毎年実施することにより、地域のグローバル化への貢献に取り組んでいる（根拠資料9-31【ウェブ】、9-32【ウェブ】）。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、国内に居住中の留学生等に募集対象者を限定するなど、実施内容を一部見直した上で参加者を募集し、応募者の中からグローバル化推進委員会において10名の参加許可者を選出するまでに至ったが、新型コロナウイルス感染症第6波の感染急拡大を受けて伊勢市（観光誘客課）と協議の結果、残念ながら中止となった（根拠資料9-33～9-36）。また、三重県が開催する国際交流事業への参加も学生に勧めており、令和3年度では新型コロナウイルス感染症拡大の影響でオンラインにて開催された中国・河南省との交流事業にも学生3名が発表者、教員1名がコーディネーターとして参加し、河南師範大学の学生との交流を行った（根拠資料9-37、9-38）。

### <CLL 活動>

令和3年度は、令和2年度からの継続24活動、新規の活動7活動併せて31のCommunity Learning Labo活動（以下、「CLL活動」という。）に延べ216名の学生が取り組んだ。「地域貢献活動時間証明書」について、令和3年度の申請数は0件だった。令和2年度に比べ、活動数は同数であるが、参加延べ人数は44名減となった。また、活動報告時間数も1181.65時間で、令和2年度の1710.12時間から減少している。CLL活動は、地（知）の拠点整備事業により平成27年度に始まった。初年度は7活動延べ50名の学生が参加した。平成30年度までは伊勢志摩定住自立圏を形成する3市5町（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町）で活動していたが、平成31（令和元）年度より三重県内全域に活動の場を広げてきた。活動数も令和2年度には31活動となっている。参加延べ学生数は平成29年度に264名となり令和2年度まで横ばいとなっていた。令和3年度の参加延べ人数、活動報告時間数の減少要因は、いずれもコロナ禍により、活動が制限されたことによるものと思われる（根拠資料9-39）。CLL活動に参加する学生に対し、学修成果の可視化を図るため活動前と活動後にアンケート調査を行っている。CLL活動で掲げる7つの力に対して活動によって得られる力として「地方創生マインドの養成」「問題発見力」「情報収集力・問題解析力」「コミュニケーション力」「実行力・解決力」を養うことが期待できると回答した学生が多くみられた。これらの力に対し、活動前と活動後の自己評価では、「評価力」「問題発見力」「実行力・解決力」が養われた（伸ばすことができた）と回答している（根拠資料9-40）。

学内発表の場であるCLL活動報告会を令和4年3月5日にオンラインで開催し、代表8活動が口頭発表のほか、Google Jamboardを利用したポスター展示を行った。各活動報告発表動画（7本）をYoutubeで限定公開し、大学ホームページにリンクを貼った（根拠資料9-41【ウェブ】）。同日、初めての試みとして、地域志向卒業論文発表会（プレ開催）を実施し、学生各自の専門領域と圏域の課題を結びつけた卒業論文（プロジェクト研究）の発表を行った。

### <チャレンジプロジェクト>

学生から「学内活性化」と「地域連携」のチャレンジ企画を募集し、優秀な企画を支援する「チャレンジプロジェクト」について、令和3年度は「新しい免疫教材を使った高等学校への授業支援」及び「地元の食材を、知ろう、作ろう、食べようプロジェクト」の「地域連携」をテーマとする2件の申請があり、審査の結果2件とも採択した（根拠資料9-42）。

### <ボランティアルーム>

地域交流の一つとして、地域からボランティア依頼があった場合は、学生支援部所管の「ボランティアルーム」が担当する。令和3年度は、44名（メールとLINE登録者）の学生がボランティア登録を行った。また42名の学生が、ボランティアルームの運営、ボランティア募集の呼びかけ等、ボランティアルームスタッフとして活動した。年度末には「年間報告会」を開催し、各社会福祉協議会等に一年間の活動について報告した（令和3年度はオンラインで開催）。また、活動実績を「活動報告書」にまとめ、大学ホームページに公開して

## 第9章 社会連携・社会貢献

いる（根拠資料 9-9【ウェブ】）。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

**点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づいて定期的に点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」（以下、「内部質保証システム実施要綱」という。）に基づき、社会連携・社会貢献の適切性について、適切な根拠（資料、情報）を基にして地域連携推進委員会、グローバル化推進委員会、研究開発推進センター会議、伊勢志摩定住自立圏共生学運営会議、学生委員会等で以下の通り、定期的に点検・評価している。

### <地域連携推進委員会>

地域連携推進委員会にて社会連携・社会貢献について定期的に検討を行っている（根拠資料 9-43）。「第2期中期行動計画」に基づく毎年度立案する事業計画については、上期末の進捗状況、年度末の事業実績を確認し、自己評価を行っている（根拠資料 9-44）。

### <グローバル化推進委員会>

グローバル化推進委員会傘下に事業の専門部会を設け、事業内容の検討及び検証を定期的に行っている（根拠資料 9-35、9-36）。また、伊勢市との包括協定に基づく定期連絡会議においても必要に応じて協議を行っている。

### <研究開発推進センター会議>

研究開発推進センター会議にて社会連携・社会貢献について点検・評価を行っている（根拠資料 6-27）。

### <伊勢志摩定住自立圏共生学運営会議>

伊勢志摩定住自立圏を形成する3市5町及び株式会社三十三総研を構成員とする伊勢志摩定住自立圏共生学運営会議を年2回開催し、地域連携事業の報告、地域志向科目の内容・開講状況などについて検討している（根拠資料 9-5）。令和4年度は、令和5年度新カリキュラム実施へ向けて具体的な対応が検討されるとともに、公開講座（協働講座）の開発を計画する（根拠資料 4-11 p.169）。

### <学生委員会>

## 第9章 社会連携・社会貢献

チャレンジプロジェクトについては、学生委員2名が担当となり、運営は学生担当が行っている。プロジェクトの募集・発表を経て、採択されたプロジェクトには大学から予算が出て活動を行い、年度末には活動報告書と決算書を提出させ、学長決裁を取っている（根拠資料9-45）。また、ボランティアについては、担当教員1名、事務職員1~2名、学生スタッフで毎月全体ミーティングを行い、各企画についての情報共有や改善策等を、グループワークを取り入れ話し合いをしている。年度末には担当教員、事務職員、各社会福祉協議会職員を交えて、「年間報告会（オンライン開催）」で活動報告をし、主に各社会福祉協議会職員から助言を受けて、次年度に活かしている。また当年度の活動報告及び行った取り組みの検証結果等を冊子にまとめて発行している（根拠資料9-9【ウェブ】）。

次に、点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みは、「自己点検・評価票」を通して、各部署が行う社会連携・社会貢献の取り組みの点検・評価項目に対し意見を集約している。それに対して地域連携推進委員会をはじめ、グローバル化推進委員会、研究開発推進センター会議、伊勢志摩定住自立圏共生学運営会議、学生委員会等で以下の通り、対応・向上の検討を行っている。

### <地域連携推進委員会>

改善・向上に向けた取り組みは、地域連携推進委員会において、自己点検・評価活動の際、併せて行っている。令和2年度事業進捗状況を踏まえて、令和3年度事業計画を立案した。改善に向けた事例としては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度中止となった月例文化講座（公開講座）をオンデマンド配信で開講することを決定し実行した（根拠資料9-46）。

### <グローバル化推進委員会>

「伊勢」と日本スタディプログラムの参加者からの最終レポート等を参考に、共同事業者である伊勢市とも協議しながら、グローバル化推進委員会及び専門部会において毎回、プログラム内容の更新を行っているが、令和3年度は実施直前で新型コロナウイルス感染症第6波の感染急拡大により中止となったため、参加者のレポートを得ることはできなかった（根拠資料9-47【ウェブ】）。

### <研究開発推進センター会議>

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、研究開発推進センターの行事については、一部の行事で学内者限定やオンデマンド配信の形式で開催したが、多くは中止となった。令和4年度については、研究開発推進センター会議で検討した結果、新型コロナウイルス感染症の感染状況次第だが、対面式開催、学内者限定の対面式開催、オンデマンド配信開催等様々な形式で開催を予定している（根拠資料9-48）。

### <伊勢志摩定住自立圏共生学運営会議>

伊勢志摩定住自立圏内を形成する3市5町及び株式会社三十三総研を構成員とする伊勢志摩定住自立圏共生学運営会議を年2回開催し、地域連携事業の改善、向上についての意見

交換を行っている（根拠資料 9-5）。

### <学生委員会>

チャレンジプロジェクトについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、報告会を中止していたが、令和3年度は初めてオンラインで報告会を開催した（根拠資料 9-49）。ボランティアについては、全体ミーティングで活動を振り返り改善点を挙げ、次年度の活動に活かしている。担当外の企画についても情報共有を行い、全体でフォローできる体制を取っている（根拠資料 9-50）。

以上のことから、各委員会での点検・評価活動は、「内部質保証システム実施要綱」に基づき、自己点検・評価票に集約している。自己点検・評価票は、質保証質向上委員会において全学的観点で点検・評価され、改善・向上のための意見が付されフィードバックされる。

各委員会は、そのフィードバックされた意見を踏まえ、さらなる改善・向上に取り組んでいる。

### （2）長所・特色

地域連携推進室による学内情報の集約と学外に対する窓口の一元化は有効に機能している。また平成26年度に採択された文部科学省「地（知）の拠点整備事業」を継承した「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムが、地域課題学修支援室を中心に発展的に教育研究成果を蓄積できており、伊勢志摩定住自立圏を構成するすべての3市5町と個別の包括連携協定を締結したことにより、「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムが更に推進されることが期待できる。特に実習（地域インターンシップ）の受け入れについてすべての市町での受け入れが期待できる。

また、コロナ禍により、令和2年度は中止した月例文化講座をオンデマンド方式で開講できたことは評価できる。Webを活用したことにより新たな受講者（地域・年代）の獲得にもつながった。令和4年度は対面式とオンデマンド式を併用したハイブリッド方式で開講した。

### （3）問題点

令和3年度も令和2年度に引き続き、地域交流・国際交流事業ともにコロナ禍により活動が制限された。事業の中止など影響が大きかった。CLL活動数は例年並みであるが、延べ参加学生数、活動報告時間数は大きく減少している。また、伊勢志摩定住自立圏共生学4科目を対象とした自治体職員等社会人の受入れも募集時期や開講体制等を見直す必要がある。令和4年度以降コロナ禍による社会情勢の変化をみて徐々に活動を再開していくことを検討する。

社会連携・社会貢献については複数部署で分担しながらも全体を統括する体制は見えにくい。そのため「社会連携・社会貢献に関する方針」の学内における認識の深化も課題である。

### (4) 全体のまとめ

本学は、高等教育機関として、大学の立地する地域社会及び我が国の持続的発展に貢献するために「社会連携・社会貢献に関する方針」及び「皇學館大学グローバル人材育成ポリシー」を明示している。その実現に向けて、「第2期中期行動計画」に基づき事業を推進するとともに、地域連携推進委員会をはじめ複数部署で分担しながら点検・評価を実施している。

特に、具体的な取り組みである「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラムは、伊勢志摩定住自立圏を形成する自治体と連携し、地域志向科目や活動を充実させている。また、国際交流事業は、伊勢市との共同実施により、欧米文化圏における伊勢と本学の知名度を向上できている。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止など活動に制限を受けたが、伊勢志摩定住自立圏を形成するすべての3市5町と個別の包括連携協定を締結や、月例文化講座のオンデマンド方式による開講など、今後につながる結果も残せた。

その一方で、事業の展開とともに担当部署も増えており、全体を統括する体制をより効果的・効率的に検討する段階にある。そのために、地域連携推進委員会を中心として「社会連携・社会貢献に関する方針」の見直しを検討する。

以上のことから、本学の社会連携・社会貢献は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

## 第10章 大学運営・財務

### 第1節 大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を明示

評価の視点2：学内構成員に対して大学運営に関する方針を周知

皇學館大学（以下、「本学」という。）の建学の精神を踏まえ、大学の理念・目的及びそれに基づく大学の将来を見据えた計画を実現するため、平成26年度に「皇學館大学140教育研究ビジョン～本学の歴史・伝統と地域志向～」(以下、「140教育ビジョン」という。)とそれを達成するための5カ年計画「将来ビジョン140・(第1期)中期行動計画 平成27年度～平成31年度」(以下、「(第1期)中期行動計画」という。)を策定した(根拠資料1-11【ウェブ】)。

平成31(令和元)年度には、「140教育ビジョン」のもと、「(第1期)中期行動計画」の振り返りを行い、更なる本学の教育と研究と学びの改革・充実に取り組むため、各行動計画を精査した上で、新たに5カ年計画「将来ビジョン140・第2期中期行動計画 令和2年度～6年度」(以下、「第2期中期行動計画」という。)を平成31(令和元)年度第10回教学運営会議で策定し、令和元年9月6日理事会において決定した。併せて大学ホームページで公表した(根拠資料1-12【ウェブ】)。

「第2期中期行動計画」は、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月26日答申/中央教育審議会)等の国の政策や社会情勢を踏まえて策定している。

大学運営に関する方針の行動計画は、下記の重点事業6項目(行動計画:30、具体的施策:102)で構成されている。

#### <「第2期中期行動計画」重点事業>

- I 大学教育の「学び」の質保証・学修者本位の教育への転換
- II 研究体制における多様性と柔軟性の推進
- III 学生の主体性、可能性を伸ばす学生支援
- IV 高大接続改革の推進
- V 地域貢献活動の充実・発展
- VI 組織・運営基盤の強化と情報公表

「第2期中期行動計画」の特徴は、各行動計画に執行責任者を設定し、執行責任者(大学執行部の教職員)の進捗管理のもと各行動計画・具体的施策を遂行する仕組みとしている点である。

毎年度の事業計画は、「第2期中期行動計画」に沿って、執行責任者のもと学部学科・研究科・各センター・事務局(以下、「各部局」という。)が、各行動計画・具体的施策の達

成のために立案し、実行している。立案した事業計画は、上期末（9月末）に中間評価（進捗状況確認）を行い、下期の事業推進を確認する機会としている。年度末には最終評価（事業報告）を行い、次年度に向けた取り組みに活かせるようにしている。このPDCAサイクルの過程において、執行責任者と事業を推進する各部署が情報共有している。

各年度の事業計画及び事業報告書は、大学の各会議体、理事会・評議員会で承認後、大学ホームページにて公表している。併せて学内で共有を図るために、グループウェアの掲示板機能により周知を図っている（根拠資料 10-1-1【ウェブ】、1-13【ウェブ】）。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

**点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。**

評価の視点1：適切な大学運営のための組織を整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策を実施

【大学運営のための組織】

本学では、皇學館大学学則（以下、「学則」という。）に基づき、学長をはじめ、大学運営に必要な役職を定め、全学教授会、大学院委員会等の組織を設置している。これらの役職・組織の権限等については関連する規程等において明確化し、適切に運営を行っている。

＜学長の選任方法と権限の明示＞

学長の選考は、「皇學館大学学長選考規程」「皇學館大学学長選考規程施行細則」による。学長の権限等については、関係法令及び「学則」第55条第3項に「学長は、校務をつかさどり所属職員を統轄する」と規定し、適切かつ公正に行われている（根拠資料 10-1-2、10-1-3、1-2【ウェブ】）。

＜役職者の選任方法と権限の明示＞

学部長（研究科長）、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、各学部の学科主任、副学長、学長補佐並びにアドミッション・オフィス室長等の役職者の選考は「皇學館大学役職選考規則」及び関係規程による。また、役職者の権限等につ

いては、「学則」第55条及び関係規程に定め、適切に運営している(根拠資料1-2【ウェブ】、1-4【ウェブ】、6-6、6-4、6-5、5-12)。

役職者は、担当する役割に関連する諸課題について事務局と協働して解決にあたり、各種会議にて意思決定を図っている。

#### <学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備>

平成27年4月施行の大学のガバナンス改革に関する学校教育法の改正に応じて、順次、学長の権限強化に向けた規程の見直しを進め、継続的に体制整備に努めている。

例えば、本学には、学長の指示及び諮問に応じて、施策の立案、連絡調整及び推進を補佐する学長補佐制度を設置していたが、新たに学長の職務全般を補佐すると共に、学長の委任する特定の業務を処理する副学長制度を設けた。現在、学長補佐は2名の教員を配置している。副学長は不在であるが、平成27年度から平成30年度までは1名配置、令和5年度からは1名配置する予定である(根拠資料6-4、6-5)。

また、「学則」第56条には、教学マネジメントの推進を図るため、学長が議長となり、全学的な教学の方針に関する企画・立案及び執行方法について検討する教学運営会議を設置している。教学運営会議は、役職者等で構成し、建学の精神に則って、(1)教育研究に関する中期計画・年次計画及び運営に係る事項、(2)学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項、(3)教育課程の編成に関する方針に係る事項、(4)学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、(5)学生支援に関する方針に係る事項、(6)その他皇學館大学の教育研究に関する重要事項について審議するよう規定している(根拠資料1-2【ウェブ】、10-1-4)。

#### <教授会の役割の明確化>

「学則」第57条の2及び「皇學館大学全学教授会規程」(以下、「全学教授会規程」という。)により審議事項を定め、役割を明確化している(根拠資料1-2【ウェブ】、5-15)。

全学教授会は、対面形式で実施していたが、「(第1期)中期行動計画」で取り組んだペーパーレス化により、平成29年度第11回から資料の電子化を行っており、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度以降は学内オンライン会議に移行している。

#### <学長における意思決定と教授会の役割との関係の明確化>

前述のとおり、「学則」第55条第3項に「学長は、校務をつかさどり所属職員を統轄する」と規定し、校務について決定権を有していることを明示している。

また、全学教授会は、「全学教授会規程」第3条により、学長により招集され、第6条各号に定める事項について「全学教授会は、本学建学の精神に則って、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする」とあり、学長は、全学教授会の意見を聴いた上で意思決定を行うことを明示している。このことにより、学長、全学教授会の役割及びその関係性は明確である(根拠資料1-2【ウェブ】、5-15)。

#### <教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化>

適切な法人運営を行うために、令和2年4月1日に「学校法人皇學館寄附行為」(以下、

「寄付行為」という。)の変更を行い、法人組織(理事会・評議員会)の権限と責任を明確化した。また、役員名簿は学内・学外、職名、氏名、本務について、最新の情報を大学ホームページの「情報の公表」にて公表している(根拠資料 10-1-5【ウェブ】)。

理事会は、最高の意思決定機関である。また、学校法人皇學館(以下、「法人」という。)の円滑な運営を図るため、法人の常勤の理事等で構成する常勤理事会を設置している。

常勤理事会は、「学校法人皇學館常勤理事会規程」第3条に規定する事項について審議を行う。教学組織との関係においては、教学側で審議された事項のうち、学則等の重要な規程、組織、人事、及び予算を伴う事項等について審議し、必要な事項については、理事会に上呈して決定している(根拠資料 1-1【ウェブ】、10-1-6)。

常勤理事会、理事会には学長及び学部長が理事として出席している。

また、「寄附行為」に定める評議員会には、学長、学部長に加え、学生部長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、附属図書館長、学長補佐1名及び全学教授会選出教員1名が評議員として出席している(根拠資料 1-1【ウェブ】)。

#### <学生、教職員からの意見への対応>

事務職員は、「人事評価制度」において、年度の目標設定、進捗状況、期末評価の際、上長と面談を行い、毎年提出する「自己申告書」の中で担当業務の状況や異動等の希望、及び全学的な課題についての意見・提言を述べるができる。また、記載内容は取りまとめて事務局長等への閲覧に供し、業務改善等への検討材料としている(根拠資料 10-1-7)。また、毎月1回「部課長会」を開催し、各部署から出る審議事項や意見等を確認し改善案を決定する場を設けている。

専任教員は、各科教員会、学部教授会及び全学教授会において随時、意見を述べるができる。

学生からの授業についての意見は例年、授業評価アンケートを各学期末に実施することで収集しているが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりオンラインで実施している。その集計結果(自由記述含む)は、授業担当教員にフィードバックした上で、学生の意見・質問に対する教員からのコメントを記載した集計表を学内ホームページで公開した(根拠資料 4-31)。なお、授業改善が必要と教育開発センター会議で判断された授業担当者に対し、授業改善依頼文書の通知やFD面談を実施し、必要に応じて授業改善指導を行っている。

学友会総務部(学生代表)が学生の意見・要望を取りまとめ、それを皇學館大学学生委員会(教職員)との懇談会において協議し、対応が必要な事項について、学生支援部学生担当より各学科・部署等へ相談し、改善を行っている(根拠資料 7-46)。

4年次生の意見は卒業時アンケートにより収集し、その集計結果について、皇學館大学総務委員会を通じて各科教員会に報告・検証した。同アンケートの結果は部課長会でも報告し、事務局での情報共有・検証にも役立てた(根拠資料 1-10)。

#### 【危機管理対策】

危機管理の対象となる事象が発生した場合は、「学校法人皇學館危機管理規程」により危機管理委員会を設置し、必要に応じて危機対策本部の設置により対応している(根拠資料

10-1-8)。防火・防災への対応については、「皇學館大学防火・防災管理規程」により防火防災連絡会が中心となり、防災対策を計画した（根拠資料10-1-9）。防災訓練は、4月に新入生を対象に、10月には全学生を対象に、いずれも地震、あるいは火災が発生したことを前提に、学内の避難場所への避難訓練等を実施している。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、三密を避けるため同様の訓練ができないと判断し、形を変えて実施した。学生に対しては安否確認メール配信訓練を実施するとともに（根拠資料10-1-10）、伊勢市消防本部予防課が作成した「消防・防災講習」をmanaba course(LMS)、学生ポータルサイト、サイボウズに掲載し、学生・教職員の防災意識向上を図った。

教職員に対しては、自衛消防隊各班にて自主防災訓練を実施した。また、令和3年12月7日に三重大学防災室より講師を招き、「学校法人皇學館における大規模災害とその影響」をテーマに防災研修会を実施した。コロナ禍のため、自衛消防隊の班長及び役職者が出席し、南海トラフへの対応及びBCP策定について理解を深めた。また、全教職員に対しては後日視聴できるようにMediaDEPOに掲載し、オンデマンド発信を行った。

また、学生寮、クラブ合宿所に入寮・入所している学生への防災教育については、防災用品の備えをPRするために、皇學館サービス株式会社（学校法人が100%出資）と連携し、初動対応に必要な用品をコンパクトに詰めた防災セットを案内した。

新型コロナウイルス感染症対策について、危機管理委員会より発足した危機対策本部が設置する「新型コロナウイルス対策会議」を令和2年4月からオンラインで開催し、令和5年3月1日時点で計107回開催している。新型コロナウイルス対策会議は、学長を委員長とし、学部長、学生部長、学長補佐、附置機関長、アドミッション・オフィス室長、大学の事務局が出席し、国や県の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえた上で、大学としての方針の決定、情報共有及び各種行事の可否判断等を行っている。

また、安定的な学校教育活動の実現を行うために、学校を取り巻く賠償リスクを包括的に保障する賠償責任保険に加入している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染へのリスクの軽減に特化し、文部科学省高等教育局高等教育企画課より発出された「教職員や学生等を中心に大学等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について（周知）」（令和3年6月8日付）に基づき、本学の産業医及び三重県の戦略企画部等関係機関と相談・調整を図り、新型コロナワクチンの職域接種を実施した。本学教職員、学生生徒のほか、近隣高等教育機関、高校生、伊勢市集団接種待機者等の受入れを行い、9月末に1回目の接種が完了し、1,456名のワクチン接種を実施した。10月末には2回目の接種が完了し、1,442名のワクチン接種が完了した。

以上のことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を行っている判断できる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<内部統制等>

令和3年度中に実施した令和4年度予算編成について、「学校法人皇學館会計規程」に規定された主旨に基づき、予算編成を行った（根拠資料10-1-11）。常勤理事会で令和4年度経営方針及び予算編成骨子並びに予算編成等のスケジュールが決定され、財務比率・資金留保額・経常経費削減の各目標値が示された。この方針に基づき、各部署に対して予算編成資料の提出を11月末期限で依頼した。同時に企画部から各部署に作成依頼された事業計画のうち、「第2期中期行動計画」に示された内容を踏まえた新規事業については特別要望予算としてヒアリングを実施し採用された事業のみ予算申請が可能となる。これらを含め各部署から提出された予算編成資料に基づき財務部で予算原案を作成し、予算編成を審議するための理事長の補佐機関である予算会議において予算案を審議、編成した（根拠資料10-1-12、10-1-13）。その後、部長会、常勤理事会で確認のうえ、理事会・評議員会の承認を得ている（根拠資料1-1【ウェブ】）。

予算執行ルールについて、「学校法人皇學館会計規程」及び「学校法人皇學館金銭取扱基準」により規程上のルールを明確にしている（根拠資料10-1-11、10-1-14）。年度当初に配付した文書「予算の執行に関するお願い（財務部長名）」で、予算執行のルールを明確化し周知した（根拠資料10-1-15）。この中で、特に予算外支出・科目流用について、原則予算外支出及び科目流用（大科目間）は認めないこと、ただし、突発的な事項等で特に必要な場合は、「予算変更申請書」の提出により認められた場合は執行できる旨取り決めている。

固定資産・物品は原則、「皇學館サービス株式会社」を通して調達し、安価な価格で仕入れるとともに、取引の透明性を確保し不正防止機能も有効に機能した。

<予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定>

恒常的かつ適切な検証を行い、改善につなげるための予算会議を開催し、令和2年度予算の検証を実施した（根拠資料10-1-11、10-1-16、10-1-17）。この中で、令和2年度はコロナ禍により収入、支出において多大な影響があったため、可能な範囲で補正予算において適切に対応したこと、また令和2年度より開始された国の修学支援金については、予算段階では積算が困難だったため、実際の申請額にて積算し、補正予算で対応したこと等が確認された。この検証結果を踏まえ、令和4年度予算編成内容の改善を行った。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能

しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

法人の事務組織は、学園各機関の所掌事務の範囲を明確にし、その所掌事務を能率的に遂行することを目的に「学校法人皇學館事務組織規程」により組織している（根拠資料7-4）。

大学の事務組織は、当該規程の第12条から第25条に規定している。

大学の庶務、会計、施設、企画及び学生支援等に関する事務を遂行するため、事務局をおいている。事務局には、事務局長、事務局次長を置き、事務局長は、学長の監督の下に所管事務を掌理し、大学事務局等の事務について総括している。事務局次長は、事務局長を補佐して、事務局の事務を遂行している。また、事務局の事務を分掌させるため、総務部、財務部、企画部、神職養成部及び学生支援部をおいている。

各部には部長を置き、部内に担当課長及び必要な職員を配置している（根拠資料10-1-18）。

業務内容の多様化・専門化に対応するため、例えば、学生支援部教職支援担当では、教員採用試験の合格を支援する教職アドバイザーとして校長経験者3名、同就職担当ではエントリーシートへの添削、模擬面接等を行う就職アドバイザーとして企業等のOB3名を配置し、専門性や経験等を活かした指導が行える体制を整えている。

また、「令和3年度SD実施方針及び実施計画」を策定し、職員研修を計画的に行い、併せてSD計画の質の向上を図っている（根拠資料10-1-19）。

職員の採用については、中長期の職員採用計画を策定し、毎年度の採用計画については、常勤理事会の承認を得て募集を行っている（根拠資料10-1-20、10-1-21）。

昇格については、関係規程を定め、併せて平成28年度より人事評価制度（目標管理制度）を導入している。目標管理制度は、各職員の業務目標を明確化し、評価者研修を受けた評価者により面談等を行い、適切に業績を評価し処遇に反映している（根拠資料10-1-22、10-1-23）。

教員と職員の連携関係については、本学では教学運営関係や大学運営における委員会等において、教育職員だけでなく、事務職員も構成員として参画し、協働して職務を行っている。さらに、「学則」第55条の2の定めにより、教職協働の組織の一として、平成31（令和元）年4月に、アドミッション・オフィスを設置し、教育職員と事務職員等が協働し、入学試験・学生募集にかかる企画立案、入学者選別の評価等について職務を行っている（根拠資料10-1-24、5-13、10-1-25）。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び

資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動の組織的な実施

本学では、学生の多様化に対応した教員として必要な資質・能力の向上、並びに職員の業務に関する専門知識の修得や戦略的な企画能力及び管理運営能力の向上を目的としてスタッフディベロップメント（SD）を実施している。

SD実施における組織体制としては、令和2年度に本学教育開発センターの改編によりFD及びSDに関する方策を企画・検討し、教育活動を充実・発展させ各学部、部局等におけるFD・SD活動の組織的な取り組みを支援することを目的とする皇學館大学教育開発センターファカルティ・ディベロップメント・スタッフ・ディベロップメント室（FD・SD室）を設置し、全学的なFD・SD活動を担う組織体制を構築した（根拠資料6-19）。

SDは以下の通り研修実施方針ごとに当該年度の実施計画（研修名・参加対象・実施予定日等）を作成し、FD・SD室会議での審議を経て常勤理事会の承認を得て実施している（根拠資料10-1-19）。

1. 階層別研修

体系的な人材育成及び組織力を向上させるために、各階層に求められるスキルや能力の開発をするものとして以下の研修を実施している。

- (1)「新入社員研修、及び、フィードバック研修」
- (2)「私大連の研修」
  - ①キャリアディベロップメント研修（入職3～6年目、年齢33以下対象）
  - ②業務創造研修（年齢30歳～40歳まで対象）
  - ③アドミニストレーター研修（管理・監督職であること、年齢35歳～45歳まで対象）
  - ④ヒューマン・リソース・マネジメント研修（課長職以上の管理職員）
  - ⑤その他（新任教員向け研修、職員向け短期研修等）

令和3年度はコロナ禍のため一般社団法人日本私立大学連盟（以下、「日本私立大学連盟」という。）が主催となる研修は対面からオンラインへと変更がありながらも実施され、本学からは業務創造研修1名、アドミニストレーター研修1名、新任管理職研修3名の計5名が参加した。また、学内にて実施している新入社員研修においては当該年度に入職した教職員が建学の精神を始めとする本学職員としての基礎知識を習得する場として重要視されていることから対面にて実施した。

2. 全体研修

大学教職員の業務上必要となる様々な知識等の習得、向上につながる研修として、各年度のテーマを選定し概ね年2回実施している。

- (1)職員研修（全職員対象、教員の参加可）
- (2)改革総合支援事業関連（全教職員対象）
- (3)人事評価制度研修（評価者・被評価者別で必要に応じて実施）
- (4)グローバルSD研修（継続的に若手職員を中心に実施）

令和3年度は、コロナ禍によりオンライン又はオンデマンド配信での研修となった。まず、「学生相談対応研修」では、学生相談における基礎的知識を始め組織的な対応や各職域での対応について学ぶことができた。オンラインでの参加者は115名（大学教員58名、職員57名）、後日期間を設けてオンデマンド形式で受講を可能とし、最終的には149名（大学教員76名、職員73名/参加率 大学教員85.4%、職員71.6%）が受講した。

また、「メンタルヘルス研修」では、やはりコロナ禍にて自身や周囲にて苦慮していることをサブテーマとして日常的に行うセルフケア等の知見を深めることができた。年度末までの期間を設けたオンデマンド形式で実施し、大学教員75名、職員84名（参加率 大学教員84.3%、職員82.4%）の受講があった。

「情報セキュリティ講習会」では、本学の情報セキュリティ方針における見直しの内容について共有を図りセキュリティへの意識の向上に努めた。「メンタルヘルス研修」同様年度末までを受講期日としたオンデマンド形式で実施し、大学教員61名、職員39名（参加率 大学教員68.5%、職員38.3%）の受講があった（根拠資料10-1-26）。

継続した英語学習により語学力の習熟を図り、国際交流に携わる人材育成を目的に実施している「グローバルSD」では若手職員7名と少数での参加ではあったが、8月、9月に計2回の語学研修を実施した。加えて自主学习に必要な教材の補助等も行い意欲のある職員をサポートする環境を設けた。

コロナ禍を理由に始まったオンデマンド形式の研修は、令和2年度から実施した取り組みであったが、結果として一定期間を設けて各自のタイミングで研修を受講することができたため、業務への負担軽減にもつながり、メリットとなった。以降も継続して実施する予定であり、対面・オンライン・オンデマンドのハイブリッドで研修を実施したい。

### 3. 専門性育成のための研修

各部署単位にて必要に応じて随時参加している研修となる。

(1) 一般職員（上長の推薦に基づき選定）

- ・経理、人事・総務、学生相談、科研費担当者、図書館スタッフ研修等

(2) 管理職ほか（当人の申出により選定、学長・事務局長により指名）

- ・経営管理、内部監査、各部署における管理職向け研修等

令和3年度に外部機関にて実施された研修に参加した事例は、人事担当職員による「学校法人における労務管理に基礎研修」、入試担当職員による「ビックデータで解決これからの入試広報」、会計担当職員による「学校法人会計研修（決算編）」となっており、専門的知識の向上を図っている。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

<p>評価の視点2：監査プロセスの適切性</p>
--------------------------

<p>評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--------------------------------

大学運営の自己点検・評価は、「第2期中期行動計画」の重点事業の一つである「VI 組織・運営基盤の強化と情報公表」において、毎年度事業計画を立案している。

上期終了時に進捗状況を確認し、下期の事業推進を行うこととしている。年度末には各事業計画に対する事業実績と達成状況、第2期中期行動計画の進捗状況の自己評価を行っている。いずれも部長会、常勤理事会で点検・評価の上、最終的に理事会・評議員会の承認を得ている（根拠資料1-13【ウェブ】）。

平成31（令和元）年度、私立学校法の改正により、監事の職務の責任と権限が明確化されたことに伴い、従前の「学校法人皇學館監事監査規程」を廃止し、業務の運営及びその取り扱いをより明確に定めた「学校法人皇學館監事監査規則」を制定、令和2年4月1日から施行した（根拠資料10-1-27）。

監事による監査については、監事監査計画を策定し、計画に則った監査を実施している（根拠資料10-1-28）。常勤理事会にオブザーバーとして毎回出席して法人業務を把握するとともに、会議終了後に内部監査室との情報共有を実施した。三様監査（令和3年12月）や「監査法人与理事者とのコミュニケーション」（令和4年2月）並びに決算時の監事監査（令和4年5月）に出席し（根拠資料10-1-29、10-1-30）、監査法人との連携も踏まえ監査報告書が作成された（根拠資料10-1-31【ウェブ】、10-1-32）。

監査室は、理事長直属の1名専属体制で運営し、「学校法人皇學館内部監査規程」の規定に基づき内部監査を行った（根拠資料10-1-33、10-1-34）。不備事項については、「不備改善状況報告書」で改善状況を求め、加えて翌年度に「フォローアップ監査」として、不備事項の改善状況を実地確認している。学内のセルフチェック機能を強化し、不正の早期発見・予防、学内全体のコンプライアンス意識の向上を図る目的で令和2年度に「月次点検表」を創設した。各部局が毎月自己点検を実行し、不備の早期発見・防止及びコンプライアンス意識の向上に役立てた（根拠資料10-1-35）。2年目となった令和3年度は、月次点検表での不備報告数が前年比49%に減少し、大きな効果をあげた。

決算については、監査法人・監事監査等で行い、監査室は決算後、決算書類に基づく検証や評価を行った。

私立大学を取り巻く社会環境の変化、社会からの要請に対応するため、日本私立大学連盟が策定した『私立大学ガバナンス・コード』【第1版】を基に、法人のガバナンス機能を検証している。令和3年10月15日の常勤理事会にて日本私立大学連盟のガバナンス・コードに準拠することを機関決定し、ガバナンス・コードの基本原則・遵守原則の遵守状況と実施項目の検証を行い、「未遵守」の項目については、令和4年度の事業計画に反映した（根拠資料10-1-36【ウェブ】）。また、ステークホルダーに向けて、令和4年2月25日開催の常勤理事会で承認後、日本私立大学連盟に遵守状況を報告し、3月に大学ホームページに遵守状況を公表した。

また、監事監査計画に基づき、監査能力の一層の向上を図るため、令和3年度は『私立大

学の明日の発展のために『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』を参考に監査室と連携し、監事監査チェックリストを策定し、チェック体制を強化した（根拠資料10-1-37）。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

## （2）長所・特色

平成26年度に策定された「140 教育研究ビジョン」と「（第1期）中期行動計画」・「第2期中期行動計画」での本学の教育と研究と学びの改革・充実の取り組みによって、今後の事業計画の方向性が明確化された。

また、日本私立大学連盟が定める「私立大学ガバナンス・コード」の各原則と「第2期中期行動計画」の各計画を確認し、今後の年度計画の策定に活かした。

本学では「（第1期）中期行動計画」で取り組んだペーパーレス化により、全学教授会を始め各種委員会資料の電子化を行っている。そのため、新型コロナウイルス感染症が感染拡大している状況においても全学教授会はじめ各種委員会等はオンラインにより計画通りに運営された。

危機管理マニュアルをmanaba courseに掲載する等の危機管理における啓蒙活動の結果、地震等による安否確認メールの配信結果は対象者数3,119人中、2,219名が返信し、71.1%の返信率(昨年度59.8%)となった。今後も継続して効果を検証していく。

人事評価制度・目標管理制度の運用が5期目に入り、評価者、被評価者双方に対して研修を行い、面談スキルや目標設定に対する認識等、お互いのコミュニケーション力が向上し、職員の業務の質及び資質向上並びに意欲向上・自己成長が図られた。

月次点検表の創設により、不備項目の明確化・点検ルールの制度化が図られ、不備の早期発見・防止及びコンプライアンス意識の向上が図られた結果、2年目となった令和3年度は、月次点検表での不備報告数が前年比49%に減少し、学内のセルフチェック機能を強化し、不正の早期発見・予防、学内全体のコンプライアンス意識の向上を図ることができた。

## （3）問題点

「第2期中期行動計画」は令和2年度からの5カ年計画であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、遅れている事業が見受けられる。令和4年度（中間の年度）に、行動計画・具体的施策の進捗状況を確認し、令和5年度以降の取り組みについて見直しが必要である。

危機管理については、マニュアルや体制づくりは順調に実施されているため、教職員及び学生の防災教育の強化及び意識の向上を検討する。

全教職員対象のSD研修について、参加率が80%前後であることから、参加率の向上と研修歴・効果測定をはかる仕組みを検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の精神を踏まえ、大学の理念・目的及びそれに基づく大学の将来を見据えた計画を実現するため、「140 教育ビジョン」とそれを達成するための5カ年計画「第2期中期行動計画」を策定している。

学長はじめ、役職者の権限を明確にし、学長を中心とした教学マネジメント体制を敷いて、大学運営を行っている。

また、大学の円滑な運営を行うため、学則をはじめ必要な規程を整備し、多様な業務を遂行するための事務組織を置き、適切に職員を配置している。

職員の能力向上のため、年間SD計画を策定し、実施している。

事務職員の人事管理の円滑な運用を図るため、人事計画に基づいた職員採用を行い、人事評価制度を導入し、昇格、異動等は適切に運用している。

予算編成は、常勤理事会で決定された経営方針及び予算編成骨子により編成し、会計関係の規程に則して執行している。また、予算執行の検証は、改善につなげるための予算検証会議により予算の検証を行っている。

大学運営の点検・評価については、「第2期中期行動計画」に則した毎年度の事業計画を立案し、上期末、年度末に点検・評価を行い、事業報告書としてとりまとめ、総括している。

以上のことから、本学の大学運営は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

## 第10章 大学運営・財務

### 第2節 財務

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：大学の財務関係比率に関する指標又は目標を設定

#### 【財政計画】

「将来ビジョン140・第2期中期行動計画 令和2年度～令和6年度」（以下、「第2期中期行動計画」という。）を踏まえ、中長期財務シミュレーションを作成して、今後の事業活動収支（経常収支）の黒字及び資金留保額3.5億円、運用資産積立率70%維持の目標を達成する計画を策定した（根拠資料10-2-1、10-2-2）。

なお、施設・設備計画等との連動性は、校舎等建替計画を踏まえ、毎年3億円（令和3年度末建物資産残高14,823千円/耐用年数50年相当）の施設維持引当特定資産への積立を継続すれば、施設の100%更新が可能となるシミュレーションとなっている（根拠資料10-2-3）。また、情報関係整備についても5カ年計画を作成しており、その資金については、単年度予算の中で実施し、大規模整備の場合は特定資産を取り崩す計画である（根拠資料10-2-4）。

#### 【財務関係比率に関する指標】

下記の指標（法人全体及び各部門）を重視し目標値を設定している（根拠資料10-2-5）。

##### 1) 事業活動収支関係

- |               |     |       |               |       |
|---------------|-----|-------|---------------|-------|
| 1. 事業活動収支差額比率 | 目標値 | プラス   | 令和3年度数値（法人全体） | 4.9%  |
| 2. 人件費比率      | 目標値 | 55%以下 | 令和3年度数値（法人全体） | 54.6% |

##### 2) 貸借対照表関係

- |        |     |           |               |       |
|--------|-----|-----------|---------------|-------|
| 1. 積立率 | 目標値 | 要積立額70%維持 | 令和3年度数値（法人全体） | 78.4% |
|--------|-----|-----------|---------------|-------|

また、令和3年度までの5年間に於いて、特に学生生徒等納付金については平成29年度を100として法人部門及び大学部門とも趨勢構造比率は100%前後で推移しており、安定的に確保できている（根拠資料10-2-6）。

なお、財務関係比率の目標値及び達成状況については、決算時において理事会・評議員会での説明承認を経て、教員に対しては全学教授会において、また職員に対しては職員研修においてそれぞれ報告している。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を

確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得や資産運用等

#### 【財務基盤】

18歳人口の再減少期を踏まえ、毎年事業活動収入の7%の資金留保（将来の戦略的な新規・特別投資及び施設設備の維持更新）を目指すために、学部入学定員620名を踏まえた目標値を設定し、その入学者数を確保することとしている。また、入学定員での積算で事業活動収支差額の黒字を達成し、さらに入学者目標数を確保することで、資金留保の目標値7%を確保するように計画している（根拠資料1-12 VI-(5)-①【ウェブ】）。

令和3年度において、目標数以上の大学学部入学者を確保、事業活動収支差額の黒字を達成し、また事業活動収入の7%留保（約3.5億円）は、5億17百万円となり目標額を上回った。過去4年間を含め目標値をほぼ達成していることから経営基盤の確立が図られていると判断できる（根拠資料10-2-7）。なお、令和4年度予算においては、入学定員ベースでの積算とし支出等の予算配分を行った。

#### 【教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み】

「第2期中期行動計画」において、いわゆる固定費にあたる経常経費について、令和2～4年度の3年間、予算ベースで前年度経常事業経費（継続事業+新規事業）の1%（約1,200万円）を削減し、それを財源として、教育研究事業のうち、「第2期中期行動計画」で示された、大学教育の「学び」の質保証・学修者本位の教育への転換につながる事業については「特別要望予算」として事業計画を申請することで採択、予算配分を行う仕組みとした（根拠資料10-2-5）。これにより、教育研究の十分な遂行と財政確保の両立を図るとともに重点事業への投資の選択と集中を図っている。令和3年度は前年度比0.0%削減となり達成できなかったが、削減を前提に特別要望予算として5,092千円を予算配分した（根拠資料10-2-8）。令和4年度は2.1%（27,349千円）削減となり、493千円を予算配分した（根拠資料10-2-9）。

#### 【外部資金獲得等】

令和3年度の科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）直接経費配分額は13,913千円であった（根拠資料10-2-10）。科研費獲得のため、申請を全教員に促しており、平成25年度からは「科研費研究計画調書の書き方説明会」を9月の申請時期に年1回開催し、令和3年度は、7月14日の教授会終了後に開催（参加者11名）した。外部講師による支援業務（科研費申請書レビュー）の実施、さらに科研費申請に係る参考書籍の貸出し（実績1件）や科研費に採択された「研究計画調書」閲覧を可能にする支援（実績4件）を開始した。受託研究費は、3,696千円（研究開発推進センター関係分）であったが（根拠資料9-22）、共同研究費は令和3年度も実績がない状況である。令和3年度の外部資金の資産運用につ

いては、特に問題なく、事務手続き等も全て完了した。

平成26年度から「教学振興会」による寄付金事業（寄付期間5年間）を実施しているが、大半の会員が入会から5年を経過していることもあり、本法人教職員を対象に、令和3年度から再入会依頼を行う方針を決定し、実施した（根拠資料10-2-11）。令和3年度の納入実績額は、4,780千円、累計額は221,856千円となった（根拠資料10-2-12）。

協議員会費の納入については、令和3年度に「協議0員に関する内規」の一部を変更し、令和4年度から納入を再開することが決定した（根拠資料10-2-13）。

皇學館クラブ応援メッセージ募金については、インターネットによる申込手続きを中心に実施している。令和3年度の実績は、募金者26名、募金指定先のクラブ数11団体、募金実績額447千円であった（根拠資料10-2-14）。館友誌（同窓会会報）や大学ホームページによる「クラブ活動の見える化」へ向けての環境整備を行った。

令和3年度の学外諸団体から委託される「受託事業」の実績は、目標10件に対して3件であった。

- ①〔伊勢市〕環境学習の連携（300千円）
- ②〔三重県神社庁〕神宮大麻頒布促進を目的とした家庭祭祀啓蒙のための映像制作（631千円）
- ③〔一般社団法人神都の祈り〕神都の祈り産学官連携日本酒プロジェクトに係る祭祀コーディネート（250千円）

ただし、③については新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となった。

資産運用のうち受取利息・配当金収入については、「学校法人皇學館寄附行為」（積立金の保管）第32条の規定を踏まえたうえで、「学校法人皇學館資金運用規程」を国立大学法人与同等の運用を可能とする内容に改定（令和2年10月）し、適切に運用している（根拠資料10-2-15）。なお、資産運用収入の収益状況（受取利息・配当金+施設設備利用料）は、近年の金利の低下とコロナ禍による施設の外部貸出禁止による施設設備利用料収入減のため減収となっていたが、資金運用の見直しによる効果で受取利息・配当金収入が1,099千円増加し、令和3年度は33,054千円となった（根拠資料10-2-16）。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

## （2）長所・特色

財務関係比率に関して、重視する指標とその目標値を明確にし、さらに決算時における他大学法人との比較により、構成員の財務に関する共通認識を醸成することができている。

「教学振興会」では、令和3年度に、入会から5年超過した教職員を対象に再入会依頼をした結果、教職員80名、年額945千円（総額4,725千円）の申込手続きがあり、教学振興会の納入増につながった。

皇學館クラブ応援メッセージ募金では、前年度と比べ、募金者及び指定先のクラブ数は減少したが、募金実績額は99千円（約26%）増となり、クラブ活動支援の拡充に繋がった。

### (3) 問題点

外部資金獲得等の適切性については、令和4年度中に同規模文系私立大学の比較等からの目標値を設定し、検証を行う。

令和3年度は、受託研究が2件（平成30年度9件、平成31（令和元）年度3件、令和2年度1件）で横ばい傾向、共同研究も実績がない状況が続いているため、本学教員が持つ知識・研究実績等を企業・自治体等との受託研究・共同研究に活用することを目的に作成した「研究シーズ集」を活用し、令和3年度に開催された学内業界・企業研究会に参加された39企業担当者に配付案内説明をし、相手先（地元企業・自治体等）を探し、研究の獲得を目指したが、申請がなかったため、令和4年度も広報活動を続けた。

「教学振興会」の今後の募集方針の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の収束状況など外部要因により再開時期が左右される状況にある。社会情勢をみながら、寄付金会議を開き、再開時期を見極める必要がある。また、令和4年度からは、協議員の会費納入と、教学振興会の寄付金事業とが並行して実施されることになり、双方に支援してもらえよう関係会議等で理解を求めていく必要がある。

### (4) 全体のまとめ

本学は、教育研究活動を安定して遂行するために、中長期財務シミュレーションを作成し、今後の事業活動収支（経常収支）の黒字及び運用資産積立率70%維持の目標を達成する計画を立て、必要かつ十分な財務基盤を確保し、これを公正かつ効率的に運営するように努めている。また、建学の精神に示す通り、わが国の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与し、教育研究の水準を維持し向上していくための基盤整備を図るよう、安定的な財政運営に努めている。

本学財政上、授業料収入への過度の依存を避けるため、授業料以外に外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、受託事業費、共同研究費）の獲得体制を整備した上で財源確保を適切に進め、資産運用等も適切に行っている。問題点で指摘した通り、減少傾向にあった受託研究費や実績のまだない共同研究費を獲得するため、「研究シーズ集」の広報活動を進めていきたい。

以上のことから、本学の財務は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると判断する。

### 終章

序章で述べた通り、本報告書は、自ら改革・改善を行うための原動力と位置づけ、内部質保証の充実を図るものである。この観点から全体の総括を行う。

第1章では、本学が建学の精神に基づいて理念・目的を設定して公表し、理念・目的の具体的な実現を目指す「140教育ビジョン」を策定し、「(第1期)中期行動計画」に続き現在は「第2期中期行動計画」に則って全学一体的な取り組みによって「140教育ビジョン」の達成を果たしてきていることを確認した。

第2章では、内部質保証に関する全学的な方針である「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」を定め、全学内部質保証推進組織である「質保証・質向上委員会」を中心に配置した本学の内部質保証体制が整っていることを確認した。また、3つのポリシーを策定するための全学的な方針を定めて、点検・評価活動を「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に定められた手順通りに定期的に実施していることを確認した。各部局における点検・評価結果は、質保証・質向上委員会において全学的観点で評価し、結果を各部局にフィードバックすることで改善・向上支援を行っている。各部局はフィードバックされた結果をもとに、改善・向上の計画を質保証・質向上委員会に報告し、質保証・質向上委員会は、各部局への改善・向上支援を適切に行えたかを検証していることで、内部質保証システムが機能し、本学が自ら改善・向上を進めていく体制が整っていることを確認した。

第3章では、本学が現在設置している教育研究組織である文学部、教育学部、現代日本社会学部の3学部、文学研究科、教育学研究科の2研究科、神道学専攻科の1専攻科、教育開発センター、研究開発推進センターの2センターが本学の理念・目的に適合した教育研究組織であることを確認した。教職課程についても全学的実施組織として皇學館大学教務委員会教職課程・保育士資格部会を設置し、全学的な教職協働による実施組織体制を整えていることを確認した。教育研究組織の適切性については「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、自己点検・評価を、組織ごとに毎年行って、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていることを確認した。

第4章では、授与する学位ごとに、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を定め、公表していることと、両方針の関連の適切性を確認した。

全学部共通科目は大学の教育課程の編成・実施方針によって、各学部・学科・研究科は各学部・学科・研究科の教育課程の編成・実施方針によって適切に設定し、カリキュラム・マトリックスで各科目の学位授与方針との関連性を明示していることを確認した。科目の順次性と体系性は履修系統図で示し、科目の順次性については科目ナンバリングコードもシラバスに記載して明らかにしていることを確認した。

授業の実施については「皇學館大学学則」や「皇學館大学教務規程」で詳細を定めて厳格に行っている。初年次教育への配慮は第1 Semesterに全学部必修科目「初年次ゼミ」を開設することで実現し、高大接続への配慮として「入学準備プログラム」による入学前指導を実施することで実現できていることを確認した。大学院科目では、「コースワーク」と「リ

## 終章

サーチワーク」が適切に組み合わせられていることを確認した。

単位の実質化を図るために CAP 制に準拠した履修指導を行い、全科目のシラバスに各授業回における事前・事後学習内容と必要な学習時間を明記していることを確認した。

成績評価、単位認定、学位授与が適切に行われていることを確認した。卒業論文・卒業研究についてはルーブリック評価を採用して評価の公平性・客観性を確保していることを確認した。

卒業認定・学位授与の方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価するためにアセスメント・ポリシーを策定し、多角的な指標を用いていることを確認した。

教育課程及びその内容、方法の適切性については「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、自己点検・評価を、組織ごとに毎年行っていて、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていることを確認した。

第5章では、入学者受入れの方針を定めて公表して、この方針に基づいて学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備して、入学者選抜を公正に実施していることを確認した。入学定員及び収容定員は学士課程と編入生においては、適切に設定し、在籍学生数も適切に管理していることを確認した。修士課程、博士課程においては収容定員に対し在籍学生数が充足していない状況が続き、奨学金制度、進学説明会等対応を進めていることを確認した。

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていることを確認した。

第6章では、「皇學館大学の求める教員像と各学部・研究科の教員組織の編制方針」を定め、この方針に基づいて各学部・研究科が教員組織の編制方針を明示していることを確認した。また、これらの方針に基づき、各学部・研究科が適切に教員組織を編制していることを確認した。

教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し、規程も整備され、これらにしたがって募集、採用、昇任が適切に行われていることを確認した。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は組織的、定期的実施していて、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用については、評価制度に基づき評価し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていることを確認した。

第7章では、「学生支援に関する方針」を定め、この方針に基づき学生支援体制を整備していることを確認した。また、この体制によって、修学支援、学生生活支援、進路支援がそれぞれ適切に実施されていることを確認した。

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っていて、その結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについても概ね適切に行っていることを確認した。

第8章では、「皇學館大学 教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、この方針に基づき、施設、設備等の整備がされ、管理されていることを確認した。また、情報倫理の確立に

## 終章

関する取り組みについては、学生には年度初めに情報セキュリティ教育を実施し、教職員にはSD活動として毎年内容を替え、セキュリティ研修会を年1回開催していることを確認した。

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、適切に機能させていることを確認した。

「教員の心得」に大学としての研究に対する基本的な考えを明示し、研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等、TA・RA等の教育研究活動支援体制、オンライン授業への対応等を通じて、適切に教育研究活動の促進を図っていることを確認した。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みとして、「皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程」と「皇學館大学「人を対象とする研究」倫理規程」を大幅に改正し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施し、研究倫理に関する学内審査機関である「人を対象とする研究倫理審査委員会」が機能していることで、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していることを確認した。

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていることを確認した。

第9章では、「社会貢献・社会連携に関する方針」を定め、この方針に基づき、学外組織との連携体制として地域連携推進室及び地域課題学修支援室を窓口として、自治体・団体との包括連携協定、高等教育機関との地域連携等を構築し、社会連携事例集・研究シーズ集・講師派遣プログラムを活用し、受託事業、公開講座、受託研究等を促進し、また「伊勢志摩定住自立圏共生学」教育プログラム等を推進していることを確認した。

社会貢献・社会連携の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていることを確認した。

第10章第1節では、「140教育ビジョン」とそれを達成するための5カ年計画「(第1期)中期行動計画」を大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針として明示して、この方針に基づいて、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を行っていることを確認した。

予算編成及び予算執行を適切に行っていて、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織が適切に機能していること、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていることを確認した。

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていることを確認した。

第10章第2節では、「第2期中期行動計画」を踏まえ、中長期財務シミュレーションを作成した上で、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画を適切に策定して

## 終 章

いることを確認した。財務関係比率に関する指標を3点置き、それぞれ目標値を立てていることを確認した。また、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していることを確認した。

以上、第1章から第10章まで、本学の取り組みが一步一步ではあるが着実に内部質保証システムを有効に機能させる方向に向かっていることを確認してきた。

今後の展望としては、本報告書によって情報共有を図り、本学構成員すべてが本学の内部質保証システムを遂行する責任をもっていることを自覚し、自らの組織の改善・向上を進めることで内部質保証の充実を目指していきたい。